

令和 5 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

令和 4 年 7 月 2 9 日

全 国 知 事 会

令和５年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

この度、過去最多４５名の知事本人が出席する中、全国知事会議を奈良県で開催しました。

今回の知事会議は、新型コロナの猛威やウクライナ情勢等に起因する物価高騰等の危機を打破するため、「危機突破！挑戦が未来を創る」をスローガンとして掲げ、全国の知事がほぼ全員集結する異例の熱気あふれる議論を繰り広げ、各委員会・対策本部・プロジェクトチーム等の提言等に基づき、「令和５年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」をとりまとめました。

また、今回初めて、知事・有識者等が３テーマに分かれて集中的に検討する「セッション」と併せ、日本経済団体連合会との連携協議を行うとともに、若宮健嗣万博担当大臣も参画した議論の末「大阪・関西万博（２０２５年日本国際博覧会）推進本部」を設置するなど、政府や国民・各界の方々と連携する「共にたたかう知事会」として重要な一歩を踏み出すこととなりました。

全国知事会は、未曾有の危機を突破すべく、心一つに結束し、新型コロナの感染防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、物価高騰等の難局に立ち向かい、地方部と都市部がともに輝く「デジタル田園都市国家構想」・「地方創生」・「脱炭素社会」などの課題解決に、政府と連携を図りつつ、全力で挑戦して参ります。

政府におかれては、本提案・要望を十分に踏まえ、今後の予算編成や施策立案に反映されますよう強く要請いたします。

令和４年７月２９日

全国知事会会長 平井 伸治

目 次

《全国知事会議 宣言》

令和4年7月全国知事会議 奈良宣言	1
-------------------------	---

《政策提案》

【くらしの安心確立】

1 くらしの安心確立に向けて	2
----------------------	---

【新型コロナウイルス感染症関係】

2 新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議	3
------------------------------	---

3 新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言	4
-------------------------------	---

【地方創生関係】

4 コロナ後に向けた地方創生・日本創造への提言	18
-------------------------------	----

【デジタル社会関係】

5 デジタル社会の実現に向けた提言 ～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために～	35
--	----

【地方行財政関係】

6 地方税財源の確保・充実等に関する提言	47
----------------------------	----

【環境関係】

7 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	67
---------------------------------	----

【社会保障関係】

8 ポストコロナ時代の持続可能な医療提供体制構築と健康づくり 推進に向けた提言	72
--	----

9 ジェンダー平等の実現に向けた提言 ～世界のフロンランナーとなるための4つ（教育・経済・ 政治・健康）の戦略～	76
--	----

10 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 ～次世代育成支援の抜本強化に向けて～	82
--	----

1 1 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 ～コロナ禍を乗り越え、子どもが健やかに育つために～	8 9
--	-----

【文教関係】

1 2 「イノベーション・commons（共創拠点）」の推進に向けて	9 4
--	-----

【農林商工関係】

1 3 コロナ禍を乗り越えLXローカル・トランスフォーメーション を実現するための提言	9 7
--	-----

1 4 国産木材の需要拡大に向けた提言	1 1 3
---------------------------	-------

1 5 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言	1 2 2
------------------------------------	-------

1 6 花粉発生源対策の推進に向けた提案・要望	1 2 7
-------------------------------	-------

【国土交通・観光関係】

1 7 国土強靱化の加速と地方創生回廊による分散型国づくり及び 地域経済を支える観光の本格的な復興 提言	1 3 2
---	-------

【大阪・関西万博関係】

1 8 大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の成功に向けた 取組みの推進について	1 3 4
--	-------

【災害対策・国民保護関係】

1 9 大規模災害への対応力強化に向けた提言 ～令和3年に発生した災害の検証を踏まえ～	1 3 5
--	-------

2 0 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	1 4 2
-----------------------------------	-------

【東日本大震災関係】

2 1 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	1 6 0
-------------------------------------	-------

【地方分権関係】

2 2 地方分権改革の推進について	1 7 4
-------------------------	-------

【その他】

2 3 参議院選挙における合区の解消に関する決議	1 8 1
--------------------------------	-------

《政策要望》

【農林水産関係】

1 経済連携協定について	182
2 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について	182
3 農業の振興について	182
4 林業の振興について	190
5 水産業の振興について	191

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について ...	194
2 地域経済の活性化について	194
3 中小企業の振興について	195
4 雇用対策の推進について	197

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について	200
-----------------------------	-----

【国土交通・観光関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について	201
2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進について	202
3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について	203
4 道路整備の推進等について	203
5 港湾整備の推進等について	205
6 鉄道整備の推進について	206
7 地域における交通の確保等について	206
8 航空路線の維持・充実等について	208
9 観光振興対策の推進について	208
10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	210
11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について	210

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について	2 1 2
2 医療保険制度改革の推進について	2 1 7
3 健康づくりの推進について	2 2 0
4 超高齢社会への対応について	2 2 1
5 少子化対策の推進について	2 2 2
6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について	2 2 4
7 障害保健福祉施策の推進について	2 2 5
8 生活困窮者などの対策について	2 2 6
9 地域共生社会の実現に向けて	2 2 6
10 人権の擁護に関する施策の推進について	2 2 8
11 犯罪被害者等支援施策の充実強化について	2 2 9

【文教関係】

1 教育施策の推進について	2 3 0
2 地域における科学技術の振興について	2 3 5
3 地域における文化芸術の振興について	2 3 6
4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なスポーツ イベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について ...	2 3 7
5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について	2 3 7

【環境関係】

1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について	2 3 9
2 大気環境保全対策の推進について	2 3 9
3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	2 4 0
4 海洋ごみ対策の推進について	2 4 2
5 生物多様性保全対策等の推進について	2 4 2
6 アスベスト対策の推進について	2 4 3

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について	2 4 5
2 電力需給対策等の推進について	2 4 8

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について	2 5 0
2 事前防災・減災対策の推進について	2 5 5
3 多様な災害対策の推進について	2 5 9
4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について	2 6 4
5 原子力災害対策の推進について	2 6 7
6 国民保護の推進について	2 6 9

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について	2 7 1
2 会計年度任用職員制度の運用について	2 7 1
3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の 推進について	2 7 1
4 地域国際化等の推進について	2 7 2

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について	2 7 4
2 北方領土及び竹島問題の早期解決について	2 7 6
3 拉致問題の早期解決について	2 7 6
4 座礁放置された外国船舶の処理等について	2 7 7
5 漂着船等に対する万全な対策について	2 7 7
6 ウクライナ避難民の受入について	2 7 8

【道州制関係】

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について	2 7 9
2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき 事項について	2 8 0
3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について	2 8 0

《セッション アピール文》

1 地方自治・地方政治	2 8 2
2 脱炭素・地球温暖化対策	2 8 3
3 LX（ローカルトランスフォーメーション）と デジタル田園都市国家構想について	2 8 4

《参 考》

項目別担当部一覧	2 8 5
----------------	-------

《全国知事会議 宣言》

令和４年７月全国知事会議 奈良宣言

- 717年に阿倍仲麻呂が遣唐留学生として、平城京から世界最先端の文化・技術を誇る唐へ渡ってから1300年有余年。現代は当時と同じく、国内はもとより世界に学ぶとともに、世界からの大きな影響を免れることができないグローバル化の時代である。
- そのような時代の中、外交において、外国首脳から極めて高い評価を受けるとともに、東日本大震災からの復興、地方創生への取組など大きな実績を残した安倍元首相が、選挙の最中、凶弾に倒れるという痛ましい事件が起きた。このような蛮行は、暴力によって民主主義が脅かされる不安を国民に与えるものであり、我々は、暴力に屈せず、民主主義を断固守り抜くことを改めて決意した。
- コロナ禍の影響が長期化する中、ロシアによるウクライナ侵攻が、さらなるエネルギーや資材、農林水産物等の原材料の調達コストの上昇を招き、国民生活・社会経済活動への影響が懸念されるこの時期に、3年ぶりに全国から地方政府を代表する知事が「日本の国のはじまりの地」である奈良に一堂に集い、多くの課題について議論を重ねたことにより、各地域の実情や施策についてより実質的な理解が深まり、改めて対面での議論の意義を感じた。
- 併せて、グローバル化時代における諸課題を解決していくためには、従来の中央集権国家とは異なる、自立と連携を基本とした発展モデルが必要であり、さらに地方自治を深化させ、地域が実情に応じて現場での創意工夫に取り組むことの重要性についても認識を共有した。
- 多くの課題の中でも、特に「デジタル田園都市国家構想」はコロナ禍での社会経済の変化を踏まえつつ、地方部と都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形づくるため、地方と国が一体となって取り組むべき最優先課題であり、国はこれまで以上に地方の意見を反映しつつ、構想実現に向けた取組を推進されたい。
- また、2025年に開催される大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに世界中から多くの人々が集い、知恵や情報等が共有される貴重な機会となることが期待され、全国知事会としても大阪・関西万博の成功に向けた取組を引き続き推進していく。
- 全国知事会は、グローバル化が一層進む中、ウィズコロナからアフターコロナも見据え、「くらしの安心確立調整本部」の設置による住民生活・地域経済活動の更なる支援や平時の安全、有事の安心に繋がる、人に優しいデジタル化の推進等、地域を取り巻く新たな課題についても共に学び、連携・交流により知恵を出し合うほか、積極的に国に提案を行うとともに、広く国民に情報を発信する。
- 長期化するコロナ禍、ウクライナ問題、物価高騰など、今、日本が直面する戦後最大級の難局を国と一体となって突破し、地方部と都市部が共に輝き、より良い日本を創生できるよう、更なる挑戦に果敢に取り組んでいくことをここに宣言する。

《政策提案》

1 くらしの安心確立に向けて

国において「物価・賃金・生活総合対策本部」が開催され、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う物価高騰に対応するため、農産品の生産コスト上昇を抑える肥料の購入支援金創設や、電気料金の負担軽減を図る節電プログラムの実施等を決定したほか、1兆円の地方創生臨時交付金を活用し、地方自治体が独自に行う低所得者への給付金の上乗せや給食費支援、電気料金高騰に対応するための地場産業支援等、地域の生活・産業を支えていくための方向性が示された。

全国知事会としても、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う物価高騰等の影響など重なる危機を突破し、疲弊している地域社会の経済・生活を守るべく、くらしの安心確立調整本部を立ち上げ、国と一体となって全力で取り組んでいく決意である。

燃油や電気料金等の物価高騰に対しては、国の一元的な対応が必要であることから、国においては、生活福祉資金の柔軟な運用等を通じた生活の底支え、肥料価格高騰への助成の仕組みや感染対策と両立する観光支援など農林水産業や観光宿泊・交通等の各産業への強力な支援を強く求める。

加えて、地域においては、それぞれの実情に応じた様々な施策が展開できるよう、必要に応じた地方創生臨時交付金の増額を含め、機動的な予備費の活用や大型補正予算の編成を通じ、住民生活・地域経済活動の更なる支援のための大胆かつ強力な対策を講じて頂くことを強く求める。

以上、決議する。

2 新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株 BA.5 系統等による過去最大の感染拡大が続いており、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立に向けた更なる取組が求められている。

全国知事会は、国民の生命と健康、暮らしを守るため、引き続き、国、市区町村、関係団体と一体となって更なる感染の抑え込みに全力で取り組むとともに、社会経済活動との両立を実現する社会づくりを推進していく決意である。政府におかれては、行動制限が課されない中、現場においてはもはや一日の猶予もない切迫した状況にあることを直視し、保健・医療体制を維持するため、以下をはじめ感染拡大防止に総力を挙げて取り組んでいただくよう強く求める。

1 現場で講じるべき感染対策に関する対応方針及び支援

爆発的な感染拡大を見せる BA.5 系統等に対し、現在の基本的対処方針では的確な対応が困難であることから、その特徴を早期に明らかにし、政府として現場でとるべき対策について新たな方針を示すこと。そして、各自治体が地域の実情に即して特に感染拡大防止を図る必要があると認める場合には、まん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、各自治体が行う感染対策に関する取組に対し、財政措置を含めて強力な支援を行う仕組みを整えること。

その際、速やかに感染拡大防止を図る必要があることを対外的に示すため、各都道府県知事の要請による国の事態認定を可能とすることも含めて検討すること。

2 感染状況に応じた具体的かつ多様な対策

1 の支援策については、オミクロン株による感染の特徴を踏まえ、従来の対策を行うか否かにかかわらず、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設等を含めた具体的かつ多様な対策について、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて効果的・効率的に選択できるようにすること。

また、BA.5 系統等による感染者の急増に対応するため、保健所の機能強化や、医療ひっ迫の懸念を踏まえた医療提供体制の充実や感染対策の強化をはじめとする保健・医療提供体制の維持・確保に対する抜本的な支援を含め、迅速かつ効果的な感染対策に積極的に取り組むこと。

3 新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株 BA.2 系統から BA.5 系統等の新たな変異株への置き換わりの影響等により、多くの地域で過去最多の新規感染者数を記録するなど、全国的に急速に感染拡大している中、更なる感染拡大を防止しながら、社会経済活動との両立を図っていくとともに、今後も新たな感染症が発生することを想定した社会づくりを着実に進めていくことが重要である。

こうした中、政府は、BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への具体的な対応として、ワクチン接種の更なる促進、メリハリのある感染対策、保健医療提供体制の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルスと併存しつつ平時への移行を慎重に進めていくとした。また先月には、医療提供体制や保健所体制の強化、特措法に基づく措置の実効性の向上、司令塔組織の整備など、有識者会議における議論を踏まえ、内閣感染症危機管理庁の設置や日本版 CDC の創設を始めとした「次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定している。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き、国、市区町村、関係団体と一体となって感染拡大防止に全力で取り組むとともに、社会経済活動との両立を実現する社会づくりを推進していく決意である。政府におかれては、以下を始めとする地方の意見を反映しながら、BA.5 系統等による感染拡大防止に総力を挙げて取り組むとともに、平時・有事における対応の制度設計を早急に行い、具体策の提示及び必要な財源の確保など、真に実効性のある感染症対策を強力に進めていただくよう強く求める。

1. 感染拡大防止等について

(1) 新たな変異株の特性に応じた感染抑制・社会経済活動の両立に資する対策の提示

今般の感染再拡大については、オミクロン株 BA.2 系統から、感染者増加の優位性や免疫逃避が指摘されている BA.5 系統等の新たな変異株への置き換わりが要因の一つと考えられることから、海外の知見を踏まえ、感染力や症状、重症化リスクなど、新たな変異株の特徴を早急に分析するとともに、その特性に応じた感染抑制と社会経済活動の両立に資する全般的な対応方針と社会経済活動の維持・継続に支障が生じている濃厚接触者に対する対応の在り方を含めた具体的対策を早期に提示すること。また、各業界で定めている「業種別ガイドライン」に

ついて、これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。

併せて、BA.5系統等の新たな変異株の特性など様々な要因を踏まえつつ、必要時に適切な投薬が可能な環境の確保、医療に係る公費負担の整備、国負担による無料検査体制の確保、保健所機能の抜本的強化などの諸条件を整えた上で、感染者の全数把握の可否など新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いについて検討するとともに、そのロードマップを早急に示すこと。

(2) オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針

感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示し、特措法上の措置との関係を明確にすること。

また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、飲食店への時短要請を必須とせず、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設において、クラスターが発生するなど感染が広がっている状況を踏まえ、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、特措法の規定を踏まえて、基本的対処方針を改定するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

併せて、まん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が地域の実情に応じて十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、政府として早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援すること。

なお、感染の再拡大を防ぐためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化を図り、レベルにとらわれず、知事の要請に応じて機動的に発出すること。

(3) 基本的な感染対策の再徹底

全国的に新規感染者数が増加している中、行政による行動制限とは本質的に異なる国民や事業者による予防行動が重要であることから、ワクチン接種者を含め、3密の回避や会話時のマスクの着用、手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を、これまでに得た様々なエビデンスに基づき、国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること。

特に、BA.5 系統等については、換気が不十分であったことにより感染が拡大した事例がみられることから、当該変異株の特性に応じた換気のあり方について科学的知見に基づき分析し、国民に周知すること。

また、オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、BA.2 系統や更に感染力が高いとされる BA.5 系統等により感染者数が急増していることから、重症化や後遺症など感染時のリスクを国民に正しく認識してもらえよう、国として情報発信を継続すること。

さらに、夏休みシーズンに入り、帰省や旅行などで人と人との接触の機会が増えることから、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。その際には、子どもには大人が声をかけるなど、誰から誰へ伝えるかも考えた上で、短いフレーズで発信すること。

加えて、感染した場合の対応方法として、あらかじめ、解熱・鎮痛剤や常備薬を配置するとともに、従前から災害への備えとして各家庭にお願いしている3日間程度の水や食糧、日用品等の生活物資の備蓄について、国民に対し、広く呼び掛けること。

(4) 検査試薬及び検査キットの供給体制の確保

感染再拡大を防止するため、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要な検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図るとともに、随時、国民や地方に対して情報提供を行うこと。

また、都道府県に対して配布される抗原定性検査キットについては、外来医療のひっ迫への対応だけでなく、医療機関における検査キットの供給・流通不足への対応を目的として活用することもできるよう、地域の実情に応じた柔軟な取扱いとすること。

(5) 無料PCR等検査の拡充

「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、全額国が費用負担し、感染状況が「レベル2未満の状況」であっても、知事の判断で実施可能とするとともに、旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充し、それに要する費用についても国が支援すること。

また、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、感染不安だけではなく、社会活動等も

含めた複合的な要因で受検するケースが多いことから、登録検査事業者の拡大を図り、検査を受けやすくするため、全額国費負担の上、より簡便な制度で事業を一本化するとともに、検査事業者への支援の仕組みを確立し、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

加えて、登録検査事業者の拡大や事業者の経営に支障を来さないよう、実施期間の延長等について早期に方向性を示すとともに、無料検査事業の延長等により、検査体制の整備等に要する費用が増加し、検査体制を維持することが難しくなることから、不足が見込まれる額については財政的支援を行うこと。

また、感染拡大防止には検査の正確性が重要であることから、イベントを含め、PCR検査を確実に実施できるよう支援すること。

併せて、高齢者施設等を対象としたPCR集中検査や抗原検査キット調達の経費については全額国庫負担金の対象とするとともに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用として施設等が行う自費検査費用をサービス提供体制確保事業費の補助対象に含めること。

（６）水際対策

外国人観光客の受入再開など国際的な往来の本格的な再開に当たり、入国者に対する基本的な感染防止対策の遵守方法や陽性判明時等の緊急時の対応について、入国時に多言語で分かりやすく情報発信及び啓発を行うとともに、旅行会社や宿泊事業者等が留意すべき点等をまとめたガイドラインについて事業者及び地方自治体に対して情報提供を行い、国の責任において事業者に確実に遵守させること。

また、海外における変異株等の発生状況や特性についての監視・研究体制を強化し、科学的知見の速やかな収集・分析を行い、発生状況等に応じて検疫体制を迅速に強化すること。

（７）季節性インフルエンザとの同時流行対策

日本では過去２シーズン季節性インフルエンザが流行しておらず、２歳以下のインフルエンザワクチン未接種者等、免疫を持たない方が増えているとみられる中、オーストラリアでは例年より早く季節性インフルエンザが流行しており、国内でも例年より早い時期の流行が懸念される。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定され、医療ひっ迫につながる恐れがあることから、インフルエンザワクチンを早期に確

保・供給するとともに、医療従事者や乳幼児、基礎疾患のある方等への優先的接種など、対応方針を早急に示すこと。

また、感染症の同時流行を想定した医療提供体制や検査体制の在り方を検討すること。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) 3回目接種の取組

感染者数が若年層を中心に再び増加傾向となる中、若年層の接種率が低迷している。オミクロン株はデルタ株に比べて重症化率が低いことや副反応に対する不安など、ワクチン効果の理解が進んでいないことが要因と考えられる。

一方、厚生労働省の分科会等では国内外のワクチンに関する最新の有益なデータが報告されているが、会議の中での報告にとどまり、積極的な情報発信はされていない。今後、接種の必要性や有効性、安全性などについて、更なる理解を促進するため、国内外のワクチンに関する最新の科学データを示すこと。

また、ノババックス社ワクチンの有効性や副反応の状況、またオミクロン株の後遺症の影響などを含め、できる限り早く幅広く情報発信を行うなど、改めて国として接種の呼び掛けを強力に行うこと。

(2) 4回目接種の取組

今回の感染再拡大により、高齢者や基礎疾患を有する方の重症化も懸念されることから、改めて4回目接種の有効性や副反応の状況などについて、国民に向けて分かりやすい情報発信を行うこと。併せて、現在3回目接種から5ヶ月となっている接種間隔の弾力的な運用を検討するとともに、接種対象者となる重症化リスクの高い基礎疾患を有する者等の基準を明確に示し、現場の混乱が生じないようにすること。

また、分科会の議論を踏まえて、医療従事者や介護従事者等が接種対象者に加わったが、社会経済活動を維持するためにも、エッセンシャルワーカーをはじめ、接種を希望される方も対象に加えるよう検討すること。対象が拡大された一方で、ニーズの高いファイザー社ワクチンの追加供給がないとされている。ファイザー社ワクチンは元々の供給量が少なかったため、先行して接種が開始された高齢者等でも予約待ちが発生していることから、早急に追加供給を検討すること。

加えて、今回の接種対象者の拡大に当たっても、自治体への情報提供が遅れたため、接種開始までに接種券の発券が間に合わない市区町村が発生したことから、今後更に対象を拡大する場合は、早期に自治体へ情報提供を行い、準備期間を確保すること。

現在4回目接種に使用できるのはファイザー社及びモデルナ社ワクチンのみとなっているが、最新の知見も踏まえてノババックス社ワクチンなども使用でき

るよう検討すること。

(3) 12歳未満の子供への接種

オミクロン株への効果や副反応の状況など科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、分かりやすいメッセージを打ち出すこと。

また、かかり増し経費に対する財政措置として、全国統一的に接種費負担金の加算措置を講じる等、適正な措置を確実に講じること。

併せて、小児の接種には保護者の付き添いが必要であり、企業等に協力を求めるなど、引き続き、国として休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。

(4) 今後の接種方針の早期提示

新型コロナワクチンの特例臨時接種は、9月30日に終了する予定となっているが、変異株に対応した新たなワクチンの導入などが想定される状況にある。こうした中、接種の実施には集団会場の確保や医療従事者の調整など事前の準備が必要であることを踏まえ、実施期間延長の可否等について、今後の具体的な方針を速やかに示すこと。

(5) ワクチンの有効活用

ワクチンの配送時点で有効期限を明示するなど、地方自治体が計画的に接種に用いることができるよう十分に配慮すること。また、国の主導により都道府県域を越えた調整や職域接種会場と地方自治体の交換など、ワクチンを柔軟に融通できる仕組みを構築すること。さらに、有効期限の短いワクチンについては、早期の使用が見込まれる諸外国に提供するよう取り組むなど有効活用を図ること。

3. 保健・医療体制の強化について

(1) 保健所機能の強化

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。急速な感染拡大により、健康観察、入院調整、検体採取など保健所の負担が増加した場合においても保健所が機能不全に陥らずに、地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮できるよう、国として、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、強化に対する支援を行うとともに、保健師の積極的な派遣や IHEAT の拡充等による広域的な人材派遣調整、D X の推進、各種報告事務の負担軽減等を通じて、より効率的・効果的に実務を運用できるよう改善を図ること。

また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）の安定的な運用や操作方法等の改善、医療機関による入力促進を図るとともに、次期感染症サーベイランスシステムへの切替えについては混乱のないように行うこと。

さらに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムを構築し、各種報告事務の合理化を促進すること。

（２）自宅療養者等への対応

感染急拡大時においては、早期診断・早期治療の徹底と自宅における確実な経過観察が重要であることから、外来での適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示すとともに、医療機関や薬局への委託を含め、都道府県が行う体制整備を積極的に支援すること。また、より多くの医療機関等が自宅療養者等の診療や健康観察などに携われるよう、医師会等に対し、体制の構築に係る協力要請を継続的に行うこと。

また、健康観察や食事の提供等の生活支援に当たって、都道府県と市区町村が連携しやすくするため、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に自宅療養者の個人情報の保護及び提供の根拠を定めること。

さらに、高齢者の療養に関して、疾病やADLの状況等を踏まえ、地域医療とも連携した適切な医療・看護が受けられるよう、国として明確な方針を示すこと。

（３）感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し

感染者や濃厚接触者の療養期間・待機期間等については、対象者の急増によって社会機能の維持・継続に支障を及ぼしていることから、エビデンスに基づき、更なる短縮等を検討するとともに、ワクチンの最終接種から一定期間内の場合は対象から外すなど、濃厚接触者の範囲についても見直しを検討すること。

なお、療養者が職場復帰する際に陰性証明等を求める事例が見られるが、本来不要であることから、国において、経済団体等を通じて強力に周知すること。

（４）新たな変異株の特徴等に即した医療提供体制の構築等

オミクロン株については、若い方や基礎疾患のない方の重症化の可能性が低いことが分かってきた中で、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が広がっており、限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していく必要があることから、変異株の特徴や感染者の症状等に即した的確な療養方法等について早急に方針を示すとともに、入院・外来の診療体制等を見直すこと。

また、診療所を含め、季節性インフルエンザ等の発熱患者の診察を実施していた医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑い患者に対しても、診療・

検査はもとより、初期治療を担うことができるよう、科学的知見を踏まえた持続可能な感染防御策や治療の手引き等を周知徹底するとともに、関係医療団体に対し、強く協力を要請し、必要な財政的支援を行うこと。

（５）感染患者の受入れに対する財政支援の強化等

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、これまでに確保した全ての病床（コロナ病床確保のため、やむを得ず休床した全ての病床を含む）に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、緊急包括支援交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

さらに、回復期の患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設や、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うとともに、令和４年１０月以降の措置について早急に方針を示すこと。

また、妊産婦や透析患者などの基礎疾患を持つ濃厚接触者が、かかりつけの医療機関を受診できるよう、診療前の検査や感染防止に係る設備整備等に対する支援を行うこと。

（６）感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援

医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合の診療報酬の加算措置については令和４年９月末まで延長されたが、通年の診療・検査体制を確保するために必要な診療報酬であり、引き続き、診療報酬の加算措置を行うこと。

また、令和４年度診療報酬改定において見直された「感染対策向上加算」は、感染症に係る重点医療機関、協力医療機関のいずれにも該当しない感染患者受入れ医療機関についても、加算の対象とすること。

（７）ワクチン・治療薬等の確保

感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による特性の変化にも対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、国

産ワクチンや治療薬について、速やかな製造・販売が可能となるよう、重点的な開発支援等を行うとともに、承認手続の迅速化を図ること。

また、治療薬、その他の医療用物資等について、国の責任においてサプライチェーンを把握し、戦略的に十分な量を確保した上で、流通の改善等を図り、医療機関・薬局等に備蓄分も含めて適切に配分できるよう安定供給体制を構築すること。

（８）後遺症の治療法の研究・開発等

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において治療法の研究開発を進めるとともに、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

４．感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

（１）事業者・生活困窮者等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、国の責任において、実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策を講じ、早期に執行すること。

（２）対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の弾力的運用・拡充

地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。

地方創生臨時交付金については、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業を幅広く対象とするとともに、弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度に見直すこと。

また、感染症対策と社会経済活動を両立させるため、行動制限や施設の使用制限等の要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組など、必要な対策を迅速に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、留保されている交付金 2,000 億円の早期配分や地方単独事業分の増額など更なる財源措置を講じること。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の算定については、まん延防止等重点措置の適用状況や３回目ワクチン接種率など、原油価格・物価高騰に関係のない指標を見直すこと。

加えて、医療機関や福祉施設等における物価高騰の影響について財政支援するとともに、国の一元的な対応が求められることから、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め検討すること。

(3) 観光産業への支援

全国旅行支援については、全国の都道府県が秋の行楽シーズンの旅行需要を確実に取り込めるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、開始時期を検討するとともに、実施方針を可能な限り早期に提示すること。

また、地域観光事業支援（ブロック割）については、エリア設定を柔軟にするとともに、全国旅行支援に合わせて設置する国の統一事務局についても、都道府県の希望に応じて先行して活用できるようにすること。

なお、これまでの地域観光事業支援については、短期間の延長が繰り返されてきたことから、今後の全国旅行支援又は地域観光事業支援の実施に当たっては、観光事業者及び旅行者が見通しをもって事業計画や旅行計画を立てることができるよう、秋以降の観光需要が落ち込む時期も含めた長期的な期間を確保するとともに、事前検査を厳格化することにより、安全であると確認ができた方はキャンペーンの活用を可能とするなど、レベル3においても制度を継続する方法を模索すること。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

(1) 司令塔機能における地方の意見の反映

新型コロナウイルス感染症では、地域によって感染状況が異なり、それぞれの地方の実情に応じた感染症対策を講じることの重要性が認識された。

このため、感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理庁の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版CDCの創設に当たっては、諸外国のデータ等を分析し、科学的な知見に基づいた的確な指示ができる体制を構築するほか、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、トップ同士や実務者レベルでの情報共有など、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討すること。

（２）感染状況に即応した情報・対策の発信

感染拡大を防止するためには、ウイルス等の特性を踏まえた早期の対応が重要であることから、日本版ＣＤＣを含め、専門家組織においては、感染の状況に応じて、科学的知見に基づく分析、検証を即時に実施し、第三者的な立場から感染抑制に有用な客観的で定量的な情報や、エビデンスに基づき優先順位を明確にした対策をリアルタイムに発信するとともに、情報発信に当たっては、専門家と政府の一元的な体制を構築し、国民の混乱を招かないよう方針を明確に伝えること。

また、地方の専門家組織等と連携を図るとともに、人材面や財政面での支援を積極的に行うこと。

（３）初動対応と特措法に基づく措置の実効性の向上

感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるためには、国のリーダーシップの下、都道府県が一元的に感染症対策を展開していくことが重要であることから、司令塔機能を強化しながら、対策の実施に当たっては現場主義に基づき、都道府県に権限や財源を与え、迅速かつ幅広い対応が可能となる仕組みを構築すること。

政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示を政府対策本部設置時から行い得るようにすることの検討に当たっては、必要な場面で当該権限が的確に行使されるよう、具体的な適用場面や要件などを設定・明示すべきであり、地方と十分協議の上、制度設計を行い、その意見を反映すること。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態措置、法令・諸制度の検討に当たっては、これまでの対策の効果を検証、分析した上で、専門家の知見や関係団体、地方自治体の意見等も踏まえながら、ウイルス等の特性や感染状況等に応じた全般的な対応方針やまん延防止等重点措置等の適用基準を速やかに明確化するとともに、具体的かつ多様な対策をメニュー化し、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて効果的・効率的な対策を選択できるよう、エビデンスに基づき早急に見直すこと。また、実効性の高い措置が可能となるよう、財政措置を含めて、法制度を強化すること。併せて、速やかに感染拡大防止を図る必要があることを対外的に示すため、都道府県知事の要請により、国の事態認定を可能とすることも含めて検討すること。

なお、感染症対策は全国各地で取り組むことから、各種支援策は、重点措置の適用等にかかわらず、全国一律で実施すること。

（４）検査体制の強化

都道府県、保健所設置市・特別区が試験検査・調査研究等をするために必要な

地方衛生研究所等の体制整備を行うに当たっては、感染症がどの地域で発生しても高い水準で公衆衛生上の対応を図ることができるよう、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示し、変異株の検査等を含めたサーベイランス体制の充実強化に向け、国として必要な人的・物的・技術的支援を行うこと。

感染初期の段階から検査を円滑に実施し、ウイルス等の特性に応じた対策を講じることが重要であることから、ウイルス等を検出できる検査手法を即時に確立し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整備するとともに、地方の判断で、検査の対象範囲なども含め柔軟に実施できるよう財政支援を含む必要な支援を行うこと。

また、感染拡大期にも、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要となる検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図ること。

なお、検査に係る診療報酬については、地方の検査に係るコストに見合った適切な診療報酬体系に見直すこと。

さらに、全ての医療機関において感染症が疑われる発熱患者の外来診療・検査に対応できるよう体制構築を進めること。

(5) 医療提供体制確保のための財政措置等

平時において都道府県と医療機関との間で新興感染症等に対応する病床等を提供する協定を結ぶ「全体像」の仕組みを法定化し、感染症危機発生時には協定に従い医療を提供するとされているが、感染患者受入れ医療機関や診療・検査医療機関、宿泊療養施設、入院待機施設、後方支援医療機関、薬局など、感染拡大時における医療提供体制を確実に確保するためには、空床補償や減収補償、感染症の拡大期にも確実に医療を提供するための医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の加算措置など、医療機関等の安定経営に向けた財政支援が必要であることから、体制整備に当たっては、国の責任において十分な財政支援を行うこと。また実効性を担保するための措置について、医療関係者や自治体と丁寧に調整し、具体的な検討を進めること。

また、医療資源を有効活用し、症状やリスク等に応じた適切な医療を確実に提供するための医療提供体制の在り方について、国としての明確な方針を示すとともに、新興感染症の流行時において、一般医療を圧迫することなく 感染症患者の受入病床を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とすることや、新型コロナ確保病床は二次医療圏単位では完結しないことから、圏域を超えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で都道府県知事の裁

量により、一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるようにするなど、感染症対応を想定した弾力的な病床制度とすること。

なお、国立病院機構、地域医療機能推進機構など、国所管の公的病院においては、感染患者を積極的に受け入れること。

（６）医療人材等の確保

感染拡大時に病床等を確保するためには、病床を稼働させる医師や看護師等の医療人材の確保が重要であるため、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応を図ること。

なお、DMATの派遣・活動は有効であるが、基本的には災害対応の派遣医療チームであることから、感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成を推進するなど、チームを拡充すること。また、公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症において高齢者施設等でクラスターが多発したことを踏まえ、これらの施設に従事する職員の感染対応力の向上を図るとともに、感染症対策の責任者を設置した場合に報酬の加算を行うなど、インセンティブ制度を創設し、対応を促進することを検討すること。

（７）都道府県と保健所設置市・区との連携強化

生活圏域・社会経済圏域での一体的な感染症対策を展開するため、都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化は不可欠であり、平時からの協議会設置や有事の指示権等の創設は重要であることから、これらが地域の実情に応じて実効性ある形で運用されるよう制度設計に当たっては、地方と十分協議し、その意見を反映すること。

（８）自治体と緊密に連携したワクチン接種方針の決定等

新型コロナウイルス感染症では、ワクチン接種について、現場となる地方の現状や、実務上の課題が十分伝わらないまま議論が進められ、唐突な形での指示や短期間で二転三転する指示に現場は大変混乱した。

ワクチンの接種方針を決定又は変更するに当たっては、検討段階から自治体に情報提供を行うとともに、現場との対話により、財政面も含め、円滑な接種の実現や実務上の課題解消に努めること。

（９）医療ＤＸの推進

今般の感染症対策により進んだ医療におけるデジタル化の流れを更に加速化させるため、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。

また、医療ＤＸの推進に当たっては、医療情報への不正アクセス防止のため、ハード面におけるセキュリティ対策に加え、日本医師会発行の万全のセキュリティ対策が施された医師資格証を活用して、適切に有資格者の認証を行うことができる仕組みを関係者と連携の上構築すること。

4 コロナ後に向けた地方創生・日本創造への提言

終息が見通せないコロナ禍の陰で、人口減少・少子高齢化は着実に進行している。

令和2年の出生数は、前年から2万4千人減少して戦後最低の84万人となり、同年の合計特殊出生率は1.33となるなど、少子化に歯止めがかからない状況にある。東京圏は令和3年まで26年連続の転入超過となり、新型コロナの影響で超過幅は縮小しているものの大都市圏に人口が集中する傾向は依然として継続し、地方の人材不足は深刻な問題であり続けている。

地方公共団体は、人口減少に歯止めをかけ、将来世代が暮らし続けられるまちを守るため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定のスキームの下、2次にわたり総合戦略を策定し、施策を総動員して地方創生の取り組みを進めてきた。

先般、政府は、地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、実行に着手した。地域が抱える人口減少などの課題を、デジタルの力の活用によって解決する視点は重要であり、地方は国と足並みを揃えて積極的に取り組む所存である。

一方、「まち・ひと・しごと創生法」が目的とする「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」及び「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」は、その意義を失っていないばかりか、ますます重要性を増している。

デジタルを有力なツールとして活用しつつも、そのみを全ての処方箋と考えず、リアルの世界で積み重ねてきたこれまでの努力や成果も力にして、地域がそれぞれの実情に応じた施策を引き続き総動員して取り組むこと、そして、国はそのような政策努力を柔軟に認め、包容力をもって地方を支援する姿勢が必要である。

加速する人口減少と長期化するコロナ禍など、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増している。加えて、デジタル化の進展により産業構造や社会システムが一変することで生じる新たな課題に直面する中、地方を創生し、新たな日本を創出するためには、施策の推進はもとより、個々の取り組みが立脚する地方制度の在り方にも目を向ける必要がある。

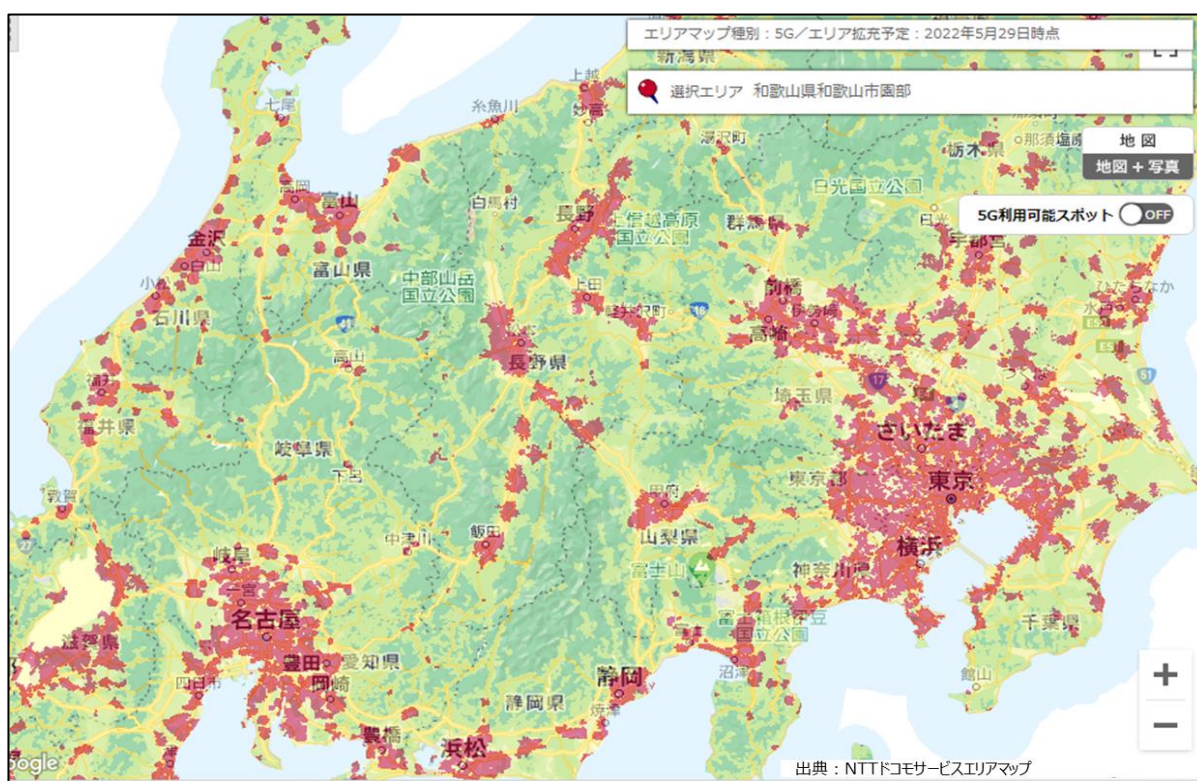
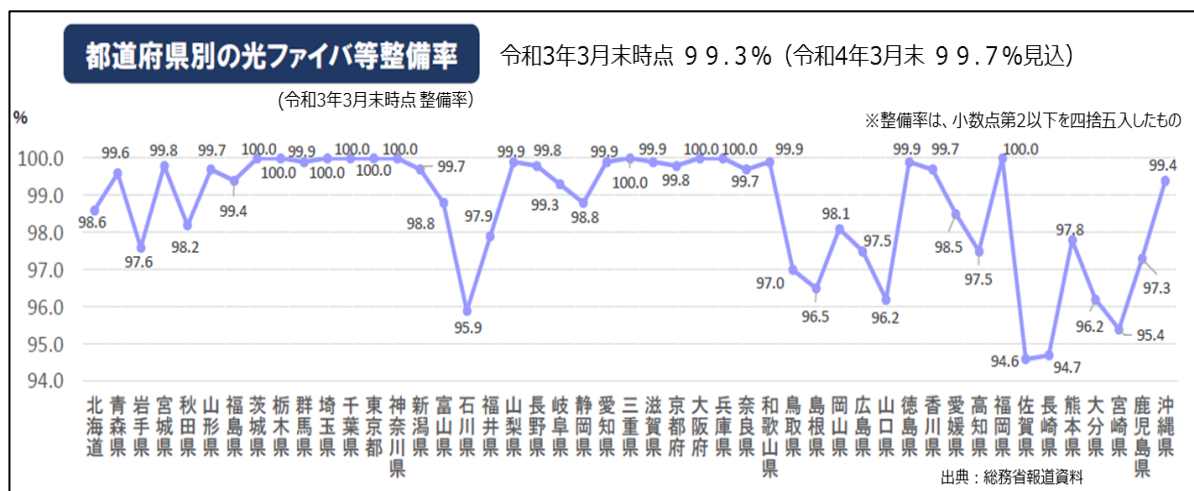
個別の法令や制度における対応にとどまらず、住民にとっての「最適解」を求める視点に立ち、「国家構想」の名に見合う大局観をもって新しい社会の在り方を国と地方がともに検討し、ビジョンを共有することが必要である。

本提言は、コロナ後の地方創生において重視すべき事項をまとめたものであり、政府においては、国土形成計画の策定を控えていることも踏まえて、以下の諸点に留意の上、総合的に関連施策の立案・実施に移されるよう求める。

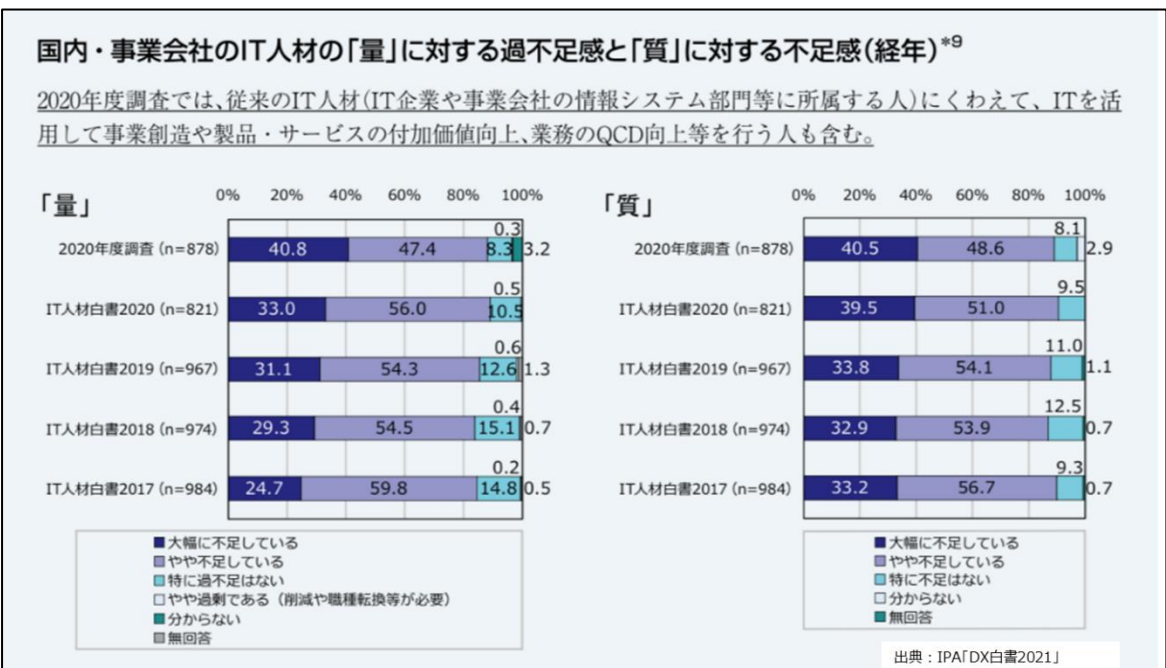
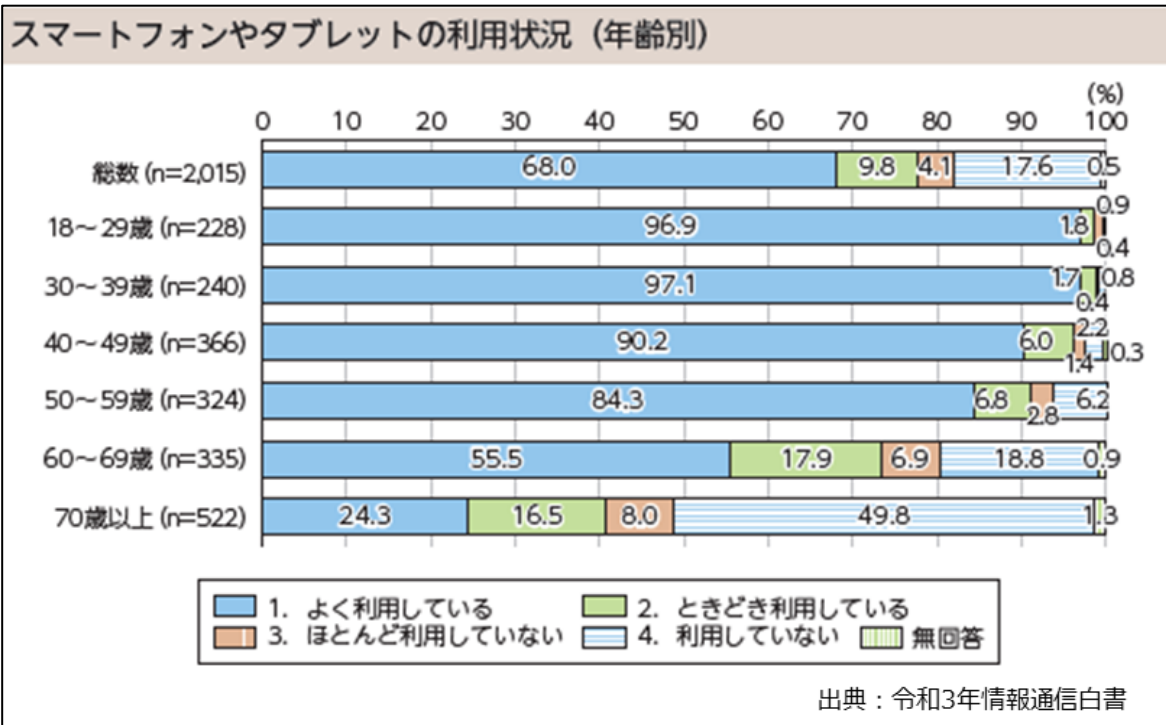
I デジタル田園都市国家構想の実現に向けて

(デジタル田園都市国家構想 × 地方創生)

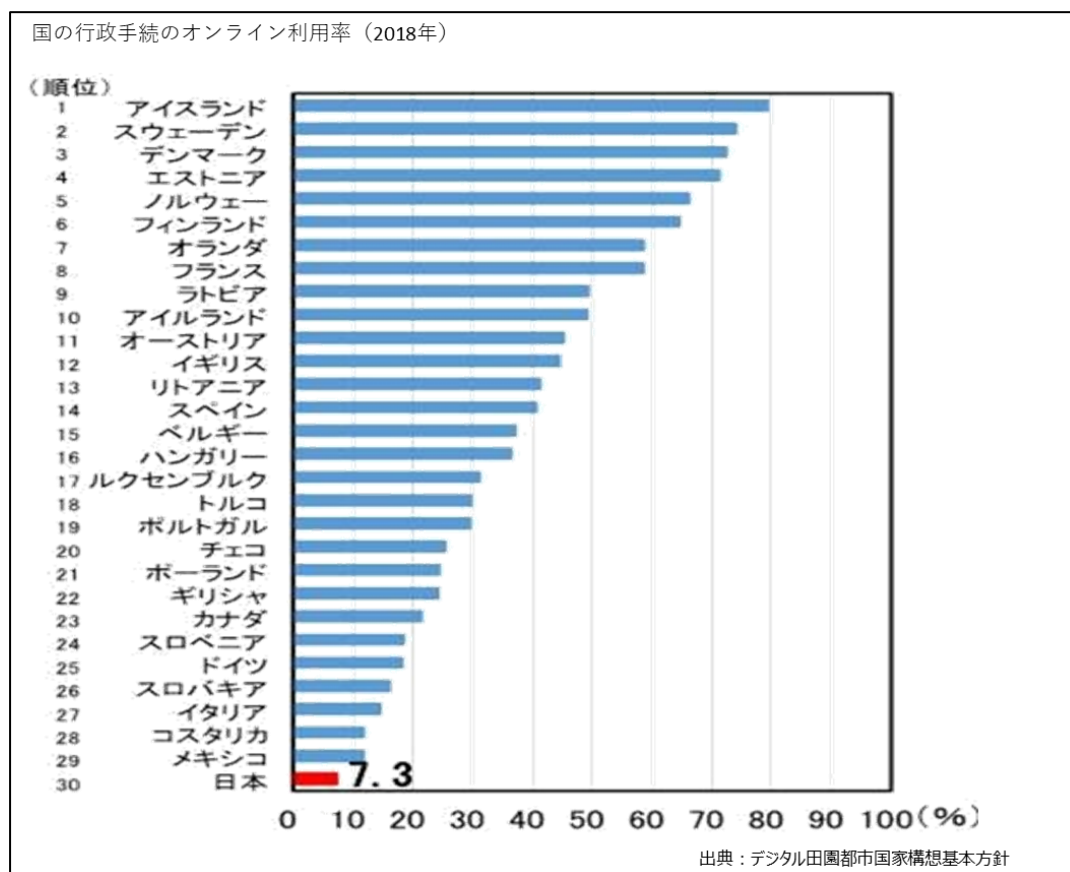
- デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指し、地方から全国へとボトムアップの成長を図ろうとする国の基本方針は時宜に適ったものであり、国主導によるデジタル技術が最大限活用される環境整備のもと、地方としても、直面する人口減少・少子高齢化等の重要課題に対処するための有力な手段として大いに期待し、積極的に取り組みを行っていくものである。
- ついては、中山間地域や離島等条件不利地域では光ファイバが未整備の地域が残っていること、また、DXの基盤として期待される5Gについては都市部を中心に整備が進められ、地域によって整備状況に差があることから、全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、まず前提となるデジタル基盤の整備を十分な通信品質を確保した上で、地方部においても早期に進めること。



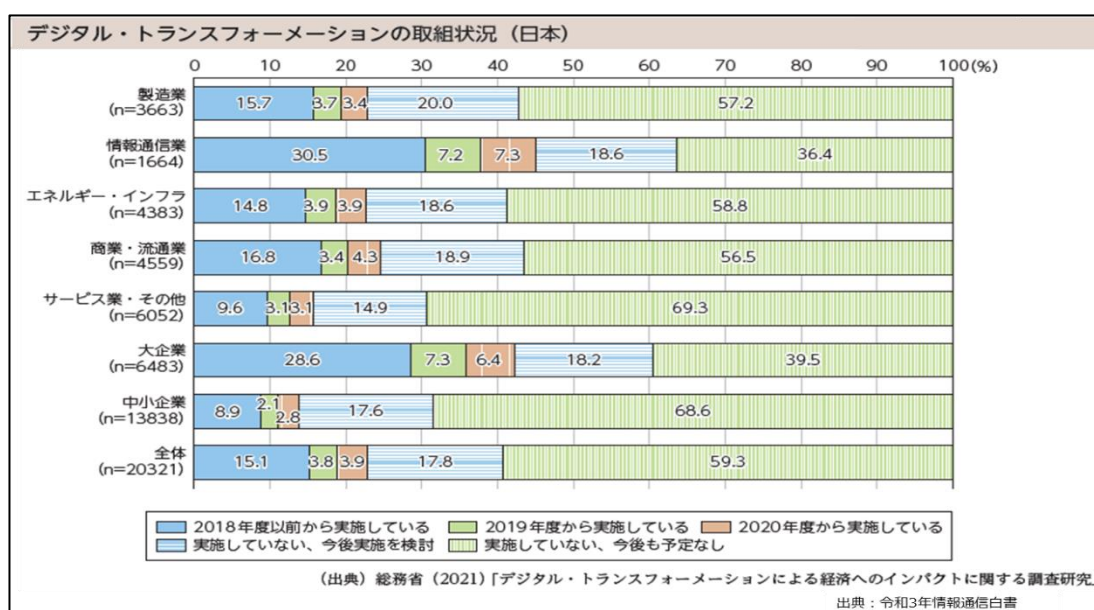
- また、デジタル技術を使って生活やビジネスをどのように効率化や利便性向上につなげていくのかについて、国民や事業者が自ら考え出せるレベルに達することについても「誰一人取り残されない」デジタル社会の一つの形であることから、高度なデジタル人材だけでなく、全ての国民や事業者のデジタルリテラシーが高まるような教育・研修の実施を支援すること。



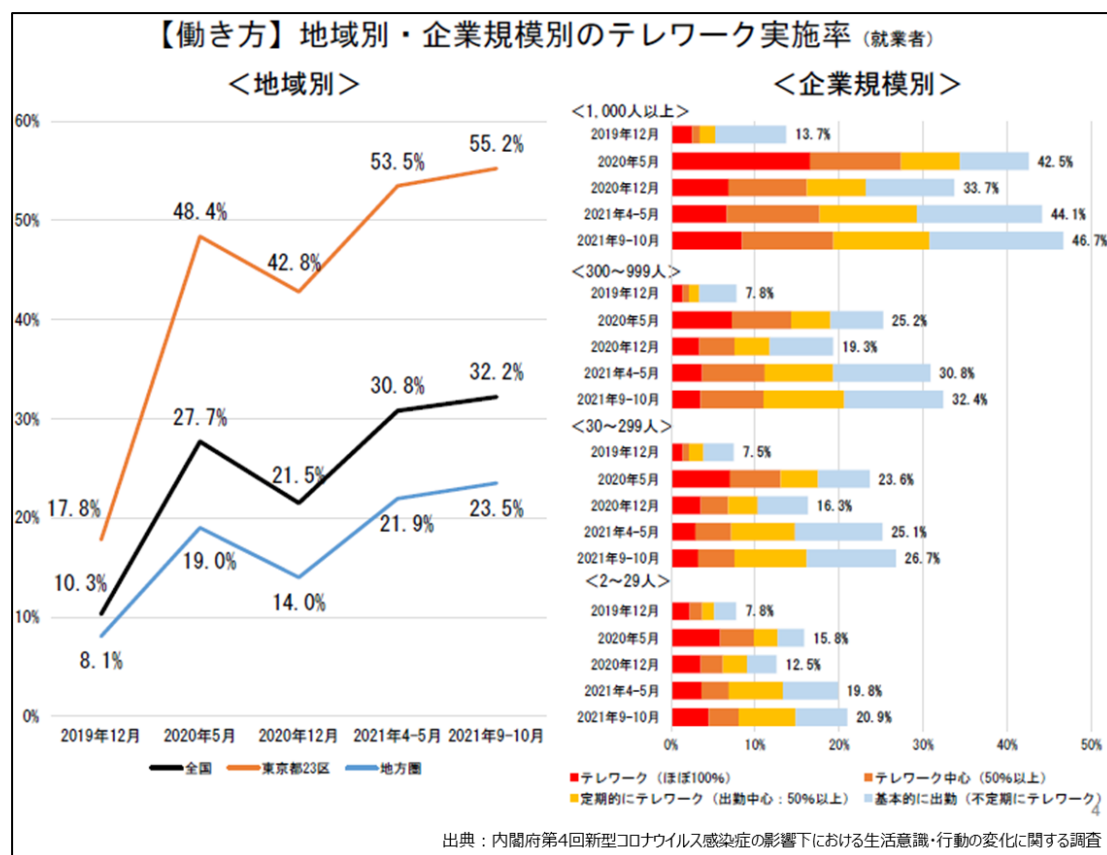
- 併せて、デジタル田園都市国家構想に基づく基本方針その他の政策の遂行に当たっては、総花的な展開ではなく、次に掲げる事項を一例とした、デジタルの力で地方創生の本来的な課題解決を加速させられる有望分野において重点的に進めること。
- 国民や事業者の活動に欠かせない様々な行政手続がオンライン化され、利便性・効率性が向上するようなデジタル活用（行政 DX など）



- 地域の産業が、地方で暮らし続ける上で魅力的な「しごと」を提供する場として成長を遂げられるようなデジタル活用（産業 DX など）



- 多様な暮らし方・働き方を後押しし、地方への新たな「ひと」の流れを加速するようなデジタル活用（テレワーク、二拠点居住など）



- 大都市圏と地方の地域格差を解消し、高い満足度のもと安心して暮らし続けられる「まち」を創出するようなデジタル活用（自動運転、MaaS、遠隔医療など）

（デジタルのみにとらわれない包括的支援）

- 地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により中長期的に地方の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体も衰退の危機に直面するという深刻な問題がある。

このため、法律に基づき、国・地方が足並みを揃え総力を挙げて取り組んできたが、息の長い取り組みが欠かせない課題であるため、施策の継続性を重視し、ここまで積み上げてきた地方の努力の成果、蓄積が国の政策転換によって損なわれることのないよう特に留意すること。

- 地方創生にとって「デジタル」は一つの手段であって、デジタルにより課題がすべて解決するわけではない。効率性が追求されることにより、画一化、コミュニケーションや創発の場の不足という懸念もある。

地方はこれまで、対面における人と人の触れ合いが不可欠な施策など、それぞれが直面する現実即して、デジタル以外の方法も含めあらゆる工夫を凝らして着実に取り組みを進めてきたものであり、こうした施策はデジタル実装の進捗にかかわらず継続・拡充を図ること。

- デジタル化の推進に併せて考慮すべきは、生身で感じる「快適さ」「安らぎ」「創造性を刺激する環境」など、人の QOL（クオリティ・オブ・ライフ）全般に関わる、効率性では測ることのできないその土地ならではのリアルな価値である。

地方の高い QOL を含め、地域の資源を生かした LX（ローカル・トランスフォーメーション）の実現に向けて、これまでの地方の取り組みが発展的に生かされ、デジタルを新たな力としてリアルな価値が高まり、地方が持続可能な地域となっていくよう、国は、真に必要なデジタル化を進め、地方が挑戦の場となるよう包括的に地方を支援する姿勢を堅持すること。

(安定的な地方創生関連予算の確保・充実)

- これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取り組みが無駄になることのないよう、デジタルのみにとらわれない包括的な支援が必要であり、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充し、地方交付税等、恒常的な一般財源を確保すること。

また、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充・継続するとともに、社会実装だけでなく先例のない実証的な取り組みへの支援も含め、要件緩和や交付対象拡大など地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

- 「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、支援金の対象者である東京 23 区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や要件の緩和、運用の弾力化等を検討すること。

Ⅱ 地方創生の実現に向けて

1 しごとをのぼし・つくる

(地域産業の成長力強化等)

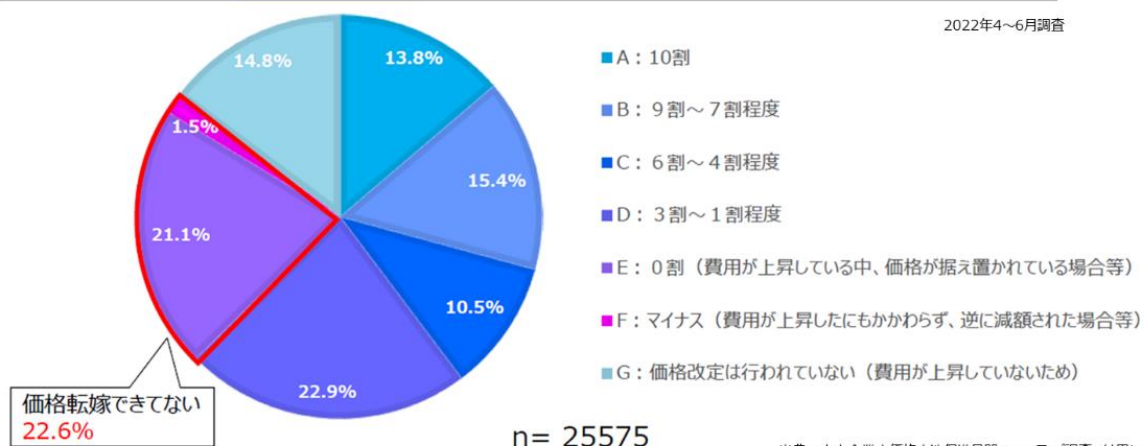
- 若年世代をはじめとした人々の地方定着の基礎条件として、十分な所得と働きがいを得られる仕事・職場を多様な選択肢の中から選び取れる環境の充実が必要であることを踏まえ、成長性豊かな産業の育成・集積、既存産業の高付加価値化の促進、地域資源を起点とした新たな雇用機会の創出等を進める地方を支援し、地域産業の成長力強化を推進すること。
- 地域経済の成長の果実が十分に住民へ分配されるためには、地域の中小企業等が賃上げの原資を確保できるようにすることが必要である点を踏まえ、成長分野への積極投資や生産性向上の支援のほか、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を進め、地域の企業の自発的な賃上げを可能とする環境整備を推進すること。

直近6ヶ月間のコスト上昇分のうち、価格転嫁できた割合【コスト全般】

- 多くの事業者においてコストが上昇する中、価格転嫁が厳しい状況。
- 「3割～1割」との回答が最も多く、次いで「0割」との回答が多い。全く価格転嫁できていないとする回答は、約2割存在。

※前回（昨年9月の価格交渉促進月間）のフォローアップ調査とは、質問項目が同一でない（前回は、G：価格改定は行われていない（費用が上昇していないため）を選択項目に設けていなかった）ため、一概に比較することはできないが、全く価格転嫁できていないとする割合は増加。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



- 地域の実情や資源等を踏まえた研究開発や産業振興を行うため、デジタル田園都市国家構想基本方針に示された地域ビジョンをもとに各地方が自主的・主体的に行う取り組みなどに対し、必要な措置を講じること。
- また、産業の競争力を支える地域の中小企業等の研究開発力を強化するため、産学官共同研究に対する支援制度を充実させるなど、各地方の科学技術の振興策を強力に推進すること。

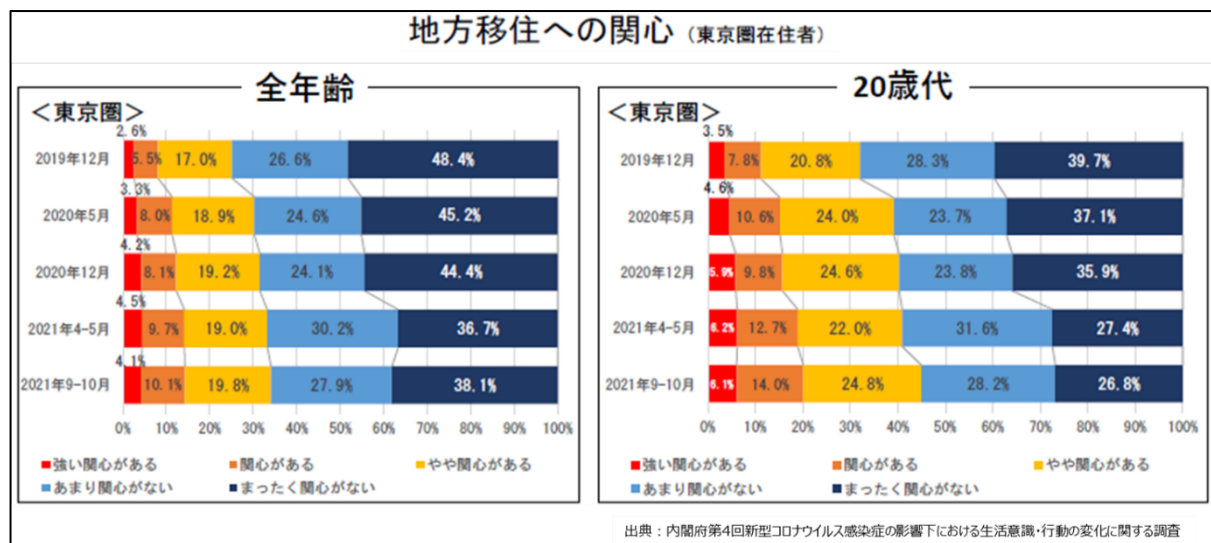
(地域産業を支える人材づくり)

- 地域経済の成長に向けて、その原動力となる経営者や個々人の挑戦心（アニマル・スピリッツ）が不可欠である。スタートアップなどに挑戦心を持って果敢に取り組む人材の育成と、それらの人材が活躍できる環境の整備を推進すること。
- 地方に産業が根付き、栄えるための条件として、働く人々が時代の求めるスキルセットを備え、磨き上げ、必要とされる分野・企業で自在に生かせる環境が必要であることを踏まえ、時代の要請に適った学びの機会の提供や、働く人々の能力開発への支援等に取り組む地方を支援し、地域産業で活躍しうる人材の育成と就業を推進すること。また、国内人材の獲得に困難が生じている場合の外国人材確保への支援と環境整備も併せ、地域産業を支える人材の安定的・継続的な確保を推進すること。

2 ひとをつなぎとめ、新たな流れをつくる

(移住の促進)

- 首都圏の若者の地方移住への関心が高まっているとの調査結果を踏まえ、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取り組みを進め、地方への移住を促進すること。そのための効果的な支援策を強化すること。



(新たな暮らし方・働き方の加速)

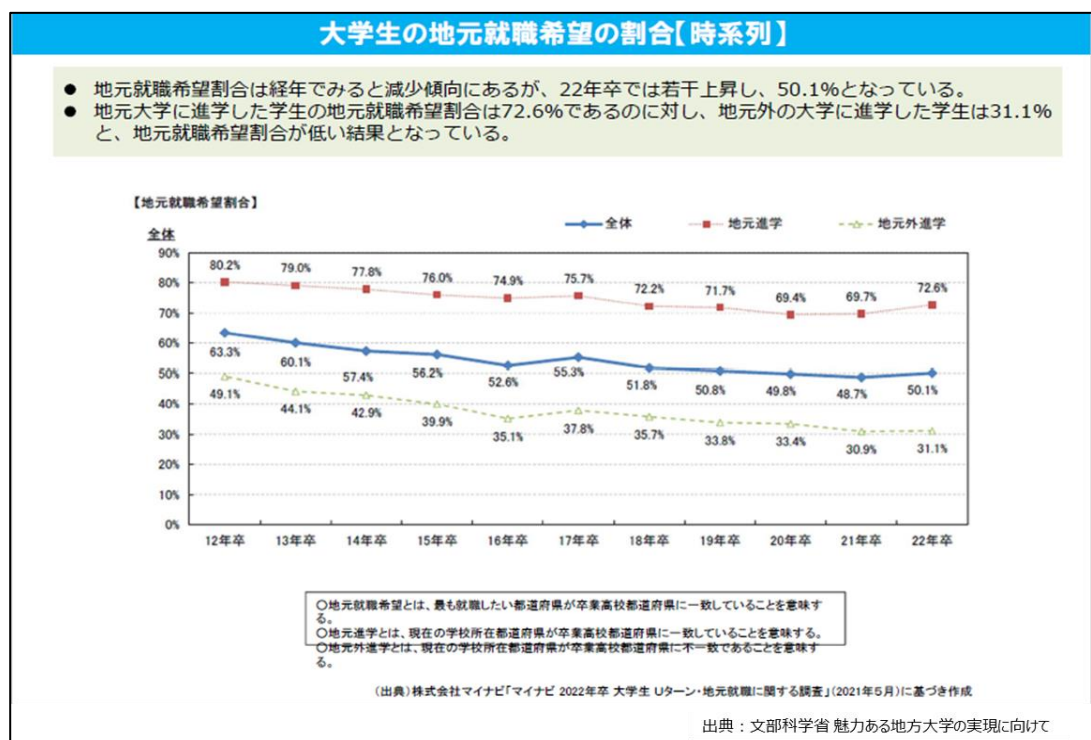
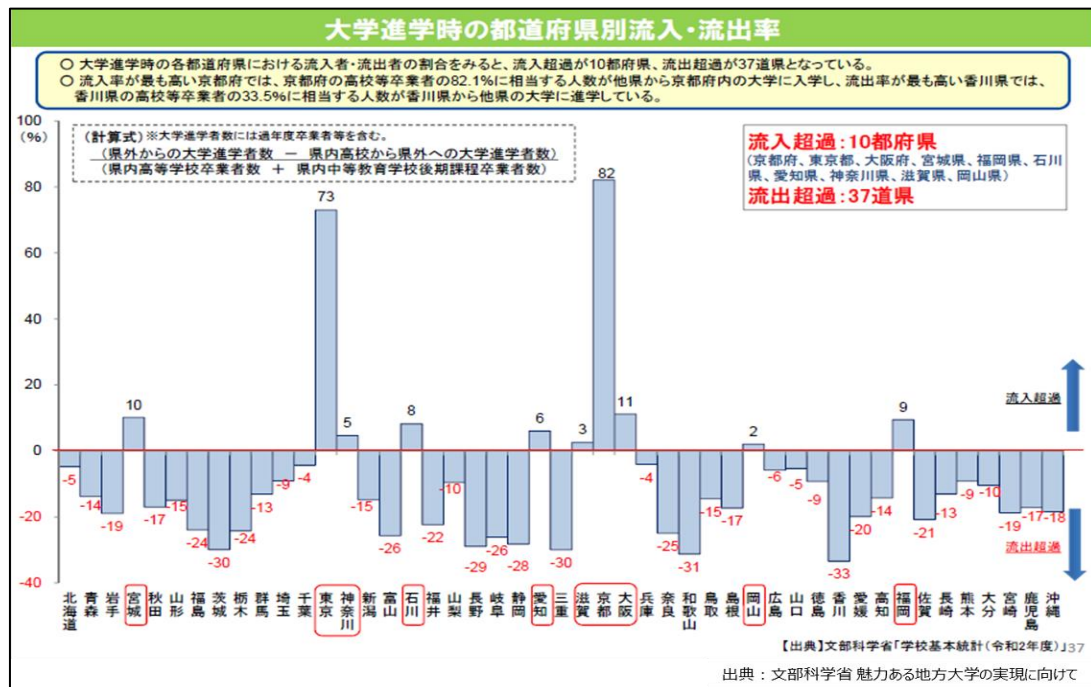
- テクノロジーの進化とコロナ禍で生じた意識を背景とした、場所にとらわれない働き方・暮らし方への志向の高まりを具現化させるため、テレワークやワーケーション、サテライトオフィスの導入など働き方の分散化や、二拠点居住など多様な選択肢から暮らし方を選び取れる環境づくりを進め、新たな暮らし方・働き方の普及・定着を支援及び推進すること。

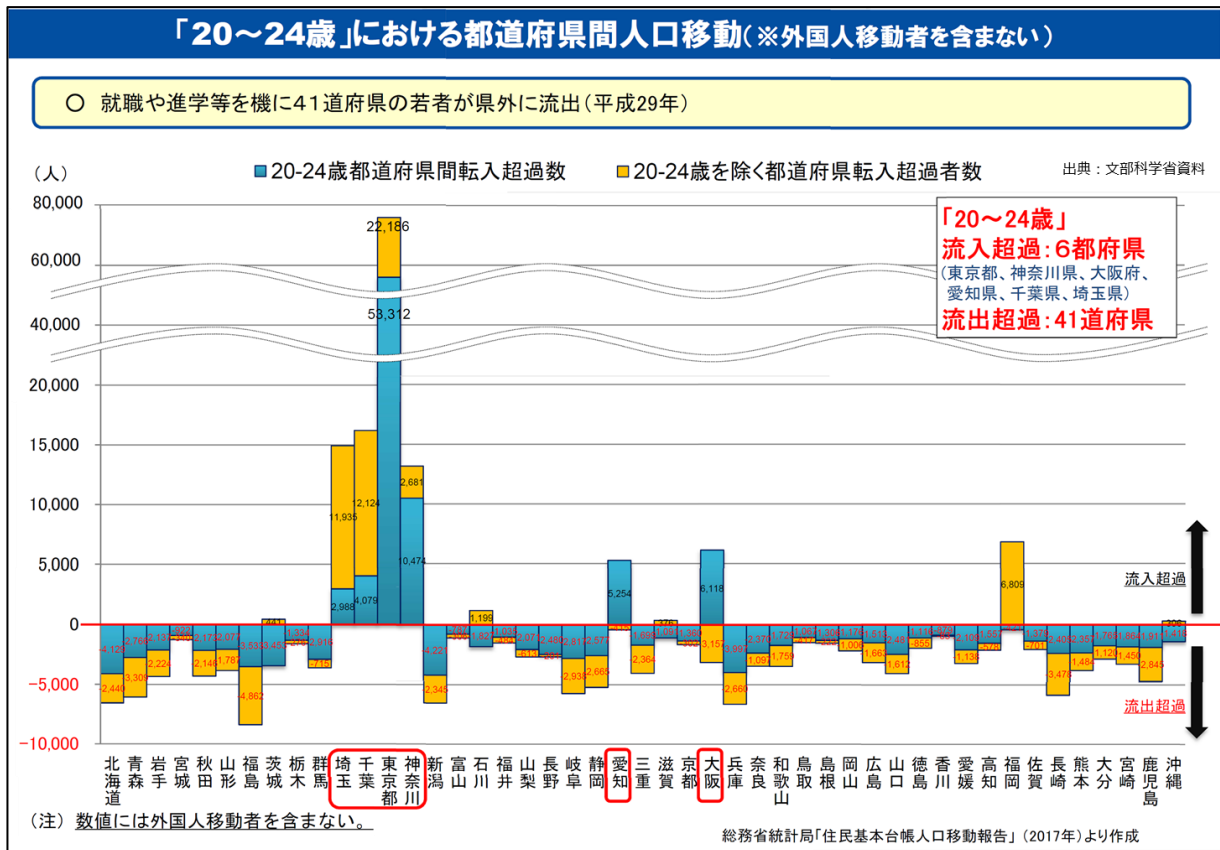
(関係人口の創出・拡大)

- 全国各地への人の流れをつくる第一歩として、地域に関心を持ち、つながりを求める人々の増加が必要不可欠であることを踏まえ、全国の人材と地域をつなぐマッチング機能の強化や、地域の企業への人材還流の促進等の取り組みを支援し、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を推進すること。

(若年世代の定着促進)

- 人口減少に歯止めをかけ地方が持続可能性を高めるためには、地域で生まれ育った若者の流出抑制及び都市部の若者の流入促進により特に若年層の社会減を克服する必要があることを踏まえ、地域で生まれ育った若者の地元定着及び都市部の若者の地方での就学・就職の促進、就職期世代が定着を希望する産業の育成と雇用の創出等に取り組む地方を支援し、若年世代の地方定着を推進すること。





(魅力ある地方大学の実現)

- 地方大学が、地域における「知の拠点」として、地域産業の創出や就学機会の提供、有為な人材の確保・育成・定着など地方創生に大きく貢献していることを踏まえ、「地方国立大学の特例的定員増」を活用した地方大学の機能強化、研究環境の充実など積極的に支援すること。

(企業の本社等機能の分散)

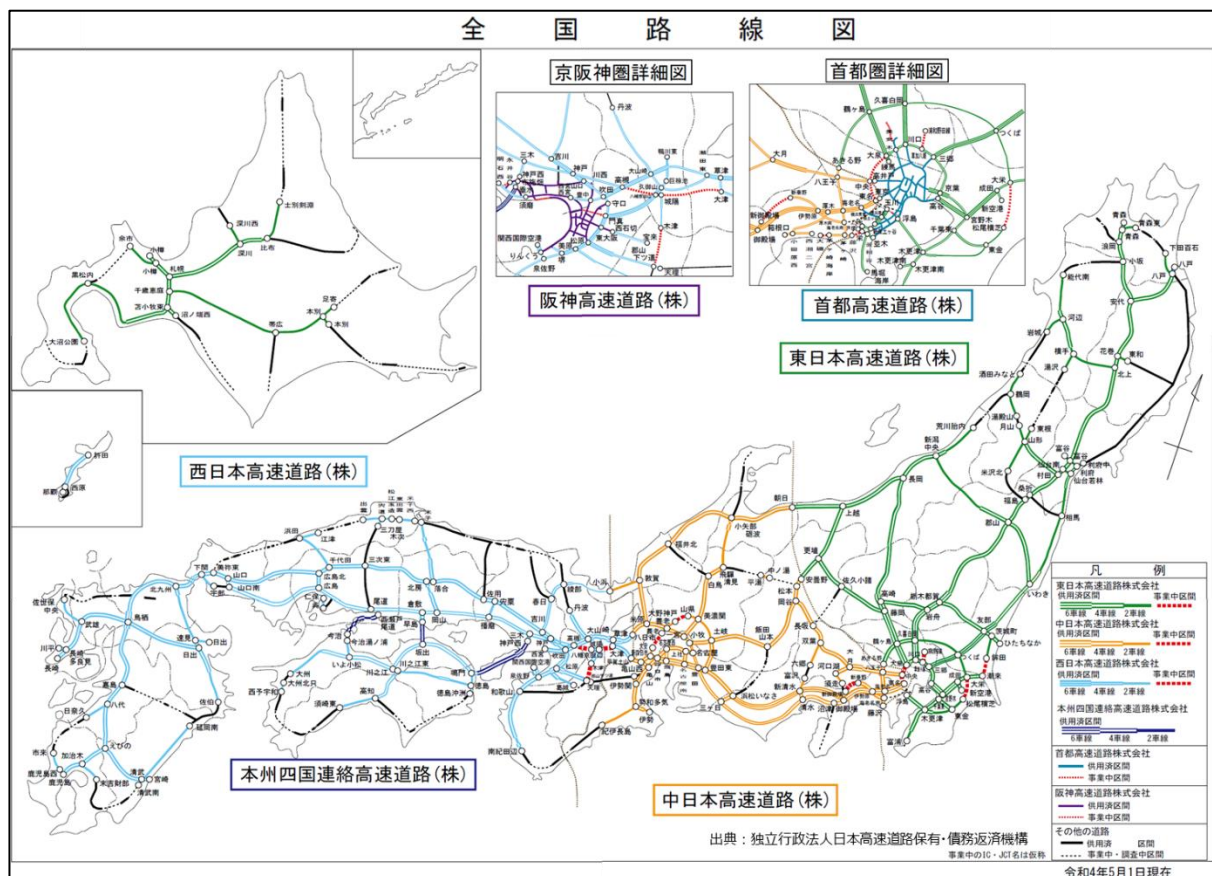
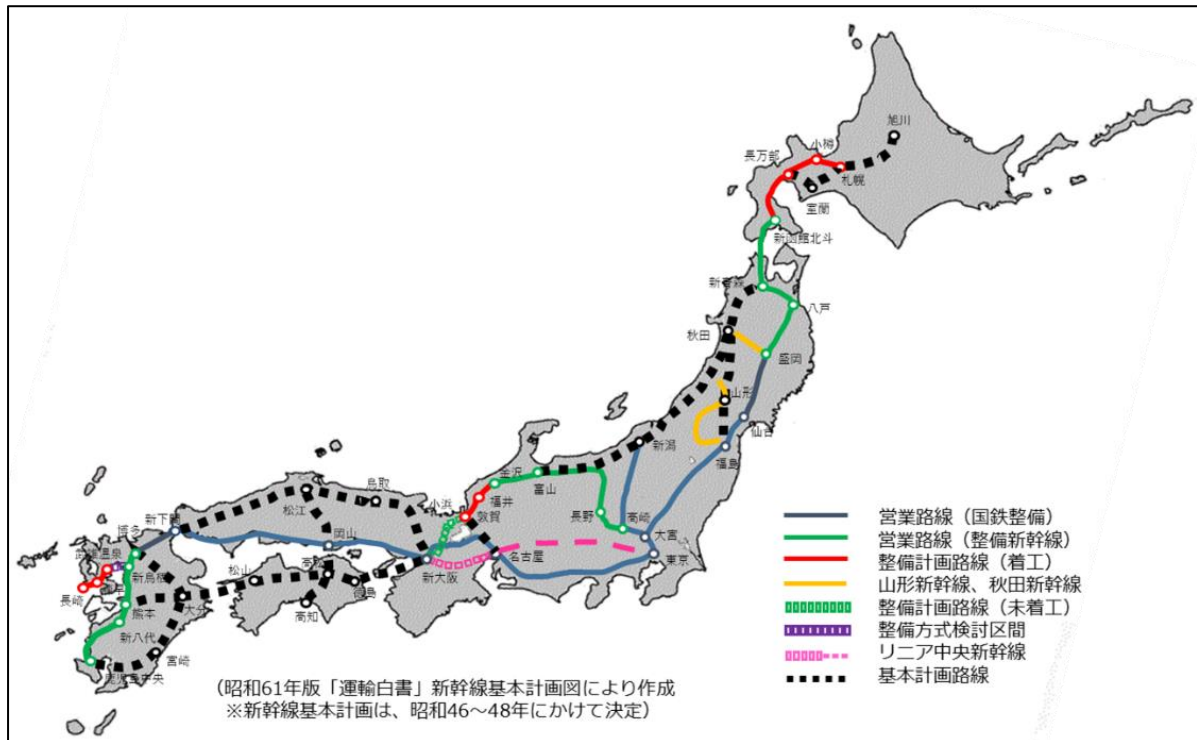
- 地方の人口流出を緩和するため、また、将来生じることが予想される大規模災害の際の持続可能性も考慮し、地方への企業の本社機能や研究開発部門等の分散を促進し、経済機能や雇用機会の大都市部への偏在を是正すること。また、「地方拠点強化税制」についても、制度の更なる拡充を検討すること。

(政府関係機関の移転等)

- 政府関係機関の地方移転については、既定の計画について総括的な評価を行い、新たな方針の検討・策定など具体的な根拠を整備した上で着実に進めること。
- 想定される首都直下地震に対応する観点及び新型コロナウイルス感染症のまん延により顕在化した防疫上の観点からも、首都機能のバックアップ体制強化など、有事のリスクに対して強靱な分散型国土の創出を国家戦略の一環として位置づけ、具体的な検討を進めること。

(地方創生を支える基盤整備の早期実現)

- 地方部と都市部の往来を活発化するため、高速交通ネットワーク等の基盤整備が不可欠であることを踏まえ、高規格道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、交通インフラのダブルネットワーク化など「地方創生回廊」の早期実現を図ること。



(人の流れを支える公共交通ネットワークの維持・確保への支援)

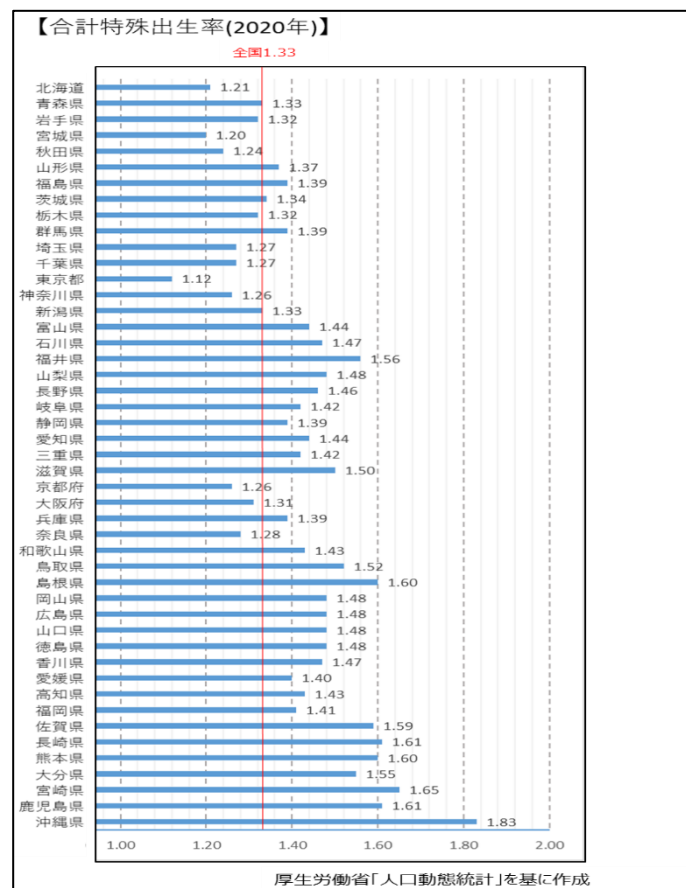
- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化しているＪＲ本州３社及び九州についても、引き続き地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、一定の経営支援を講じること。

また、鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、ＪＲ各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うとともに、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって廃止等がなされることがないように沿線地域の意向が尊重される仕組みを検討すること。さらに、鉄道事業者と地域が一体となって存続・活性化に取り組もうとする際に有効な支援策を検討すること。

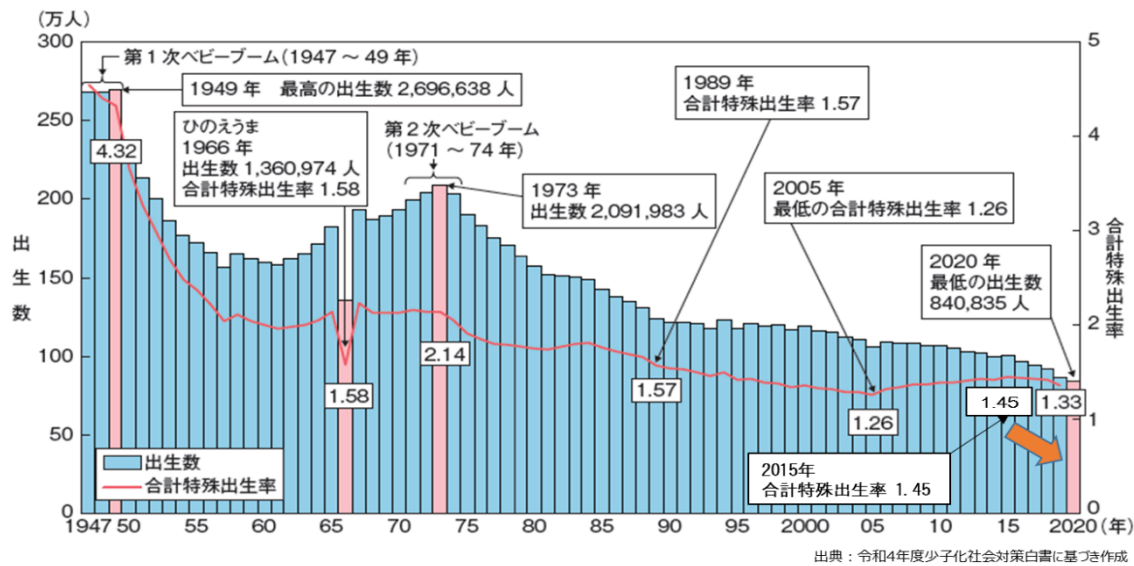
なお、国鉄改革における分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿を検討すること。

3 産み・育みやすい環境をつくる

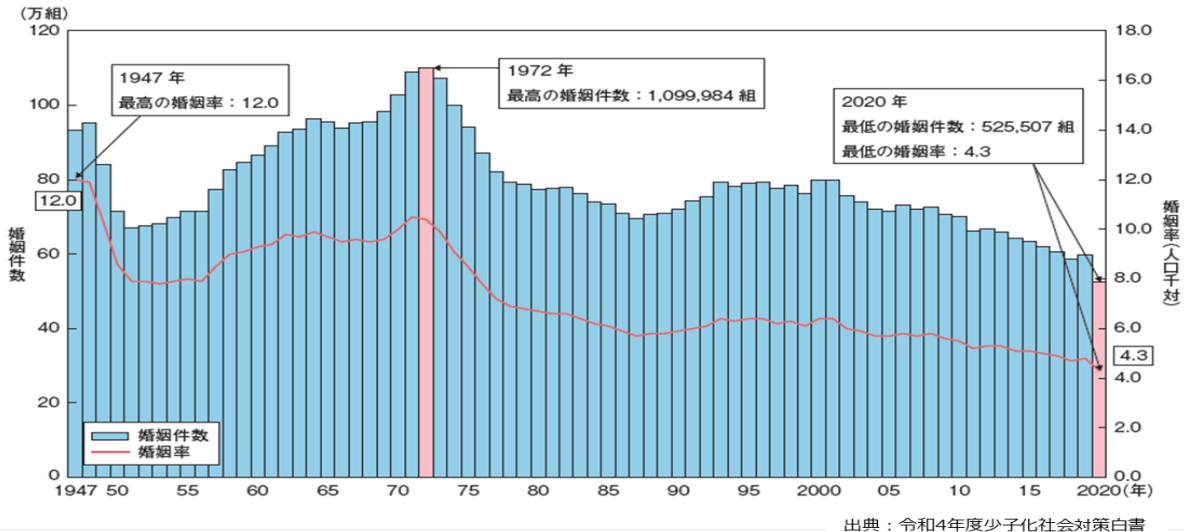
- わが国の合計特殊出生率が、現在の人口を維持するのに必要な「2.07」から年々遠ざかって低下基調にあり、家族の形成を望む人々のウェルビーイングが十分実現できていないことを踏まえ、子育てに係る経済的負担の軽減や幼児教育・保育等の充実などはもとより、若者が未来に展望を描ける社会の構築にも踏み込んで総合的な少子化対策を断行し、若い世代の結婚や出産の希望をかなえる環境づくりをさらに大胆に推進すること。



出生数及び合計特殊出生率の年次推移



婚姻件数及び婚姻率の年次推移



平均理想子供数と平均予定子供数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

注：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子供数は現存子供数と追加予定子供数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳を含む。各調査の年は調査を実施した年である。

出典：令和4年度少子化社会対策白書

4 まちの暮らしやすさをみがく

- 暮らし続けられるまちを維持するためには、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざすSDGsの理念の下、人々が健やかに、心豊かに生活できる地域としての魅力や価値を向上させる必要があることを踏まえ、次の事項をはじめとする取り組みの推進及び充実に努めること。
 - 地方創生に向けた自治体SDGs推進のための取り組みへの支援
 - 地方が脱炭素社会の実現をめざす上で必要となる制度・技術・インフラ等の環境整備及び取り組みに対する支援
 - 望まない孤独・孤立に悩む人々に寄り添い、細やかにかつ包括的に支援するための、官民連携プラットフォームを通じた連携の深化及び地方における先導的な取り組みへの支援
 - 一人ひとりの個性が尊重されその能力が遺憾なく発揮されるとともに、性的少数者、外国人、障害のある方などを含め全ての人が孤立することなく、自分らしく生きられる環境づくり及び支援

5 当面する広域的重要課題への対応

（東日本大震災の被災地域における地方創生）

- 「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を1日も早く創造することを改めて明確化すること。被災地の復興を加速するため、地域の基幹的産業の復興促進等により安定した雇用を確保すること。

（大阪・関西万博等の開催に向けた取り組みの推進）

- 2025年大阪・関西万博や、2026年愛知・名古屋アジア競技大会、アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ関西など大規模国際大会等を成功に導くとともに、その開催を、全国各地の地域資源の磨き上げや発信等を通じた地方創生加速の契機とするため、地方公共団体や民間団体・企業等が独自に又は連携して行う地域活性化の取り組みを支援すること。

Ⅲ デジタル田園都市国家構想・地方創生の基礎条件整備に向けて

新型コロナウイルス感染症やデジタル化等の影響により、これまで当たり前と思っていた常識・価値観は大きく変化し、新しい社会像・社会的価値観が創出されてきている。コロナ禍等を起因とした社会変容は、テレワーク等による働き方の変化などの物理的移動の減少、居住の在り方の変化、デジタルを前提とした生活など、人々の生活様式にも変化をもたらし、地方における社会インフラの在り方、受益と負担の在り方など、既存構造の問題を浮き彫りにした。

またコロナ対応から、緊急時・非常時における国と地方の役割分担や責任の所在などが不明確などの課題も顕在化した。

更に、都市と地方の関係性においては、“成長の原動力”となる都市部の力を弱めることなく、ともに発展し続ける将来像を描くことも必要である。

これからの新しい社会において、真に地方が自立し主役となるために、地方創生とはどうあるべきか住民ファーストの考えに立ち、地方のあるべき姿のため、必要な法や制度の見直しを国と地方が一体となって検討しなければならない。

（国と地方等の役割分担）

- 地方分権改革により、現在の国と地方の関係の基本となる枠組みが確立され、それ以降、社会経済情勢の変化に対応した制度整備が、必要に応じ行われてきた。

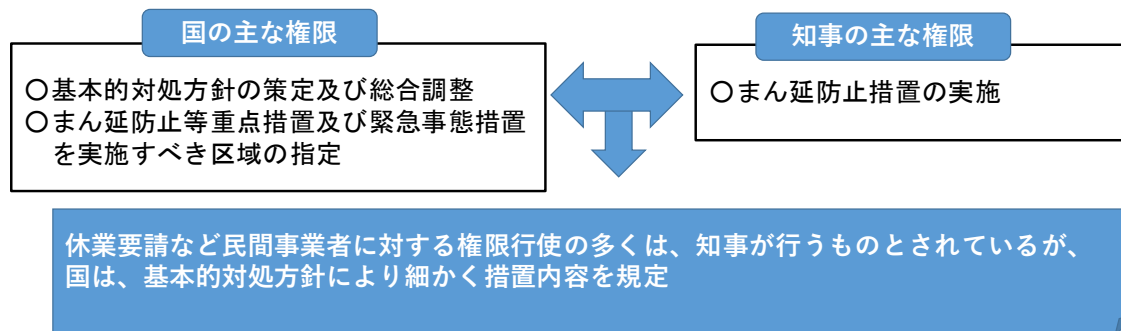
今般の新型コロナウイルス感染症対応をめぐるのは、国と地方又は地方間の役割分担に関し、個別法において、権限・組織・運用が複雑に交錯しており、その構造下で相互の共通認識が欠け、役割分担が曖昧であるという評価につながったことなどが指摘された。

これらについては、役割分担や責任の所在の明確化を図るなど、現行制度を適切に運用・徹底することで改善を図ることができるため、地方と十分協議の上、必要な見直しを行い施策の実効性を高めていくこと。

その際、現行制度での対応が困難な場合は、制度の基本的趣旨に立ち返り検証し、国と地方などの役割分担や責任の所在が明確になるよう、新たな制度を再構築すること。

また、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を見直しを行うとともに、今後、計画等の策定を規定する法令等は原則として新たに設けないこと。

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と都道府県の関係



◆計画策定にかかる国と都道府県の関係

都道府県が策定主体の計画 296 計画のうち 107 計画（36.1%）が、なんらかの支障や課題を感じ、見直しを求めるもの（R3全国知事会地方分権推進特別委員会調査）

例えば、過疎地域持続的発展都道府県計画

《根拠：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法》

地方：都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため
過疎地域持続的発展都道府県計画を定めることができる。（任意）

（課題）

- ・ 計画策定が、国補助のかさ上げ等の要件とされており、実質的に策定を義務付け

(これからの時代に相応しい持続可能な行政運営の推進)

- 地方創生は安定した行政運営に立脚するものであり、持続可能な行政サービスのためには適正な受益と負担の関係が担保されるべきである。

しかしながら、コロナ禍等の影響により、都市部から地方部への新たな人の流れは見受けられるものの、子どもや高齢者の世代が地方の豊かな環境の中で多くの行政サービスを受けて生活している一方で、税は働き盛りの世代が数多く移り住んだ都市部に支払われているという社会構造が今も存在している。

また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていることから、受益関係等の是正が必要となっている。

加えて、近時において、情報・交通手段の発達などにより生活圏が拡大し、二拠点居住など多様な暮らし方が普及・定着しつつあり、新たな受益と負担の不一致も生じてきている。

このように時代とともに社会構造が変化していくなかで、ポストコロナの経済社会に的確に対応する必要があるため、将来の地域住民サービスの在り方を見据え、これからの時代に相応しい受益と負担のあるべき姿の構築に向けた議論に着手すること。

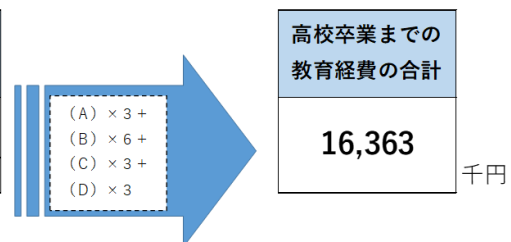
◆高校卒業までに一人当たり約1,600万円の教育投資が発生

■在学者一人あたり教育経費

(千円)

	幼稚園 園児一人あたり (A)	小学校 児童一人あたり (B)	中学校 生徒一人あたり (C)	高等学校全日課程 生徒一人あたり (D)
全国平均	1,077	989	1,168	1,231
年数	3年	6年	3年	3年

出典：令和2年度地方教育費調査（令和元年度）



◆老人福祉費には都道府県と市町村あわせて年間高齢者一人当たり約22万円を支出

■令和2年度決算 老人福祉費

<都道府県分>

単位：千円、人

	令和2年度決算 老人福祉費	高齢者人口 (65歳以上)	高齢者 一人あたり
全国平均	3,726,100,206	36,026,632	103.43

<市町村分>

	令和2年度決算 老人福祉費	高齢者人口 (65歳以上)	高齢者 一人あたり
全国平均	4,092,359,089	36,026,632	113.59

出典：令和2年度決算状況調、令和2年国勢調査（不詳補完値）

高齢者一人あたり

1年間

217.02 千円

※65歳男女の平均余命

男性	20.05年
女性	24.91年

令和2年簡易生命表（厚生労働省）

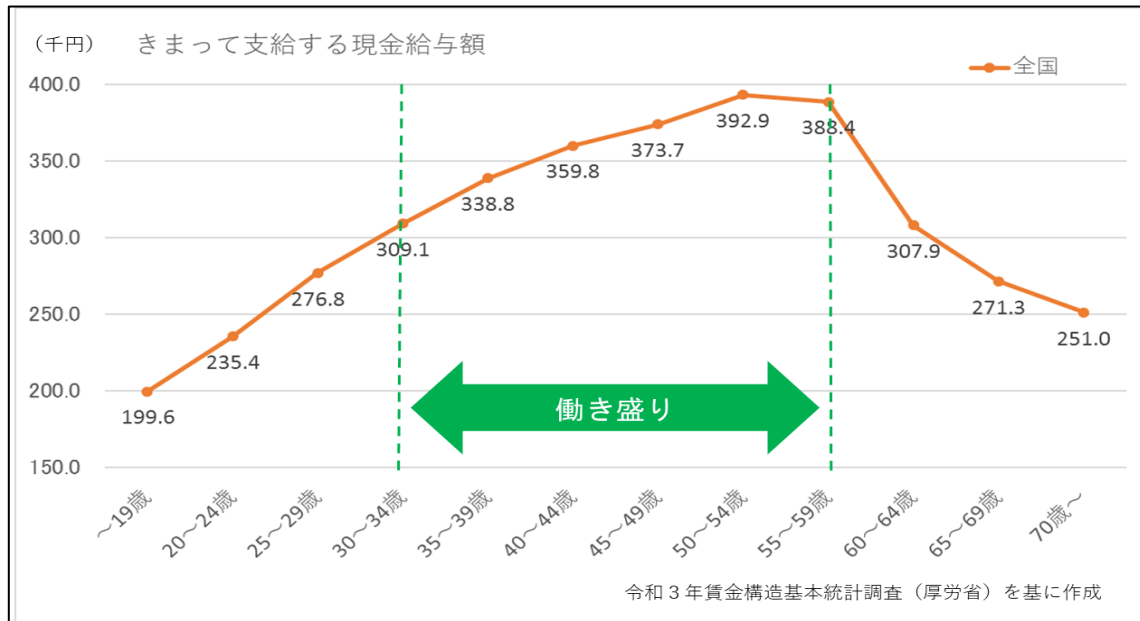
の老人福祉費がかかっている

この経費を平均余命の期間
支出すると

65歳以降に支出する一人当たり老人福祉費の合計額

男性	4,351.3千円
女性	5,406.0千円

現役時代に当該住所地で納税していた者が
リタイアして他の地域に転出すると、
転出先では、夫婦で約980万円の行政経費が発生



（日本の将来を見据えた「ナショナルミニマム」の在り方）

- 人口減少・高齢化が進むこれからの日本において、持続可能な地域を維持・形成するためには、地域が自ら主体となって地域の構造を見直すとともに、国全体で、社会の在り方を考えていかなければならない。地域の社会インフラが、採算性・効率性に基づいて一方的に切り捨てられるようなことはあってはならないが、デジタル化によって社会変革を起こしていく今後の日本において、地域の生活を支える社会インフラをどこまで保障するのかという「ナショナルミニマム」の在り方について、国として議論に着手すること。

◆輸送密度2,000人/日未満の線区が廃線となった場合の例

紀勢線（新宮～白浜）			
串本町役場から鉄道にアクセスする場合			
串本駅	徒歩で20分	1.	5 km
一方、廃線となると			
新宮駅	車で50分	41.	3 km
白浜駅	車で60分	55.	5 km
山陰線（城崎温泉～鳥取）			
新温泉町役場から鉄道にアクセスする場合			
浜坂駅	徒歩で7分	0.	6 km
一方、廃線となると			
鳥取駅	車で40分	31.	8 km
城崎温泉駅	車で60分	45.	9 km

和歌山県試算

5 デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けた取組の具現化を図るため、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策や、司令塔であるデジタル庁をはじめとする各府省庁の取組や工程表を取りまとめた、新たな「重点計画」を策定したところである。

重点計画においては、我が国が目指すデジタル社会の実現に向けて、「デジタル化による成長戦略」等の6分野が「目指すべき社会の姿」として掲げられ、これらを実現する上での基本戦略として、デジタル臨時行政調査会が策定した「デジタル原則」に基づく構造改革の実施や、「デジタル田園都市国家構想」の実現などの取組が示された。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには、国や地方自治体の情報システムの改革のみならず、規制・制度、行政や人材の在り方までを含めた本格的な構造改革の推進と、デジタル技術の実装を通じて地域の活性化と地方から全国へのボトムアップ型の成長を図るデジタル田園都市国家構想の推進が不可欠であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していく必要がある。

特に、「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして位置づけられたデジタル田園都市国家構想の実現に向けては、これまで全国知事会が課題として捉え、提言してきたデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保といったデジタル社会を支える重要な施策について、整備計画等の具体的な目標が示されたところであり、この目標達成に向けた取組を早期に、かつ着実に進め、我が国のデジタル社会の実現に向けて大きく加速化を図っていかねばならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、47都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、思いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

ついては、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

1 デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進

(1) 国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁のもと、各府省庁、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

（２）デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるためには、「アナログ規制」を見直し、我が国の社会構造を大胆に改革することが必要であり、国においては、構造改革を推進するための指針である「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、今後３年間で「集中改革期間」として取組を進めるとしている。同プランでは、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の７項目を規定する法律、政令及び省令の見直しの方針が示されているが、見直しの実施に当たっては、その時期や方針について速やかに情報提供を行うなど、対象となる地方自治体の業務に十分配慮の上、取組を進めること。

また、アナログ規制の見直しは国だけでなく、地方においても重要となることから、国は、地方の自主的な取組を支援するため、地方自治体における見直し手順等を含むマニュアルを作成するとしている。規制の見直しの推進に当たっては、マニュアル作成における地方の意見の反映、地方への適時適切な助言を行うなど、地方自治体における取組が着実に進むよう支援を行うこと。

（３）デジタル田園都市国家構想の実現

過疎化や高齢化といった地方の社会課題を、デジタル技術の実装により解決し、地域の活性化と地方から全国へのボトムアップの成長を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けては、構想を支えるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保などの重要な方針に加えて、地方の取組への強力な後押しとなる「デジタル田園都市国家構想交付金」による支援が示された。構想の実現に向けては、地方自治体のチャレンジを広く認め、試行錯誤を許容しつつアジャイルに取組を進めることが重要であることから、地方の意見を十分に聴き、地方の実情を踏まえた取組を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、引き続き、地方における取組を強力に支援すること。

２ 地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

（１）光ファイバ等の整備促進

先般の「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、有線ブロードバンドサービスが基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度が創設されることとなる。光ファイバ等の未整備地域解消のための初期整備費の支援については、国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の「最終取りまとめ」において、引き続き国庫補助金等による実施の必要性が示されており、その中長期的な整備方針として、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、全国の世帯カバー率を令和９年度（２０２７年度）末までに９９．９％とすることを目指すとされた。過疎地域等の未整備地域の解消に向けては国における、光ファイバ整備等の支援に係るこれまでの予算措置等により、整備が進まなかった地域での整備促進につながっているものの、

整備に未着手の地域も残されていることから、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

また、整備後の維持管理費の負担への懸念が、条件不利地域における光ファイバ整備が進まなかった要因ともなっていることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る新たな支援制度を創設すること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、4G等の無線ブロードバンドサービスは、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービスが確保されることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の対象外とされている。しかし、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域が存在しており、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅するようなブロードバンドサービスが必要であることから、無線ブロードバンドサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、今後、整備が進む光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービス等を活用するなどにより、施設更新費用の低減など難視聴地域の負担軽減を図ること。

（２）光ファイバ等のユニバーサルサービス化と新たな交付金制度の在り方

「最終とりまとめ」においては、新たな交付金制度における支援対象地域として指定される「一般支援対象区域」について、全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域は指定対象にならない見込みとされていることから、こうした通信事業者等による不採算地域における民設民営での光ファイバ整備が今後進められなくなることが懸念される。全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域であっても自治体の支援を受けて整備が行われた地域なども新たな交付金制度による支援対象区域とし、民間事業者による有線ブロードバンド環境の整備を促進していくことが必要であることから、今後、その区域指定方法等について地方自治体の意見も取り入れながら、十分検討すること。

（３）公設で整備した施設への支援

新たな交付金制度の支援対象となる事業者は、支援対象区域で有線ブロードバンドサービスを提供している民間事業者であり、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではないとされている。しかしながら、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

（４）支援対象経費の拡充

新たな交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、既設設備の更新に要した費用を減価償却費として対象とすることが適当とされているが、設備等の拡充に係る整備費を対象とすることについては示されていない。コロナ禍で広がった新たな生活様式の実践で普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバについては、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強等による性能の高度化や設備等の拡充の必要性がますます高まっていることから、新たな交付金制度の対象となった設備等を、こうした観点から拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。

（５）公設施設の民設への移行促進

「最終取りまとめ」においては、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設からの民設移行等を進めていく上での道筋を明らかにする観点から、民間事業者に「不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画」の公表を求めるとされているが、公設施設の民間への移行が着実に進められ、当該地域における安定的なサービス提供の確保につながる実効性の高い計画となるよう必要な制度設計を行うこと。

（６）新たな交付金制度創設等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、新たな交付金制度創設に係る詳細な制度設計、特に支援対象区域や交付金額の設定等に当たっては、広く地方自治体などの意見をしっかりと反映させるプロセスを設けること。

（７）５Ｇの整備促進

５Ｇは、超高速、超低遅延、多数同時接続といった特長を備え、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がる IoT 社会を実現する上で不可欠なインフラとして期待されており、へき地における遠隔診断、ＡＩを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など様々な地域・分野において、５Ｇを活用した具体的な取組が進められている。デジタル田園都市国家構想の実現のためには、都市部のみならず地方部においても、５Ｇの整備が行われることが重要であることから、国においては、人口カバー率を令和１２年度（２０３０年度）末までに全国・各都道府県ともに９９％を目指すと考えられた。現状では、５Ｇは都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

ローカル５Ｇは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であること、運用管理技術を有する人材の不足などから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進のため、システム構築及び人材育成に係る技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル５Ｇを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る６Ｇについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

（８）情報通信基盤の安定的な運用

近年の携帯電話サービスの大規模な通信障害において、企業活動や行政サービスなど様々な分野で国民生活へ多大な影響が生じる事態が発生している。特に、本年７月２日に発生した通信障害においては、新型コロナウイルス感染症患者への健康観察、緊急通報や災害対応等に係る連絡など、様々な業務に支障が生じ、情報通信基盤の安定的な運用の確保が大きな課題として顕在化した。

今後、５Ｇ等の高度なデジタル技術が様々な分野に浸透する中で、情報通信基盤の運用に支障が生じれば、社会全体にさらに大きな影響や被害をもたらす可能性がある。デジタル社会の実現に向けては、その前提となる情報通信基盤の安定的な運用が不可欠であり、国においては、この度の携帯電話サービスの通信障害の事案を踏まえ、不測の事態にも適切に対応できるよう、国が主導して、ローミングの導入など、事業者間の連携強化を図ること等により、障害発生時におけるバックアップ体制の構築に取り組むこと。

（９）データセンターの強化・最適配置

今後のDXの推進による情報処理量の増大に伴い、データセンターの重要性は増している。現状、データセンターは都市部に集中しているが、レジリエンス強化、トラヒックの地方分散、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点から、国内に分散配置される必要があるため、その配置にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、立地を促進するための支援制度の継続及びさらなる拡充を図ること。

３ 多様な主体によるデータ利活用環境の整備

（１）個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めること。

また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

（２）オープンデータの利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方自治体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンスオンリーの実現やオープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を行うこと。

なお、「ベース・レジストリ」については、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

4 誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援事業」については、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、特に、携帯電話ショップがない小規模な自治体でもより使いやすい制度とするとともに、携帯電話事業者に自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」による取組については、効果的な取組になるよう配慮した上で、速やかに全国津々浦々で展開し、デジタル活用の促進を図ること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

5 デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタル田園都市国家構想を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和6年度（2024年度）末までに年間45万人を育成する体制を整え、令和8年度（2026年度）までに230万人の育成を目指すこととされ、また、人材の偏在解消に向けては、都市部からの人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、こうした取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないように、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

また、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、措置を講じること。これらに加えて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、A I等を体験・活用できる環境の整備、学校における多様な外部人材の活用や大学・企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。特に、迅速かつ集中的に対策を講じるためにも、人材育成に果たす役割が大きい大学等において、A Iやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するために、人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うとともに、当該分野の収容定員を別枠として取り扱うことにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。

また、こうした人材の育成に向けては、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるなど、人材の育成・確保を重層的に進めること。

6 デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など、アナログ前提の規制制度の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施するとともに、地方自治体における自主的な見直しに向けて、国における見直し作業の情報提供や参考となるマニュアル等の資料の提供を行うこと。加えて、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのAPI連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、UI・UXの向上や、申請可能となる行政手続の更なる拡大、APIの開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むこと。

なお、「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系業務について、国が構築する共通クラウド基盤「ガバメントクラウド」を利用し、原則令和7年度（2025年度）までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、国において早急に的確な情報提供を行うとともに、これまで地域において自治体クラウドの取組が進められてきたことなども踏まえて、地方自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

「自治体DX推進手順書」において、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容などが示されており、引き続き、地方の実情を踏まえ適宜内容を見直すとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること。

また、法定受託事務や災害対応業務など全国で一定の水準が要求されるものや、AIやRPAなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政的支援を行うこと。

さらに、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消や、地方独自の助成制度や行政サービスなど、業務改革を含めた地方自治体独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を十分に聞き、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとする。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方自治体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることが示された。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のIT企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等について減少が見込まれる場合、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるとともに、先行して共同化等により運用経費の削減を行ってきた自治体において、従来以上の負担が生じる場合は、地方財政計画において適切な措置を講じること。

7 マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバーはデジタル社会における個人認証の共通基盤であることから、国において、制度の意義や、オンライン申請が可能となる行政手続の内容や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組を強化するとともに、令和4年度（2022年度）末までに全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る負担軽減の検討や、臨時申請窓口の開設支援の実施等、市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組を支援するなど、取組の強化を図ること。

さらに、法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーの利便性向上に向けては、引き続き、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

また、今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。

さらに、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

8 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。このため、個人情報の漏えい等の懸

念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス（受動的な防御）だけでなく、アクティブディフェンス（能動的な防御）についても検討すること。

9 デジタル社会における情報モラル向上等に向けた体制強化

差別と偏見のないデジタル社会の実現には、情報を正しく安全に活用することが重要であり、情報発信に関する情報モラル教育や啓発活動を強化すること。

また、インターネット上の誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、人権侵害に係るネットモニタリング体制の構築、不適切情報の削除を強化し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

加えて、国においては「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等さらなる体制強化を図るとともに、他の相談機関とも連携し、対応の充実を図ること。

10 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

6 地方税財源の確保・充実等に関する提言

I 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る地方税財政措置

現在、地域経済と日本経済のあらゆる分野は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）やウクライナ情勢等の過去に例のない危機に見舞われており、コロナ禍で疲弊しきった地域経済が、現下の原油価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている。

このため、原油価格・物価高騰等に対する総合緊急対策において、地方が、地域の実情に応じたきめ細かな生活者支援や事業者支援など、真に生活に困っている方々への支援を強化できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の拡充等が行われた。

全国知事会としては、国民・政府とともに「国難」を乗り越えるべく、地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けている。今後とも、感染拡大の抑制と社会経済活動の回復に向けて、PCR検査の徹底、医療提供体制の充実、若年層をはじめとするワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けなどに努めるとともに、変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や地域経済の回復に、全力で当たる決意である。

政府においては、地方と心をついに、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、地方団体が感染拡大防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括支援交付金」という。）の更なる充実、弾力的な運用などを実施すべきである。

また、引き続き、新型コロナ及び原油価格・物価高騰の影響を注視し、必要な場合には、これまで講じられてきた地方団体の資金繰りへの支援も併せて適切な措置を講じるべきである。

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の更なる充実及び弾力的運用等

地方創生臨時交付金については、全国において、引き続き検査・医療提供体制の確保・強化等の感染対策に加え、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応するきめ細かな生活困窮者対策等を含む地域経済の立て直しなど、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。例えば、事業者への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県負担などの債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担などを対象とする基金積立要件の弾力化や、現在、2024年度（令和6年度）末（利子補給事業又は信用保証料補助事業に係るものは2027年度（令和9年度）末）までとされている基金取崩し期間の延長を図るべきである。

また、感染拡大防止には検査体制の充実・強化が重要であるため、感染拡大傾向時の一般検査事業などのPCR等検査の無料化や高齢者施設等を対象としたPCR集中検査等に要する費用については、国が必要な財源を措置すべきである。

加えて、各都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む営業時間短縮要請において、第三者認証を受けた飲食店は協力要請推進枠による協力金の対象外となっているため、認証店に対する支援措置などに十分配慮すべきである。さらに、即時対応特定経費交付金に係る地方負担分に加え、要請に従っていないことが判明した場合の回収不可能となった協力金や将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用については、国の責任において財政措置を講じるべきである。

2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる充実及び弾力的運用等

緊急包括支援交付金については、感染症対策の最前線にある診療・検査医療機関、入院受入医療機関及び宿泊療養施設の運営等を支えており、引き続き医療のひっ迫が生じるような急激な感染拡大を防ぐための医療提供体制強化等に向けた取組が求められていることから、病床確保や臨時医療施設の設置をはじめとした対策に必要な財政措置を確実に講じ、更なる増額を図るとともに、都道府県が医療機関に交付する協力金、院内感染時の更なる経営支援、後遺症に係る医療提供体制の整備、保健所機能の強化のための業務委託、待機解除に係る検査費用、臨時医療施設として位置づけた入院待機施設の運営に要する経費について財政措置を講じるほか、後方支援病床の確実な確保のための新型コロナ患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度や重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化など、対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うべきである。

また、一般医療の制限に伴い生じる経営上の損失の補償や、新型コロナ患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うべきである。

併せて、新型コロナ患者を受け入れた医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現すべきである。

3 補正予算等による大胆かつ機動的な経済対策の実施

原油価格・物価高騰等による影響の長期化を見据え、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとした上で、「新しい資本主義」を実現するため、経済情勢等も踏まえ、補正予算等による大胆かつ強力な経済対策を講じるなど、的確に対応すべきである。

Ⅱ 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

我が国の景気は、新型コロナの影響に加え、燃料価格・物価の高騰により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、引き続き、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

さらに、「団塊の世代」の後期高齢者への到達や、「全世代型社会保障改革」に向けた更なる取組の推進により、今後、地方において社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、前述した地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2023年度（令和5年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策は

もとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増加分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定）において、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの3年間の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、「社会保障関係費については、基盤強化期間において、その実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する」こととされており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）においても、「令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」こととされている。

2023年度（令和5年度）以降、新型コロナの長期化や燃料価格・物価高騰等の影響による経済の下振れ等に加え、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築く必要がある。このため、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、特に増加する社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、感染症への対応、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、2023年度（令和5年度）においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。

また、特に、新型コロナ対策、脱炭素社会の実現、防災・減災対策、地方創生及びデジタル化に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

加えて、2020年（令和2年）12月策定の「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年（2022年）には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」とされ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本であるべきである」とされた。この考え方を踏まえた取組が、国と地方において求められる中であって、社会保障関係費について、地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じ

くその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障に係る地方単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

2 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることをとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきである。

地方財政計画においては、これまで、2018年度（平成30年度）にリーマン・ショック後の緊急対策として計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保されたほか、2020年度（令和2年度）には、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。さらに、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）には、地方のデジタル改革の実現に必要な経費として、「地域デジタル社会推進費」2,000億円が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するため、地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよ

う、その総額を確保・充実すべきである。

また、2023年度（令和5年度）から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、退職手当の支給が大幅に減少する年度が生じるが、新たに導入される役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等に伴い、定年と同じ扱いとして退職手当を支給する退職者が、毎年度一定程度見込まれる。このため、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

3 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

5 社会保障に係る地方財源の確保

2019年（令和元年）10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療

保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

6 国土強靱化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増加する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては、2020年（令和2年）12月、事業規模おおむね15兆円程度とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、国・地方をあげて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充や、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充といった地方財政措置が講じられている。

これらの防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため、5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、中長期的見通しのもと、引き続き、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

また、ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、分散型の国づくりを戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」については、全国知事会調査によれば、都道府県において、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化する予定である。2022年度（令和4年度）に追加された「脱炭素化事業」については、既存施設の改修のみが対象とされているが、築年数が古く改修に適さない公共施設についても脱炭素化を効果的に導入し、公共施設の脱炭素化をより一層推進できるよう、新設・建替・改修問わず対象とするなど、地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔

軟な運用・拡充を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すべきである。

7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

8 補助金の見直し

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

IV デジタル田園都市国家構想の推進等

1 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

新型コロナによる影響の長期化は、地域社会及び地域経済のあり方にも様々な影響をもたらしており、感染症が地方に与える中長期にわたる変化を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を検討していく必要がある。人口や大企業などが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生、さらには、国土強靱化の推進を図る観点から、「新次元の分散型国土」の創出に向け、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。

こうした中、幅広い地方創生の取組をさらに力強く推進していくためには、これまでの地方創生の取組の成果を最大限に活用しつつ、デジタルの力を取り込むことで、国や地方の取組を大きくバージョンアップさせ、限られた人材・財源などの政策資源の中で高度かつ効率的に地方の課題を解決し、魅力を向上することが必要である。地方には、高齢化や過疎化などの課題に直面する中、農業や観光をはじめ、デジタル技術を活用するニーズがある。このため、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた地域づくりに取り組むことで、地方を活性化する必要があり、国においても、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）が示されたところである。

未だ道半ばである地方の構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であ

り、そのための恒久財源を確保した上で、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会を構築していけるよう、従来の地方創生の取組に加え、デジタルの力を活用した地方創生の深化・発展に向けた取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

また、デジタル田園都市国家構想の推進にあたっては、同構想の実現に向けた国、地方の各種の取組が一層効果的に機能することとなるよう、広く国民全体の関心を高め、さまざまな主体が積極的に取組に参加してもらえよう国民的なムーブメントを創出すべきである。このため、国として、同構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを表彰する「Digi田甲子園」なども活用しながら、同構想に係る国民の関心を喚起し国民への理解の浸透を図るべきである。

(1) 地方創生の取組に必要な経費の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」が策定された後も、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、2015年度（平成27年度）以降、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 地方のデジタル改革の実現に必要な経費の拡充・継続

2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の地方財政計画に計上されている「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）については、地方において、今後、光ファイバの全国的な展開や5Gサービス等の情報通信基盤の整備が進展することを踏まえ、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、引き続き、地方財政計画において、地方のデジタル改革の実現に必要な経費を適切に計上すべきである。

(3) 「デジタル田園都市国家構想交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生及びデジタル田園都市国家構想に係る取組を深化させるための交付金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要がある中で、地方の期待が極めて高い。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進めるため、使途拡大の検討や運用の更なる改善等を行うこととされた。地方が当該交付金を活用し、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、

複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大など、その用途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、子育て世帯の地方への移住や地方での起業の動きを後押しすべきである。

2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

今後も、国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に、国が主導して地方団体の情報システムの標準化・共通化を進めるからには、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきである。

また、地方団体の情報システムの運用経費等については、政府において、2026年度（令和8年度）までに地方負担の3割の削減を目指すこととされているが、今後、地方において、ガバメントクラウドの利用料やガバメントクラウドに接続するネットワークに係る運用経費等が新たに生じることから、こうした運営経費等については、必要な経費を精査の上、国において十分な費用を負担すべきである。その上で、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。さらに、地方団体がデジタル化に取り組む上ではデジタル人材が不可欠であり、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県における外部専門人材（CIO補佐官等）の任用等に対する財政措置を講じるなど、国はデジタル人材の確保及び育成のために必要な財政措置を講じるべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政措置

2020年（令和2年）春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム（5G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

国においては、引き続き、地方エリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充（大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等）や地方負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立った多重化などの促進、

地方団体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

また、5Gを活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方団体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を強化し、地方における具体的な利活用事業の実施をさらに積極的に支援すべきである。

(3) デジタル技術を活用した新しい働き方の加速

感染症への対応として、特に都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態（ニューノーマル）」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。

こうした中、「転職なき移住」とも言うべき画期的な働き方を実現し、地方におけるサテライトオフィスでの勤務などの「地方創生テレワーク」を一層推進していくことが重要であることから、国においては、ポータルサイトを活用した情報提供や相談対応、実践企業の裾野拡大を目指した自己宣言制度や表彰制度の実施等を含め、更なる全国的な施策の活用促進に積極的に取り組むとともに、都会と同じように仕事ができる環境を地方にも整備するため、企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィスの整備等への支援を積極的に行うべきである。

(4) マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、引き続き、マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安心安全な利用環境を確保するという原則に立って、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、マイナンバーカードの利用範囲の拡大や各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うとともに、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

今後、全ての都道府県が人口減少局面に突入することが見込まれる中で、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、こうした厳しい現状を改善することが重要である。

こうした中、国においては、こども家庭庁を創設し、チルドレン・ファーストの実

現に向け、子ども関連政策の円滑かつ強力な推進や、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進を目指しているが、子どもに関する各種施策の多くは地方団体が担っていることから、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、地方への財政措置を拡充すべきである。

特に、子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、税の諸控除のあり方をはじめ、三世帯同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

次世代育成支援については、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、2022年（令和4年）4月からの保険適用を踏まえた不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。特に、待機児童の解消については、2020年（令和2年）12月に「新子育て安心プラン」が策定され、2024年度（令和6年度）までに約14万人分の保育の受け皿整備と児童手当の特例給付の見直し等により2025年度（令和7年度）分までの運営費が確保された。引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向け、対策の充実・強化を図るべきである。

また、困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、児童相談所の機能強化に係る財政措置の更なる充実を図るほか、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化など、全ての子どもの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

さらに、東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設され、2019年（令和元年）6月から施行された。また、2020年（令和2年）6月の最高裁判決を受けて、基準の一部見直しがなされたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用に努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、簡明な内容での周知等を通じ、ルールの一層の明確化を進め、積極的な活用を促進すべきである。これらを通じて、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

6 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

（1）スポーツ・文化施策への財政措置

新型コロナの影響により、地方においては、スポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされてきた。

国においても、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・

文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

(2) 観光施策への財政措置

ワールドマスタースゲームズ関西、2025年大阪・関西万博、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)・第5回アジアパラ競技大会の開催等も見据え、将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたっては、地域住民の理解や安心感の醸成に加え、外国人観光客にも配慮した環境づくりを行うなど、インバウンドの再開を円滑に進めるとともに、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

なお、2018年度(平成30年度)税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019年(平成31年)1月から導入された国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

7 脱炭素施策への財政措置

コロナ禍からの回復を脱炭素(ゼロカーボン)社会へ転換する契機とし、国が自ら宣言した「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を目指し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、「2030年度に温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する」とした宣言を実現できるよう、脱炭素社会の実現に取り組む地方団体を幅広くかつ継続的に支援する観点から、2022年度(令和4年度)に創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、予算規模を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。併せて、当該交付金を含む国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方団体がそれぞれの創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素化の取組が加速するよう十分な地方財政措置を講じるべきである。

8 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

新たな人の流れの創出にあたっては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すべきである。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度(令和5年度)中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、地方移転の取組が一過性のものとならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を

講じるべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 自動車関係諸税の見直し

自動車税環境性能割については、2021年度（令和3年度）に税率の適用区分に係る燃費基準を2020年度基準から2030年度基準に切り替えた上で、クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に扱う等の見直しが行われた。

この適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うこととされ、現在の適用区分は2022年度（令和4年度）末までである。また、種別割のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限も同様となっている。さらに、令和4年度与党税制改正大綱で「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされている。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、電動車の増加が見込まれることに伴って、現行制度を前提とすれば自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮すると、自動車関係諸税の見直しの必要性は高まっていると考えられる。見直しにあたっては、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、必要な方策を検討すべきである。

2 国際競争条件や社会構造の変化等に応じた地方法人課税の見直し

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度（平成30年度）までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成28年度与党税制改正大綱（以下「平成28年度大綱」という。）においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされており、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、OECD等を中心に議論が行われ、2021年（令和3年）7月に大枠合意、同年10月に最終合意に至っている。

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討していくことが求められている。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016年度（平成28年度）税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税を8分の5まで拡大するとともに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

令和4年度与党税制改正大綱では、「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされている。今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、地域経済への影響に配慮するとともに、大企業の組織再編によりグループ内に資本金1億円以下の法人を複数設立したり、業績悪化等を理由に減資を行い資本金1億円以下とした等の事例が存在することから、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討すべきである。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017年度（平成29年度）税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し2005年度（平成17年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本

とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

（３）収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

そうした中、2022年度（令和4年度）税制改正では、ガス供給業における導管部門の法的分離対象となる法人等について、製造・小売事業に係る課税方式を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れることとされ、これ以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様とすることとされた。また、令和4年度与党税制改正大綱では「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離が行われてもなお、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有している。現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

（４）国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた上で、制度を構築すべきである。

3 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、金融所得課税の見直しを行う場合には、以上のような個人住民税の役割を踏まえつつ、これまでも所得税と住民税が一体として総合課税とは異なる税率で分離課税されてきたことも踏まえて検討を行うべきである。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。特に、2022年度(令和4年度)における固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては当年度限りとするとともに、2023年度(令和5年度)は既定の負担調整措置を確実に実施すること。また、新型コロナ対策などの経済対策や生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。本年度に期限を迎える生産性革命の実現に向けた特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

5 ゴルフ場利用税の堅持

平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力の有るゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっておりとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

6 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

2023年(令和5年)10月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、その理解を得つつ、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

7 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019年(平成31年)4月1日に地方税共同機構が設立され、同年10月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地

方税の特性を踏まえつつ、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和4年度税制改正大綱では、「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる」こととされるとともに、eLTAXを通じた電子納税に係る対象税目や納付手段の拡大を図ることとしている。

また、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、2025年度（令和7年度）までに各市町村が標準仕様に準拠したシステムを利用することを目指している。

引き続き、電子化・標準化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講ずるべきである。

さらに、新型コロナの長期化も念頭に、税務手続のデジタル化を推進するため、eLTAXの更なる活用などに関して、対応策を検討すべきである。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VII 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2023年度（令和5年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

7 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

令和2年10月、国が自ら「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また、同11月には衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

そして、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を46%減（2013年度比）と、これまでの目標を大きく上回る目標値を表明したことは、日本の意欲を内外に示したものとして評価できるものである。

しかし、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、速やかな行動と大胆かつ継続的な投資が必要である。

また、ロシア・ウクライナ情勢により我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化し、加えて電力需給のひっ迫に直面する中、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進める上では、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

については、エネルギー供給に大きな責務を有する国と地方の役割を踏まえ、エネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「2050年カーボンニュートラル」を目指していくため、以下を提言する。

- (1) 国と地方の役割を踏まえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。また、2050年カーボンニュートラルに向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行うすべての政策に脱炭素の視点を取り入れること。
- (2) 省エネルギー対策のさらなる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、ゼロカーボン社会の実現に向けた自治体の取組を幅広くかつ継続的に支援する観点から、新たに創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について予算規模や申請上限額、事業年度を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。併せて、国庫補助事業の地方負担分はもとより、自治体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素の取組が加速するよう大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。
- (3) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、既設分も含めた再生

可能エネルギーなどのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）導入状況等について、都道府県別、市町村別に統計整備し、提供すること。

- (4) 地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成など、即効性のある人材支援策を大幅に強化すること。また、カーボンニュートラルを実現していくためには、国民の理解とライフスタイルの転換が必要不可欠であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について分かりやすい形で国民に発信し、国民の理解と行動変容の促進につなげること。
- (5) 政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化にあたっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。また、J-クレジットについては、創出拡大のための見直しを進めること。
- (6) 脱炭素化のための基盤を整えるためには、まず、国民生活や経済活動に大きな影響を与える電力需給ひっ迫を乗り越えることが重要である。そのため、電力需給の安定的な運用と電気料金の高騰抑制に努めるとともに、セーフティネットとしての計画停電に至らないよう、熱中症など健康に注意した節電や省エネを国民や事業者等に促す上で必要な情報を、具体的かつ詳細に発信すること。更に、自治体による住民等に向けた節電、省エネの普及啓発や助成事業等について、広報や財政支援など具体的に支援すること。
- (7) ロシア・ウクライナ情勢を受けて、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題となっている。そうした中、エネルギーの安定供給と脱炭素化を両立するとともに、第6次エネルギー基本計画で示されたとおり原子力への依存度を可能な限り低減させるためには、水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化を加速させる必要があることから、実用化に向けた支援策を講じること。

2 交通分野の施策

2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

- (1) EVやFCVの早期普及へ向け、購入補助や税優遇の更なる拡充のほか、価格低減を促すための技術開発支援や、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めるとともに、充電・充填インフラなどの必要十分な環境整備を加速すること。なお、インフラ整備に当たっては、積雪寒冷地など地域の特性に配慮すること。

- (2) 自家用車依存の高い地方部における公共交通への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、CASE）の基盤づくりを推進し、全体としてCO₂排出量を抑え、地域における多様な移動手段を確保すること。
- (3) 鉄道は環境負荷が低いとされていることから、貨物鉄道輸送への転換を促すこと。

3 建築分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化を実現するため、以下を提言する。

- (1) 新築住宅は、地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの早期適合義務化を図るとともに、地域でのZEHを上回る先導的取り組み等への支援を行うこと。また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や設置にあたっての財政支援を行うこと。
- (2) 既存住宅は、高断熱性能の確保、再生可能エネルギー設備及び蓄電池の設置に向けて、全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- (3) 業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ZEBを前提としたものにするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。

4 産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

- (1) 工場等での熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備投資や、再生可能エネルギーや水素・アンモニア等の次世代エネルギーの積極的な導入、電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換、生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発など、実効性のある脱炭素対策を促進するための十分な支援策を講じること。加えて、工場等での生産活動を支える港湾施設等での面的・効率的なカーボンニュートラル化に向けた取組への支援策を講じること。
- (2) 地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及や自動車・船舶などの電動化、合成燃料・バイオ燃料などの代替燃料への転換などによる産業構造の変革が予想される。よって産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、これにより大きな影響を受ける雇用につ

いても対策を講じること。加えて、CCUS技術の研究開発を引き続き行い、実用化を加速すること。

- (4) 農業機械の電化・水素化・脱炭素燃料化や畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。
- (5) カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用や、温室効果ガスの分離回収など、資源循環への移行を加速させるため、技術開発や施設整備にあたっての財政支援を行うこと。

5 再生可能エネルギー分野の施策

第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるとともに、再生可能エネルギーの熱利用についても促進する必要があるため、以下を提言する。

- (1) 系統接続の制約を早期に解消すること。また、送電線の容量不足を補うために系統接続を希望する再生可能エネルギー発電事業者が負担する工事費等について支援すること。併せて、基幹系統に対して認められているノンファーム型接続について、ローカル系統に対しても早急に適用するよう取り組むこと。
- (2) FIT制度運用に係る手続きの効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、FIT制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に時間を要するなど速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。
- (3) 再生可能エネルギー由来の余剰電力により生産されるグリーン水素の利活用に向けて、調整手段等の研究開発を支援するとともに、水素利用を促進するため、価格補填の制度構築や水素パイプライン等の供給インフラを整備すること。また、先駆的な取組を推進する自治体への支援策も講じること。併せて地熱等の技術開発についても継続的に推進すること。
- (4) 改正地球温暖化対策推進法により導入された「促進区域」において、地元事業者参画によるエネルギーの地産地消が促進されるよう、税制上の優遇措置を与えるなど、より実効性のある制度を構築するとともに、促進区域に限らず事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備すること。また、発電事業終了後の設備の放置・不法投棄についても必要な対策を講じること。
- (5) 再生困難で今後営農が見込めない荒廃農地について、太陽光発電設備を導入するなど地域と共生した形で活用する場合は、山林化している荒廃農地の整地費用など、十分な支援策を講じること。

6 吸収・適応分野の施策

森林資源の循環利用と森林の健全な育成、また、藻場・干潟の保全や拡大を図ることで二酸化炭素の吸収量を確保するとともに、防災・減災などの適応策を講じるため、以下を提言する。

- (1) 木材の生産と再造林や間伐等の森林整備、更にそれを担う林業の担い手の確保・育成の支援を強化すること。また、炭素貯蔵効果とともに、輸送時の二酸化炭素排出抑制が期待できる建築物への国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用への活用など、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進すること。
- (2) 省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や自治体に発信してリスクコミュニケーションを強化すること。また、地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財政措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。
- (3) 藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）を各地で推進するため、地域が実施する藻場・干潟の保全や拡大の取組に対して支援を充実させること。

8 ポストコロナ時代の持続可能な医療提供体制構築と健康づくり推進に向けた提言

新型コロナウイルス感染症については、依然として予断を許さない状況が続いており、医療機関や都道府県は、その対応に全力を挙げ取り組んでいる。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所的な病床・人材不足の発生、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築など、地域医療体制に係る課題が浮き彫りになるとともに、生活習慣病の新型コロナウイルス感染症重症化リスクや、感染症発生下でのがん検診等の受診控えの発生など、疾病予防対策における課題も見えてきたところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き徹底して取り組むことはもちろん、これまでの新型コロナウイルス感染症対応により得られた知見を踏まえ、新興感染症等が発生した際の影響にも留意しつつ、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保に向け議論を行い、平時から備えておくことが必要である。さらに、コロナ禍において健康づくりの重要性が再認識されたことから、国、地方をはじめとする関係者が連携・協力し、望ましい生活習慣の定着やがん検診・特定健診の受診促進に向けた取組をさらに強化する必要がある。

また、人口減少・高齢化の進行に伴い、医療・福祉の人材確保がますます課題となるとともに、地域包括ケアシステムの深化に向けた在宅医療の拡大や医療と介護の連携推進など、医療提供体制を取り巻く状況が徐々に変化することにも対応しながら、国民の健康を守る体制がとれるよう、着実に取り組んでいくことも重要となる。

これらを踏まえ、ポストコロナ時代の持続可能な医療提供体制構築と健康づくりの推進に向け、政府に対し以下のとおり提言する。

1 地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築

- 地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携については、地域医療資源の有効活用、将来に向けた持続可能な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムとの連携の観点や客観的な現状分析と推計データに基づき議論を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症対策の検証を踏まえることを考慮すると、令和5年度末までの対応方針策定や地域合意は厳しい状況にあることから、診療実績等のデータを都道府県に提供するとともに、新興感染症等の発生も踏まえた今後の必要病床数の考え方等を示すほか、新型コロナウイルス感染症対応の検証や協議に要する期間への配慮も含め、地域の実情に応じた柔軟な対応とすること。

- 第8次医療計画に盛り込む「新興感染症等の感染拡大時における医療」に係る国の基本方針等については、地域での議論に不可欠な具体的内容が不透明な状況であることから、第8次医療計画策定のための基本方針や指針については、地域における議論に必要な時間を考慮し早期に示すこと。
- 新興感染症対策に当たる医療機関のほか、災害拠点病院や災害医療チームを設置している医療機関においては、平時からの人的・財政的負担が大きい上、対応時の人的・物的補償への備えも不十分であることから、新興感染症対策や災害時医療を提供する医療機関に係る平時からの人的・財政的負担（人材確保、施設・設備整備、災害等対応時における補償の充実等）については、国において負担すること。
- 人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守るという「ワンヘルス」の考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ、SARSやMERSなど、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症等に備えるため、普及啓発や関係機関との連携の推進をはじめとした、ワンヘルスの取組を促進すること。

2 医療人材の確保、医師の働き方改革

- 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることに加え、今後の新興感染症の流行に備え、これまで以上に医師を確保する必要があることや医師の働き方改革の影響など、地域の実情に十分配慮した上で、医師需給推計を再度検証すること。その上で、大学が主体的に地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師派遣に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じるとともに、大学が当該役割を十分に果たすことができるよう、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。また、医師の不足が顕著な地域や医学部定員が少ない地域における医学部新設や、地域で不足する診療科に対応する地域枠として全国での別枠制度を創設するなどの対応を行うこと。さらに、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。また、産科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に各都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。
- 臨床研修医の募集定員については、新型コロナウイルス感染症や、今後起こり得る新興感染症等の影響も考慮しながら新たな算定方法の検証を行う

とともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。また、専攻医募集にあたっては、シーリングの算出には、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化や新型コロナウイルス感染症に対応できる内科などの専門医不足等を踏まえ、機械的に算出することなく、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、また、シーリングの厳格な適用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、専門医制度における、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者の取扱いについては、都道府県が法的な責任を負わされることのないよう、専門医の認定要件として地域枠の従事義務の履行を明確に位置付けるなど、責任を持って整理すること。

- 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小など、地域の医療提供体制に影響を与えることのないよう、医療の現場にしっかりと情報を周知するとともに、各病院が宿日直許可を取得できるよう、許可の実態や課題を把握した上で必要な支援を行い、また、都道府県や医師会に対し、説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が異なることを踏まえ、迅速な情報提供、十分な協議を行い、丁寧に改革を進めること。特に、医師を派遣する病院に対する時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」の実効性が担保されるよう、医師派遣を担う大学及び医療機関への丁寧な制度周知及び十分な協議を行うこと。
- 都道府県の医師の確保・偏在是正対策や、医師の働き方改革に対応した地域の医療提供体制の確保に向けた取組に対して、地域医療介護総合確保基金の充実や事業区分間の弾力的な活用などを含む抜本的な財政支援を講じること。

3 健康長寿社会の実現に向けた、生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 生活習慣病予防対策の更なる推進について

- 健康長寿の最大の阻害要因であり、感染症の重症化リスク因子となる生活習慣病について、望ましい生活習慣の獲得・定着に向けた社会全体での健康意識の醸成に国が率先して取り組むとともに、各地域において自治体や医療関係者等の連携・協力による効果的な取組が実施でき、かつ、市町村による格差が生じることのないよう、財政的な支援等を拡充すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を検証し、「健康日本21（第2次）」に続く次期プランに反映すること。

- 受動喫煙防止対策について、各省庁が連携して国民に対する制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、地方公共団体に対する技術的助言や財政的支援を行うこと。
- 市町村や保険者が行うがん検診及び特定健診に関する普及啓発や受診勧奨については、これまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により発生した受診控え等の事象にも対応できるよう必要な支援を行うこと。

（２）地域包括ケアシステムの深化について

- 住み慣れた地域において、健康で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの深化に不可欠な在宅医療・介護連携推進事業については、地域によって取組に差があり、支援体制を強化する必要があることから、要介護高齢者が、地域で切れ目なく・格差なく、医療・介護サービスを利用して生活できるよう、人材の育成・確保、研修機会の提供等に関する支援や医療機関と居宅サービス事業所等の情報共有が行える仕組み（入退院調整ルール）を関係者が連携して運用・評価していくために必要な支援を行うこと。
また、市町村が行う在宅医療との連携を行う拠点（在宅医療・介護連携支援センター等）の整備に対する支援など、地域の在宅医療と介護サービスの連携推進に必要な支援を行うこと。

9 ジェンダー平等の実現に向けた提言

～ 世界のフロントランナーとなるための4つ（教育・経済・政治・健康）の戦略 ～

近年、諸外国におけるジェンダー平等への対応が加速する中、我が国においては男女間格差是正のスピードが遅く、先進国の中では大きく後塵を拝している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による女性の雇用や生活への影響は深刻化しており、誰もが幸せに暮らし働ける社会の実現に向けて早急な対応が求められる。

このため、その障壁となっている社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、4つの分野（教育・経済・政治・健康）において戦略的に取り組む必要がある。

これらを踏まえ、政府に対して以下のとおり提言を行うものである。

【第1部】ジェンダー平等を実現するために

（教育分野）

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実及び意識改革の促進

（経済分野）

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保

（政治分野）

提言3 政治分野における女性の参画促進

（健康分野）

提言4 生涯を通じた健康支援の強化

【第2部】あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言5 暴力の根絶に向けた対策の推進

提言6 生活上の困難に対する支援

【第3部】地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言7 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

【第1部】ジェンダー平等を実現するために

（教育分野）

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実及び意識改革の促進

（1）固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組の促進

性別にかかわらず誰もが持つ無意識の思い込みへの気づきを促し「アンコンシャス・バイアス」への対処法を広く周知・啓発するため、メディアミクスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

（2）男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

中長期的視点で児童生徒に家族などへの感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習を義務化するとともに、小さい頃から「性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育・学習を推進すること。

（3）教育分野における女性の参画拡大 【新規】

すべての教職員が仕事と生活の両立ができるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

（4）地域における男女共同参画の推進（自治会、防災分野等） 【新規】

自治会やPTA等のリーダーは男性が多く、また、防災活動は男性が担うことが多い。地域活動に女性の意見を取り入れるため、根強い固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、地域における女性のリーダー育成や防災に関する施策・意思決定の場への参画及び自主防災組織や避難所運営等において責任ある役割を女性も担うなど、防災分野での女性の活躍促進に向けた取組に対する支援を行うこと。

（経済分野）

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保

（1）女性の正社員化・賃金向上

女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差の是正を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上等に取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。

（2）女性のデジタル人材の育成 【新規】

デジタル化社会の中で、女性が経済的に自立するとともに快適かつ安全な生活を送るためには、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の取組が重要である。

国においては、「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、デジタルスキル習得支援及びデジタル分野への就労支援の両面からの取組を強力に推進するとされたことから、同プランに基づく施策を着実に推進するとともに、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組をしっかりと後押しすること。

また、デジタル技術の開発と活用に関しては、例えば、A I は過去の経験値から解を導くため、これまでの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を助長する可能性もあることから、このような観点も考慮の上、誰もが利用し、開発に参画できるよう、女性デジタル人材育成の推進を図ること。

（３）男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析

女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていないため、若年女性が個性と能力を発揮できる環境の整備や魅力的な地域づくりなど若年女性の地方定着・回帰策を検討するにあたり、地域の実情を踏まえ各都道府県・市町村単位の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること。

（４）男性の育児休業の取得促進

育児休業取得を社会全体で応援する意識醸成を進めるとともに事業主、雇用者双方に育児休業制度の正しい理解を促進すること。また、育児休業による減収が生じないよう、育児休業給付金の給付率の引上げや独自の支援制度を創設する企業に対する支援等を行うこと。

（５）幼児教育・保育の完全無償化

女性が出産・子育てを理由に離職せず仕事と両立できるよう支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、３歳未満児も含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

（６）中小企業等における柔軟な働き方の導入の推進 【一部新規】

中小企業・小規模事業者等における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるため、誰もが子育てや介護、不妊・病気治療等、生活と仕事を両立できるよう長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入を進めるとともに男性の家庭参画への理解促進を図ること。

（７）男女共同参画の視点に立った税制や社会保障制度等の整備 【新規】

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取り額の減少による段差）により、就業時間や日数を調整する「就業調整」が女性の活躍を妨げている要因の一つとなっていることから、就業者の多様な属性に配慮しつつ、働く女性の意欲を促進し働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度となるよう、税制や社会保障制度等の不断の見直しを行うこと。

（政治分野）

提言 3 政治分野における女性の参画促進

（1）政治分野における女性の参画促進

日本では特に政治分野における女性の参画が低い、国際的には「クオータ制」の導入等により、女性の政治への参画が進んでいる状況に鑑み、「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組を進めること。

（健康分野）

提言 4 生涯を通じた健康支援の強化

（1）職場等における女性の健康に関する理解促進 【新規】

妊娠・出産、更年期障害等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るためには、職場の理解が重要であることから、働く女性の健康に関する研修や正しい情報の啓発を促進すること。

（2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透 【新規】

望まない妊娠について女性の自己決定権を尊重し、かつその負担を少しでも軽くすることを目指して、相談支援や健診等を通し将来の妊娠のための健康管理について誰もが年代に応じて学ぶことができる機会を増やすこと。

【第2部】あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言 5 暴力の根絶に向けた対策の推進

（1）暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実 【一部新規】

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層を対象とする予防啓発を拡充すること。

（2）DV被害者に対する保護体制の充実 【一部新規】

相談から自立支援に至るまで、当事者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が必要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のNPOが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

（3）性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実 【一部新規】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるための相談員の確保と支援体制の充実及びメール、SNS等を

活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。また、国が設置しているコールセンターについては、令和5年度以降も継続して実施すること。

さらに、ＡＶ出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、新たな業務を担うこととなるワンストップ支援センターの人員体制や関係機関とのさらなる連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応に向けた情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

提言６ 生活上の困難に対する支援

（１）コロナ下で不安を抱える女性への支援 【一部新規】

コロナ下で失業や収入の減少、家事・育児負担の増加等、女性を取り巻く環境は厳しさを増している。望まない孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・繋がりを回復することができるよう支援を継続すること。デジタルを利用できる環境が整わない等、情報弱者がいることを念頭に支援を必要としている方に確実に支援が届くよう有効な周知方法を検討すること。また、男女共同参画センター等のＳＮＳ等による相談機能の充実等に伴う人的配置や環境整備等への支援を行うこと。

（２）学校等における生理用品の無償提供の恒久化及び非課税化 【一部新規】

コロナ下における女性の経済的困難により顕在化した、いわゆる「生理の貧困」については、女性の健康と人権を守るために全ての学校等における生理用品の無償提供の恒久化を検討すること。さらに、女性特有の生理は心身の不調や仕事など行動への影響に加えて金銭的負担もあり女性への負担が大きいことから、生理用品の非課税化を検討すること。

（３）ひとり親家庭の生活基盤の確保

一人で子育てと生計を担うひとり親は、非正規雇用労働者が多いことなどから経済的基盤が弱く、新型コロナのような社会経済の影響を強く受けやすいため、養育費確保制度の創設や児童扶養手当等各種給付金の増額など支援を強化すること。

（４）ＬＧＢＴ等の多様な性的指向・性自認への理解促進

性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的に調整する所管府省庁を定めること。また、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進や当事者等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、全国統一の方針や取組内容を提示すること。

【第３部】地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言７ 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

（１）地域女性活躍推進交付金の充実

事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業も交付対象とする

等、柔軟で使いやすい運用を図ること。特に地域においては、中小企業・小規模事業者等における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金により支援を強化すること。

(2) 女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

10 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

～ 次世代育成支援の抜本強化に向けて ～

1 子育て政策に対する基盤の強化

(1) チルドレン・ファースト社会の実現に向けた環境の整備

ア こども基本法の掲げる基本理念に則り、全ての子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるチルドレン・ファーストの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。

イ 国において、子ども施策を策定・実施・評価するに当たっては、当事者である子どもや子どもを養育する者等の意見を反映する仕組みを構築すること。

(2) 取組体制の更なる強化

ア こども家庭庁について、子ども関連政策を一元的に担い、権限と予算と人員を確保した真に政策遂行力ある組織となるよう、体制を整備するとともに、関係省庁との連携方策などを早期に明示すること。

イ いじめ防止対策や障害児者支援など、各省庁が推進してきた取組について、子ども関連政策の一元化により新たな分断が生じることのないよう、緊密な連携を図るとともに、こども家庭庁が積極的に関与すること。

ウ 就学前の教育・保育等について、所管が分かれることによる影響を検証するとともに、所管の一元化を継続して検討すること。

エ GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、子ども関連の政府支出を拡大するとともに、財源の安定確保に向けて、子ども関連施策にかかる費用を社会全体で負担する新たな方策(例えば、こども保険など)を含め、幅広く検討すること。また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、基金制度を創設すること。

(3) 少子化要因分析の実施及び財政支援

ア 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例を提供するとともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性を可能とする財政支援を実施すること。

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備の充実

(1) 不妊治療等への支援の拡充

ア 令和4年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。

イ 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う自治体への財政的支援を行うこと。

ウ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げなど更なる充実を図ること。

エ 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度を創設するとともに、不妊治療等と仕事の両立支援に向けた環境整備を促進すること。

(2) 妊産婦・乳幼児ケアの充実

ア 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」などによる母子保健と子育て支援の一体的な推進及びコーディネート機能を担う専門人材の確保・育成への支援を行うとともに、両機関が一体化した(仮称)こども家庭センターの設置に係る要件等を早期に明示すること。

イ 予期せぬ妊娠など、不安を抱える妊婦やその家族等が相談しやすい窓口の設置の促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援の充実を図ること。

ウ 離島等遠隔地からの妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度を創設すること。

エ 地域の実情に応じた取組の推進に向けて、都道府県が実施する場合の産後ケア事業や産前・産後サポート事業の補助対象の拡充及び裁量性かつ継続性のある財政支援の強化を図ること。

オ 男性の家事・育児参画を促すため、妊娠期にある家庭が夫婦や家族共同で家事・育児を行うことについて学べる講座等の開設に係る支援を強化すること。

カ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定確保と柔軟な運用及び医学部臨時定員増の継続や産科医をはじめ不足する診療科に対応する地域枠の別枠創設などによる人材確保等のほか、大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化を図ること。

キ 予防のための子どもの死亡検証(CDR)制度が全国で実施されるよう、個人情報の収集や取扱等の法令整備、標準的なマニュアルや今後の進め方などを早期に提示するとともに、地方の実情に合わせた体制整備を支援すること。

ク 低出生体重児等の保護者への支援は、対象者が少ないなど市町村単位では十分な取組が困難であることから、都道府県が行うリトルベビーハンドブック等による情報提供やピアサポートなどの取組を支援すること。

(3) 将来世代を支える産科、小児科への支援の充実

ア 産科、小児科への地域の実情に応じた財政的支援等を強化すること。

イ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、診療報酬の特例的な措置期間を延長すること。

(4) 新生児の検査への支援の充実

ア 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象とすること。

イ 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において迅速に検査できるよう、スクリーニング検査機器の買い替えや精密検査機器の導入など、検査体制の充実に対する財政支援を強化すること。

3 幼児教育・保育等の充実

(1) 乳幼児期の育ち・学びの機会の確保

ア 人格形成の基礎を培う乳幼児期に豊かな人間性・社会性を育み、将来の可能性を広げていけるよう、家庭や保育所等の育つ場所・環境の違いや感染症の拡大による活動制限等に左右されない育ち・学びの機会を確保できる仕組みを構築し、乳幼児期の教育の基本として活用できるガイドラインを策定すること。

(2) 保育等サービスの確実な提供に向けた支援

ア 保育等のサービスを必要とする者が確実に受けられるよう、国の責任において必要な安定的財源を確保すること。

イ 保育士等の確保に向け、以下の対策を講じること。

- ・新たな保育士等の確保に向けた保育士修学資金貸付事業等の継続実施
- ・離職を防止するための働きやすい職場環境づくりの促進
- ・保育士有資格者の全国的な届出制度の創設と、(仮称)国家資格等管理システムとマイナポータルの連動による潜在保育士の把握・復職支援
- ・自治体が地域の実情に応じて実施する再就職マッチング支援等への財政的支援

ウ 新型コロナウイルス感染症に限らず、休園する保育所等に代わり一時預かりを行う保育所等への財政措置を恒常的に行うこと。

エ 公立保育所等を含め、保育所等の整備に関する地方への財政支援や、土地利用に関する税制優遇措置の拡充を図ること。

オ 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の内容を踏まえ、人口減少地域等における保育所等にかかる制度的・財政的支援を行うこと。

カ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「森のようちえん」など地域の多様な集団活動等への利用支援措置における必須要件(保育の必要性のある子どもの割合等)の緩和や国補助率の引上げ等の支援の拡充、事務負担の軽減を図るとともに、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、無償化も含めた検討を行うこと。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

ア 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源を早期に確保するとともに、保育士の配置基準など様々な課題の改善方策などを継続的に検討すること。

イ 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための支援の充実、他産業と遜色のない水準への保育士等の更なる処遇改善とその財源の確保、キャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実を図るとともに、在宅育児家庭等に対する支援制度を拡充すること。

ウ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映を行うこと。

エ 外国人の子どもの受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援を行うこと。

オ ベビーシッターを安全・安心に利用できるよう、マッチングサイト運営事業者の責任を明確化

するとともに、同事業者に対する指導監督基準を定め、指導監督を強化し権限を行使すること。
カ 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の5年間の経過措置に係る法施行後2年後を目途とする検討のとりまとめを踏まえ、指導監督基準適合に向けた支援など、引き続き地方の意見を十分に反映し、保育の質が向上されるよう支援の充実を図ること。

(4) 放課後児童クラブの整備と安定的運営の推進

ア 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備(支援単位の適正規模化に係る整備等)や小学校の学級編制の標準の引下げ(35人学級)に対応した施設整備(余裕教室活用クラブの校舎外への移転)のための補助率の引上げ等の支援の充実を図ること。

イ 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の更なる処遇改善に向けた、運営費補助単価の拡充及び補助率の引上げを行うこと。

(5) 配慮が必要な子どもへの支援強化

ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び広域連携、また利用料無償化などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援を充実すること。

イ 医療的ケアが必要な子どもを支えるため、保育所等での受け入れ前後の体制整備や放課後児童クラブへの支援員等の処遇改善に向けた財政支援を行うこと。

ウ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。

エ 小児慢性特定疾病児が成人後も継続して必要な医療費等の自己負担の軽減を図るための財政支援を行うこと。

(6) 原油価格・物価高騰等に係る保育所等への支援の強化

ア 原油価格や食材などの物価の高騰等による、運営への影響やサービス低下の懸念があり、公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。

イ 建設資材の高騰等に伴う施設整備の遅れや見直しによる影響が顕在化しているため、国庫補助金の基準単価の増額やかかり増し経費への支援策を講じること。

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

(1) 経済的な負担軽減措置の拡充等

ア 全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう支給する児童手当について、額の拡充や所得制限の廃止等の制度拡充を図ること。

イ 子どもを持つ世帯(特に多子世帯)に有利な税制・保険・年金制度等を充実すること。

ウ 出産育児一時金の額の引上げによる、出産費用負担への支援の強化を図ること。

エ 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への人的・財政的支援を拡充すること。

オ 子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図ること。

カ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料を無償化すること。

キ 全ての子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、バウチャー券の配布など、在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組みを構築すること。

ク 子育て世帯に対する住宅確保への支援を充実すること。

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

ア 海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充を図ること。

イ 長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の企業への導入を促進すること。

ウ 企業における子育て世帯に向けた手当の拡充に対する支援や、配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実などを行い、子育てにやさしい職場風土の醸成を図ること。

エ ICT等を活用した育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰のサポート、また育児休業中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入する企業・団体への支援を行うこと。

オ 出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組みの構築やリカレント教育の全国的な展開を図ることなど、女性の復職・再就職への支援を拡充すること。

(3) 子どもと子育てにやさしく、安全・安心な社会づくりの推進

ア 地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の充実など、子どもに寛容な社会風土を醸成すること。

イ SNS等を活用した子育て不安等の相談体制の構築に向けた支援を行うこと。

ウ 施設運営基準や指導監査の実施方法等について、施設の種別に関わらず、子どもの安全・安心を守る観点から内容の整合を図ること。また、事故防止や防犯及び防災に配慮した通学路や幼稚園・保育所の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充、ドライバーの法令遵守意識の向上を図ること。

エ 保育所等施設の耐震化やブロック塀等の安全性確保に必要な診断及び改修に係る助成を拡充するとともに、省庁による支援制度の違いを解消した耐震化等を促進すること。

オ 学校、児童福祉施設など、府省の枠を超えた子どもに関する施設共通の災害時情報共有システムを構築すること。

カ 不審者情報等について、多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方を検討すること。

(4) 性犯罪・性暴力対策の強化

ア 性犯罪・性暴力対策の強化のため、わいせつ行為により保育士や放課後支援員等の資格等を失効させた者の再取得要件を厳格化する等、国の責任において制度的に性犯罪、性暴力の排除に向けた取組を実施すること。

イ 性犯罪・性暴力を排除するため、子どもに対する性犯罪・性暴力をした者への厳罰化はもとより、子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴を確認できる全国

ベースの犯罪経歴確認制度を早期に導入すること。

ウ 子どもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないため、生命を大切にし、自分や相手、一人一人を尊重する教育や、被害に遭った時の相談先の周知など、発達の段階に応じた教育・啓発を充実すること。

エ 児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備を行うこと。

オ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実及びSNSなどWeb等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

5 子どもや若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

(1) 未来の展望が描ける支援策の強化

ア 子ども・若者が将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を環境によってあきらめることがないよう、様々な学びや体験、チャレンジの機会を提供すること。

イ 子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、ライフプランニング教育の充実及びライフステージごとに必要となる備えや社会保障制度についての情報、学習機会の提供など、支援を充実すること。

ウ 仕事と子育てを両立し、生き生きとしたライフスタイルについてのイメージ戦略及びポジティブキャンペーンを展開すること。

(2) 結婚・出産を応援する経済支援策の充実・強化

ア 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度(従業員を支援する企業への助成制度等を含む)を有する地方公共団体への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。

イ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正規雇用労働者への転換や待遇改善施策の充実を図ること。

ウ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を継続すること。

(3) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の見直し

ア 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、結婚支援センターの運営をはじめ複数年にわたる同一事業の対象化など、運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。

イ コロナ禍による婚姻に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の緩和及び補助率引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

6 地方の意見の反映

(1) 国と地方との定期的な協議の場の設置

ア 国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための

意見交換・協議する場を設置すること。特に、こども家庭庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等に当たっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

1 1 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～ コロナ禍を乗り越え、子どもが健やかに育つために ～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 生活が困難な子育て世帯への支援強化

ア 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯への生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を図ること。

(2) 地方の実情に応じた取組への支援強化

ア 貧困に係る全国統一的な基準の指標を用い、都道府県・市町村別の比較・分析等が可能となる十分なサンプル数による全国調査の実施と都道府県・市町村別データの提供を行うこと。

イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化を図ること。

ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割を明確化するとともに、十分な財政支援を行うこと。

(3) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

ア 小学校における教科担任制の導入による教育の質の向上や、小中学校等における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充を図ること。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充(「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等)や待遇改善のための十分な財源の確保、人材の確保による教育相談体制の更なる強化を図ること。

ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援を強化すること。

(4) 子どもの居場所の確保・充実

ア 要支援児童等への見守り強化や、子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、人材・施設の確保や物資の受入、保管分配など継続的な運営が可能となるための支援を充実すること。

(5) 学びに係る経済的負担の軽減支援

ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないよう、財源の確保を行うこと。

イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業(修了)後の所得に連動して返

還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

ウ 私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による更なる支援を充実すること。

エ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援を充実すること。

オ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など、高等学校等就学支援金の拡充を図ること。

カ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、給付型奨学金の制度を創設すること。

(6) 生活安定のための支援強化

ア 養育費の取り決めに仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援を行うこと。

イ 養育費の重要性についての広報や離婚届時の情報提供、離婚前からの相談支援など、当事者への周知や支援を強化すること。また、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替えや強制徴収の制度など、国による履行確保の強化に向けた具体策の早期の提示と地方の取組への支援を行うこと。

ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の増額及び支給額遡減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度や給付型の住居費支援制度を創設すること。

オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引下げや償還免除の要件緩和等を行うこと。また、生活福祉資金に係る所得制限の引上げ及び両資金の貸付限度額の引上げを行うこと。

カ ひとり親家庭の正規雇用促進に向けた企業への支援を拡充すること。

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源を着実に確保すること。

イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援を行うこと。

ウ 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制について、国において初期相談に対応し、相談内容を十分見極めた上で都道府県や児童相談所等へ報告するシステムとすること。

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援を充実すること。さらに、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充や第三者による評価の義務化、受審費用への財政支援を行うこと。
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実を図ること。
- ウ 専門の研修機関の設置など、国主導による人材育成システムを構築すること。
- エ 国における児童虐待事案への対応の支援として、AI技術を活用した全国統一ツールを早期に開発するとともに、モデル事業の導入に係る財政支援を行うこと。
- オ 児童虐待事案で、ケース移管等により都道府県域を越えた対応が求められる事案については、移管先において円滑かつ的確にケース対応がなされるよう、移管元・移管先双方の連携や協力の体制、ネットワークの仕組みなど、実体の伴った全国的なガイドラインを構築すること。

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進(児童人口規模の特に小さい自治体への家庭支援員の最低配置基準の緩和等)や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化を図ること。
- イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築・強化を行うこと。
- ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動に対し、市町村や社会福祉協議会による組織的な支援が可能となる仕組みづくりを行うとともに、財政支援の充実を図ること。
- エ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点のもと、生涯を通じて、性と健康をめぐる様々な問題について十分な情報を得られ、相談でき、主体的に意思決定し、必要な医療・福祉等のサービスを受けられる体制の構築を進めること。

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援を拡充すること。
- イ 里親制度の活性化に向けて、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討を行うこと。
- ウ 里親制度の活性化に向けて、一時保護委託など短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討を行うこと。
- エ 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するため、施設整備及び人材確保に向けた財政支援を拡充すること。

オ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、退所後の生活を見据えた適切な自立支援(リービングケア)及び退所後の相談・支援拠点や居場所づくり、自立に向けた訓練など、長期的に見守り、支える仕組みを構築すること。

カ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実を図ること。

キ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用を支援対象とするとともに、学習塾以外の習い事についても幅広く支援を行うこと。

ク 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。

(2) ヤングケアラーへの支援の強化

ア 地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援を充実すること。

- ・学校や福祉機関、地域など、子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
- ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
- ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査

イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上を図ること。

(3) 心に悩みを抱えた子ども・若者を孤立させない体制づくり

ア SNSを活用した相談やアウトリーチ型の支援など、不安や生きづらさを抱える人を孤立させない体制づくりへの支援を充実すること。

イ 困難な環境にある子ども・若者の育成支援に関する様々な相談にワンストップで応じるため、教育、福祉、保健医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営に係る支援を充実すること。

(4) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備

ア 不登校児童生徒が利用する民間施設(いわゆるフリースクール)を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度を検討すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実

ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず、医療的ケアが必要な子どもとその家族の実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、医療的ケア児支援センターなど相談支援体制整備に対する財政的支援を充実すること。また、施設種別による看護師配置の差異を解消するとともに、国の補助事業における補助割合の引上げなど、更なる支援の充実を図ること。

イ 外国につながる子どもについて、母語や文化・習慣の違いを尊重しつつ、日本における生活の礎として必要な学力等を身に付けることができるよう、日本語学習に関する支援の充実及び将来を見通した進路を選択できるキャリア支援等の包括的な支援の充実を図ること。

(6) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

- ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう、指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討を行うこと。
- イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度を検討すること。

12 「イノベーション・commons（共創拠点）」の推進に向けて

【ポイント】

- 国公立、私立を問わず、大学等が、地域の課題解決や新たな価値を創出する、地域の多様な主体による共創の拠点（イノベーション・commons）となるよう、共創の枠組みの形成や運営に係る支援策を充実させること。
- 地域の多様な主体による共創が促進されるよう、地方自治体、企業など多様な主体との連携を円滑に進める高度な調整力や企画力を持つ職員の育成・確保など、人材確保面も含めた大学等の体制の強化を図ること。
- 地域の多様な主体間の活発な議論に基づく具体的な実践が恒常的に行われるよう支援策の充実を図ること。
- 大学等の施設が、イノベーション・commonsとしての機能を十分に発揮できるよう、施設の機能強化や老朽化対策を含む大学施設の整備充実を図ること。

大学等は、国公立、私立を問わず、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材の育成や産業の振興に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。

また、人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症への対応など、困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学等の果たす役割はますます大きくなっている。

一方で、地域の課題は、非常に複雑で困難なものが多く、また絶えず変化していくものであり、大学等、地方自治体、産業界等のそれぞれの立場からのみで、地域課題の解決や新たな価値を創出することは限界となっていると考えられる。

地方では、人口減少や少子高齢化など、多くの課題に直面しており、地域の多様な主体が人材や知見を持ち寄って連携し、地域社会を支えていくための具体的な取組みを行っていくことが求められる。

このため、地域における「知の拠点」である大学等、地域を支える地方自治体、地域経済を牽引する産業界等の地域の多様な主体が、課題認識を共有し、大学等の知見も活用しつつ地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行う、大学等を中心とする「イノベーション・commons（共創拠点）」の構築が必要である。

1 地域社会を支えるイノベーション・commonsの推進

（1）多様な主体による共創の枠組みの構築に対する支援の充実

多様な主体が課題認識を共有し、地域の課題解決等に向けて議論と実践を行うためには、地域連携プラットフォームなど、共創のための連携の枠組みの設置が必要である。

また、多様な主体間の議論と実践を実現するためには、主体間を調整し、協働した取組みにつなげるための事務局機能の充実や、事務局の運営等に係る費用の

確保も必要となる。

このため、地域連携プラットフォームなど、共創のための連携の枠組みを形成するとともに、その運営が円滑に行えるよう、大学等や都道府県、市町村等の共創の枠組みの形成や枠組みの運営に対する人的・財政的支援を充実すること。

(2) 共創を支える体制の強化

地域の多様な主体による共創の実現には、課題認識等を共有するためのプロセスの設定のほか、各主体が有する知見やノウハウの活用や具体的な取組みを行うための調整など、多様な主体間の多角的な調整が不可欠となる。

とりわけ大学等の知見は、複数にまたがる分野横断的な共創の取組みを行う場合において、多くの研究分野にまたがる複数の研究者が存在し、膨大な研究テーマに及んでおり、これらを適切に取り扱うことで、イノベーションの創出などにつながる可能性が高い一方で、大学等における調整力等の状況が複数主体による共創の実現に大きな影響を及ぼすことも考えられる。

また、大学等の研究機関は、知見の実装化などを行う実行部門を持たない主体が多く、地方自治体や産業界等の他の主体との課題認識等の共有や大学等の知見を活用した共創の取組みにおいて、高度な調整が必要となる場合もある。

このため、地域の多様な主体による共創が促進され、新しい価値の創出につながるよう、国において、高度な調整力や企画力、知見と実装のコーディネートを行うことができる大学等の職員の養成・確保を図るなど、共創のための大学等の体制の強化等を図ること。

2 共創による取組みの推進

○ 共創の枠組みを通じた取組みに対する支援の充実

地域の多様な主体による共創を実効的なものとするためには、地域連携プラットフォームなどの連携の枠組みを基盤として、地域の現状や課題認識を共有するとともに、地域の多様な主体間による活発な議論とそれを踏まえた具体的な取組みの実践が恒常的に行われることが必要である。

具体的な取組みの実践が行われるためには、イノベーション・コモンズが、大学等の知見の実装化の試みを含む、スモールスタートにより多様な主体が試行錯誤を許容できる場であるとともに、その後の安定した事業化につなげる支援ができる環境を整えることが必要である。

こうした取組みが促進されるよう、共創の枠組みを通じた大学等や都道府県、市町村等による取組みに対して、国からの人的・財政的支援を充実すること。

3 イノベーション・コモンズに係る施設整備の充実

○ 共創を支える大学施設の施設整備の充実

これからの大学等においては、地域の多様な主体が共に創造活動を展開するた

めの教育研究施設や屋外空間等も含めたキャンパス全体が有機的に連携した共創拠点の創出が求められる。

大学等の教育研究等を支える施設は、昭和40年から50年代にかけて整備された膨大な施設群が一斉に老朽化を迎えており、地域を支える人材の育成や教育研究への支障などが深刻な課題となっている。

地域における人材の育成の拠点であり、「知の拠点」である大学等がイノベーション・コモンズとしての機能を発揮するためには、老朽化に対応した施設改修による安全性の確保や時代に対応した施設設備の機能強化が必要である。

また、大学等が、社会・経済の変革に対応した学部再編・新設・定員増、サテライトキャンパスの設置等により地域の共創拠点の創出を図る場合に、施設設備の整備、継続的な運営に資する十分な財源措置を国が講じることが重要である。

このため、国においては、国公立、私立を問わず、大学等がイノベーション・コモンズとしての役割を担うため、施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実を図ること。

13 コロナ禍を乗り越えLXローカル・トランスフォーメーションを実現するための提言

新型コロナウイルスの感染拡大は、観光業や飲食業をはじめとする様々な産業への経済的損失や、グローバル規模でのサプライチェーンの分断など、社会経済環境に深刻な影響を及ぼした。また、デジタル技術の利活用の遅れや、人口密度が高い都市が抱えるリスクなど、従前から日本社会が抱えていた課題を改めて顕在化させた。

一方、デジタル化の進展が、時間や場所に捉われない柔軟で多様な働き方の可能性を広げ、コロナ禍における人々の暮らし方や働き方の変化により、地方への関心がこれまでにない高まりを見せている。こうした社会状況の変化を背景に、我々は、いま地方を舞台にした新しい挑戦が可能になっているとの認識を持っている。

これまで、地方においては、地方の活力の維持・向上を目指し、「働く場を創出する」「企業の生産性を上げる」ことなどを目的として、様々な施策に取り組んできた。これらの目的は今なおその意味を有するものの、社会状況の変化を踏まえ、地域のリソースにデジタルが掛け合わさることで新たな価値が生み出されるという視座に立って、その価値の創出を後押しするという政策的アプローチへの転換が求められている。

例えば、学生とデジタル・AIを掛け合わせることによる起業の創出、中小企業にデジタルネイティブの若者や都市部人材等を掛け合わせることによる経営課題の解決、働く人にデジタル教育を掛け合わせることによる活躍の場の拡大など、デジタルとの掛け合わせにより新たな価値が生まれる可能性が広がっている。

こうした考え方にに基づき、以下に必要となる施策の提言を行うものであり、それら諸施策の実施によって、地方を挑戦の場に変えていくことができる。これが我々が提唱するLXローカル・トランスフォーメーションである。デジタル化の進展と地方への関心の高まりが、地方と若者を有利にしつつある変化を踏まえ、高いQOLを含め地方が持つ様々なリソースをベースとして、そこにデジタルを持ち込むことで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させるLXが、次代の日本を創出するのである。

具体的には、起業家・スタートアップの育成を力強く促進することはイノベーションを生み出し、社会経済の基盤としてのデジタル化の推進とデジタル人材の育成は資本蓄積の増加と労働の質の向上をもたらす。そして、イノベーションとデジタル化は、2050年カーボンニュートラルの実現への強力な推進力となる。さらに、成長分野への労働移動を後押しし、柔軟で多様な働き方を推進することは、経済の最も重要な資源である「人」の力を引き出し、イノベーション、DX、GXに核心的な原動力を与える。

また、地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者、農林漁業者は、その持続的

な発展により、多くの雇用や所得の創出を通じて、日本経済を下支えしているという現実にも目を向ける必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に、資材不足やエネルギー・原材料価格の高騰、さらには急速な円安や後継者不足といった足元の厳しい状況を乗り越えるとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けて安定した経営基盤の構築を図ることは、経済の底割れを防ぎ、挑戦の場としての地方の可能性を確保する上で重要である。

特に、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動、今般のウクライナ情勢などの様々な要因によって、食料供給に影響が及ぶことが懸念されており、農林水産業の持続的な発展を図っていく必要がある。

以上、地域が持つ様々な資源を生かしLXを推し進める地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わさることが、次代の日本を創生する力強い成長につながるものであり、地方は自ら率先して取り組むとともに、全国統一的に制度検討や見直しが必要なものについて国に対して以下のとおり施策を提言するものである。

1 持続的な成長の実現

(1) 起業家等の果敢な挑戦心の涵養、挑戦する人材が活躍できる環境の整備

ポストコロナ時代の日本の経済成長に向けて、その原動力となる経営者や個人の挑戦心（アニマル・スピリッツ）は不可欠である。昨今活発になっている東京大学での起業のエコシステム形成の例をはじめ、挑戦心を持って果敢に取り組む人材が活躍できる環境の整備が必要である。

① 起業エコシステム形成に向けた支援

起業のエコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に遍在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。

また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、継続的な支援を図ること。

② 失敗しても再挑戦できる環境の整備

起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、リスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。

③ 大胆な規制緩和等の実施

スタートアップのビジネスモデルは先進的であることから、その社会実装に向けた大胆な規制緩和等について、機を逸することなく、地方公共団体と軌を一にして実施すること。

④ スタートアップ等からの公共調達の促進

スタートアップ等の先進的な商品・サービスを公的機関で活用する観点から、当該商品・サービスの品質・コストに対する適正な評価や必要な認証の取得が円滑に行われる環境を整えること。

また、地方公共団体が積極的に公共調達を推進できるよう、先端的なテクノロジーやビジネスモデル等も含めてスタートアップ等からの提案内容が評価できる人材を、地方公共団体で活用できる仕組みを構築すること。

加えて、公共調達の結果、優れた商品・サービスが創出した付加価値に相応する地方公共団体の財政面での負担増について、国において財政的支援を行うこと。

(2) 研究開発の強化・体制構築の推進

イノベーションの創出を進めるため、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化のほか、産学官の連携によるオープンイノベーションの促進が必要である。そのため、産・学それぞれのニーズ・シーズのマッチング機能の充実に向けた国・地方の効果的な介在や、クロスアポイントメント制度等の活用による卓越した人材の活躍促進、研究開発・社会実装に向けた財政・税制による支援を拡充すること。

(3) デジタル化・DXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方における通信基盤の構築を含めたデジタルインフラ整備の強化や、規制緩和等による民間のデジタル投資の後押しを図るとともに、以下のように、中小企業・小規模事業者のデジタル化及びDX推進、デジタル人材の育成・確保を強化することが必要である。

① デジタル技術の導入等への支援

デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組む段階に至る中小企業・小規模事業者を増加させるため、デジタル化が遅れている企業・事業者に対し、支援機関によるデジタル化の課題の設定から解決までの伴走型支援の充実と、優良事例の横展開の仕組みを構築すること。

また、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出を促進するため、財政・税制による支援のほか、必要となる規制緩和等への迅速な対応に取り組むこと。

さらには、増加するサイバー攻撃への対策も必要であることから、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ強化に対する取組の促進を図ること。

② デジタル人材の育成・確保

人材育成のため、デジタル分野のリカレント教育やリスキリングを促進するとともに、大学や高等専門学校等を軸として、実社会やビジネスとの接続を意

識した出口志向のD X・A I 教育を行う産学官の取組を支援すること。

また、地方におけるデジタル人材の不足に対して、即戦力となる人材確保のための仕組みの構築や、デジタル企業の地方移転や副業・兼業の促進を図ること。

(4) G X (グリーン・トランスフォーメーション) の推進

脱炭素社会の実現に向けた挑戦を、成長の機会と捉え、産業競争力を高め、日本の経済社会システム全体の変革(G X: グリーン・トランスフォーメーション)を促していくことが重要である。政府では、「クリーンエネルギー戦略」等によって、企業の投資判断に向けた具体的な方針を示すことで、企業経営の予見可能性を高める取組を行っているところであるが、企業の積極的な投資を後押しする更なる支援が必要である。

また、中小企業・小規模事業者における再生可能エネルギーの活用等の取組を促すとともに、外部経営環境の変化に合わせた事業の再構築等に対する支援も必要である。

① エネルギー構造転換への支援

エネルギー供給側・需要側双方において、脱炭素化に向けた技術の実装が不可欠となる中で、需要側においては、幅広い産業分野で、再生可能エネルギー由来の電気や水素の活用等によるエネルギーの脱炭素化、省エネ技術の活用など、研究開発を含む必要な投資を後押しするため、トランジション・ファイナンスの普及促進のほか、財政・税制による支援を拡充すること。また、こうした支援を講じるに当たっては、次世代エネルギーやトランジション期における天然ガスの活用等において、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないとの観点で踏まえたものとする。

② 中小企業・小規模事業者の脱炭素化支援

経営資源に制約がある中小企業・小規模事業者の脱炭素化に関して、再生可能エネルギー活用促進のほか、エネルギー効率の高い機器・設備の導入や電化等への取組に対する支援の拡充を行うことで、企業・事業者の負担を抑えつつ脱炭素化の取組の促進を図ること。

③ 地域経済における産業構造転換に対する支援

脱炭素化の進展による産業構造の転換により、エネルギー関連や自動車関連等、地域経済に深く根付いている産業が大きな影響を受けることから、これらの企業・事業者に対し、事業の再構築等、前向きな取組に対する支援を拡充すること。

(5) 中小企業等の海外展開の拡大

企業にとっては、高い経済成長と人口増加が期待される海外マーケットは魅力的である。コロナ禍を機に消費者の購買スタイルがネット中心に移行しており、

アフターコロナにおいてもこの傾向に大きな変わりはないものと推察されることから、デジタル技術の活用による魅力的な農林水産物や有望な技術・商品等を有する中小企業等の海外進出やプロモーションの実施、越境E C、施設整備等の輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

(6) 国内半導体産業の再興

D X・G Xを技術的に支えるのは半導体であり、経済安全保障の観点からも、半導体の国内生産を長期安定的に確保する必要があることから、国内半導体産業の再興に向け、人材育成や次世代半導体の開発を含め、引き続き強力に支援すること。

(7) サプライチェーンの強靱化

新型コロナウイルス感染症の影響や地政学リスクの高まりを受けて、サプライチェーン強靱化の必要性は増している。特定国への依存度・集中度が高まることのリスクは大きいことから、企業による国内回帰に対する支援を含め、サプライチェーンの分散化に対する支援を継続・拡充すること。

また、脱炭素化や人権保護に関して、サプライチェーンの中核にいる大企業が、ノウハウが不足する中小企業を巻き込む形でのサプライチェーン全体での取組について、パートナーシップ構築宣言も活用しながら、その促進を図ること。

(8) 企業による投資の促進

デジタルやグリーン分野に限らず、企業による旺盛な投資需要を喚起することは、投資の量的拡大を通じて、経済成長に資するものであることから、海外との競争条件を改善するような規制・制度改革や財政・税制による支援を拡充すること。

また、海外からの対日直接投資も、雇用創出のほか、国内産業の高度化やサプライチェーンの強化につながることから、外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の日本貿易振興機構（J E T R O）が有する機能を地域が有する産業資源と結び付ける取組を充実させること。

(9) D Xによる農山漁村の持続的な発展

新規就業者の育成・確保は、我が国の農林水産業を持続していく上で極めて重要であり、農林水産業就業者を確実に育成・確保できるよう、「新規就農者育成総合対策」や「森林・林業新規就業支援対策」、「漁業担い手確保・育成事業」について、十分な予算を確保すること。

また、農林水産業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により農林水産業生産構造が脆弱化する中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをA Iによって

解析し、ロボット技術により生産性を向上させるなど、より高度なスマート農林水産業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援を強化するとともに、有機農業や幅広い品目、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進すること。

また、現場でスマート農業の普及を担う人材や農業支援サービス事業者の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、中山間地域を含めたスマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置の推進、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

高齢化や過疎化が進行している農山漁村において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、リモートワークなど場所を取らない働き方の進展など、社会経済や人々の暮らし方・働き方に様々な変化が生じ、農山漁村への関心が高まってきている。

このため、多様な人材の移住促進、農地保全や地域資源の活用、生活支援等に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の活動を後押しし、農山漁村に人が住み続けられるよう、情報通信基盤など生活インフラの整備等を支援すること。

(10) 気候変動問題に対応した農林水産業の推進

我が国の年平均気温は、100年当たり1.28℃の割合で上昇し、世界平均の2倍近い上昇率で温暖化が進んでいる。

高温による品質及び生産量の低下や長雨による不作など、気候変動が農産物に及ぼす影響の分析や地域毎の気象に関する将来予測の提供、気候変動に対応した品種や生産技術の開発、新たな品目栽培の支援、都道府県が相互に分析機器や研究成果を活用する仕組みづくりを進めること。

近年、海水温などの海洋環境の変化等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚げ量や生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけではなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、水産資源の回復及び増養殖の拡大に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援など、持続可能な水産業を推進する総合的な施策を展開すること。

2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、農業分野における化学肥料・化学農薬の削減、スマート農林水産業の実装加速化による化石燃料起源の二酸化炭素の排出削減、水田や家畜の消化管内発酵・家畜排せつ物管理からのメタンの排出削減、持続可能な資材や再生可能エネルギー及び未利用資源の活用など、革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を進めること。

木質バイオマスの安定供給に向け、林地から未利用材を搬出するための路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、木質バイオマス利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、地域の関係者の連携の下、熱利用等により森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築を進めること。

農地・森林・海洋における炭素の吸収や長期・大量貯蔵を可能とするため、農地の炭素貯留効果の向上、森林による二酸化炭素の吸収や木材利用による炭素貯蔵の効果を最大限発揮するための人工林資源の循環利用の推進や木材利用の拡大を図るほか、ブルーカーボンの吸収量評価手法の確立や藻場形成技術の開発などに向けた取組を進めること。

カーボンニュートラルの実現に向けて、重要性が高まっている炭素除去・吸収系クレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけや森林吸収量の算定方法の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来Jクレジットの創出拡大を図るとともに、Jクレジットを活用したカーボンオフセットの取組を推進するなど、需要拡大を図ること。

また、「みどりの食料システム戦略」に掲げる、将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承や持続的な産業基盤の構築に向け、収益性を兼ね備えた環境への負荷を軽減する生産方法等の技術を早期に確立するとともに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に当たっては、地域の実情に応じた取組を尊重したものとなるよう配慮し、基本計画の作成に十分な検討及び調整の時間を確保すること。

2 新しく活躍できる場の創出と働き方改革の推進

（1）成長分野への円滑な労働移動の促進

デジタル時代に適応し、人材を新しく活躍できるステージに誘導するため、能力形成への支援が必要である。併せて、これまでうまく機能してきた政策や慣行が、労働市場の流動性を阻む障害になりつつあるという認識を持って、日本社会全体の構造の見直しも必要である。

① リカレント教育、リスキリングの推進

労働者に対して、キャリアコンサルティングを受ける機会の確保や教育費用負担の軽減により自律的・主体的なキャリア形成を支援するとともに、企業が

求めるスキルの明示や、適正なスキルの評価と処遇の実現、中途採用の拡大を推進することで、学び続けるモチベーションの維持を支援すること。また、教育プログラムや教育機関、支援制度に関する情報発信、オンライン受講の拡大等により、学びへのアクセス確保を支援すること。

さらに、企業・事業者に対して、充実した学びの機会の提供を促すとともに、教育訓練休暇制度等の普及促進、産学連携による教育プログラムの開発・提供を支援すること。また、公的職業訓練の実施主体である都道府県等に対する支援を含め、訓練内容の充実を図ること。

② 副業・兼業の促進

副業・兼業を容認する企業及び受入企業を増加させるため、ガイドラインやモデル就業規則、優良事例の周知により、労働者の健康維持や企業の労務管理上の懸念に対応するとともに、ニーズのマッチングや受入企業に対する財政支援を行うこと。

③ 税・社会保障制度の見直しやセーフティネットの構築

労働市場の流動性を高めるには、個人の多様な生き方に対応できる税・社会保障制度やセーフティネットの構築が求められるため、転職等に不利にならない退職金税制や働き方に対して中立的な社会保障制度等への見直し、失業や所得減に直面する人を保護する使いやすい就労支援の仕組みなどを構築すること。

④ 雇用慣行等の見直し

個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍でき、スキルや能力に応じた適正な処遇がなされるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提とした日本型の雇用システム等の見直しについて、経済界とも連携して、検討を進めること。

(2) 働きやすい職場づくりの推進

誰にとっても働きやすく、柔軟で多様な働き方ができる環境を整備することは、企業・事業者にとって、質の高い労働力を確保する上でも有効な手立てとなり得るものである。そのため、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の徹底を図るとともに、柔軟で多様な働き方の実現に向けた企業・事業者の取組に対する支援、制度の構築が必要である。

① 働き方改革関連法の周知等

働き方改革関連法により順次導入されている制度について、制度の継続的な周知や監督強化により法令遵守を徹底すること。特に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間における不合理な待遇差の禁止については、「不合理」の解釈について企業が判断に悩む場合も多いことから、企業の判断に資するような分かり易い周知に取り組むこと。また、働き方改革推進支援センターを活用して、プッシュ型のきめ細かい相談の実施を継続すること。

② 長時間労働の是正

自動車運転の業務・建設事業における時間外労働の上限規制の円滑な適用に向けた対応を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスやキャリアアップ機会の確保等の観点から、職務・勤務地・労働時間を限定した多様な正社員制度や勤務間インターバル制度の導入等を促進すること。

③ 同一労働同一賃金の徹底

非正規雇用労働者に対して、基本給、各種手当、賞与、福利厚生、教育訓練の充実や正規化により処遇の改善を図ろうとする企業に対して支援を行うこと。

④ 柔軟で多様な働き方の推進

時間や場所に制約されない働き方の推進や、通勤時間の削減・余暇時間の増加によるキャリアアップ機会の確保等の観点から、良質なテレワークを推進するため、労働時間管理の在り方等をまとめたテレワークガイドラインの周知や、一般にテレワークに馴染みにくいとされている業種やタスクについて先行・優良事例を周知するとともに、デジタル化とセットで中小企業のテレワークの促進を図る等の支援を行うこと。

また、副業・兼業を促進するとともに、フリーランスについて、書面での契約のルール化など法制面での措置を講じることで取引に係るトラブルの防止を図るほか、雇用類似のフリーランスに対して、労働者に準じた保護の徹底等、セーフティネットの整備を図ること。

(3) 多様な人材の活躍の促進

性別、年齢、国籍、障害の有無等を越えて、ダイバーシティを尊重した多様な人材の活躍促進は、社会的要請であるとともに、労働生産性や労働参加率の向上を通じて経済成長にも資するものであるため、労働者と企業・事業者の双方に対して支援を行うことが必要である。

① 女性の活躍促進

出産を契機とした離職の抑制を図るため、長時間労働の是正や多様な正社員制度の導入、テレワークの普及のほか、女性の役員・管理職の登用・採用拡大に向けた取組を促進するとともに、出生育児休業（産後パパ育休）の創設や「従業員への育児休業取得の働きかけ」の義務化など、育児・介護休業法の改正を契機として、制度が十分に活用されるよう、男性育児休業取得に対する機運醸成のほか、育児休業を取得する従業員の代替要員確保に向けた仕組みなど、男性が育児休業を取得しやすい環境整備を進めること。

また、出産を契機に離職した女性の円滑な再就職やリカレント教育、女性の就業割合が高い非正規雇用労働者の正規化を含めた処遇改善を支援すること。

② 高年齢者の活躍促進

定年延長・廃止や継続雇用のほか、他企業への再就職や起業など、働く意欲のある高年齢者の就業機会の確保に向けて、企業の取組に対する支援やリカレント教育を含めたキャリア形成支援を行うこと。

また、能力やスキルに見合った処遇を実現するため、高齢者の就業割合が高い非正規雇用労働者に対する同一労働同一賃金の徹底や、ジョブ型雇用の導入促進を図ること。

③ 障害者の活躍促進

法定雇用率未達成企業のうち、特に障害者雇用ゼロの企業に占める割合が高い中小企業の雇用促進を図るため、優良事例を周知するとともに、障害者の採用前から採用後の定着まで一貫して支援する体制を強化すること。

また、障害者雇用納付金制度について、財政の安定的運営を図りつつ、事業主が障害者雇用に積極的に取り組むことができるよう調整金や助成金等の効果的な在り方を検討すること。

④ 就職氷河期世代の就労等支援

就職氷河期世代は、現在、30代半ばから50代前半に至っているが、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業状態にあったりするなど、様々な課題に直面している者がおり、安定的な就業と自立に向けた息の長い支援が求められる。現在、「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、令和2年度から令和4年度の3年間で集中的に取り組み、さらに、令和5年度からの2年間は、これまでの施策の効果も検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施していく方針が示されたところであるが、不安定な就労状態にある者の正規雇用化や長期にわたり無業状態にある者の就職実現、ひきこもり状態にある者に対する社会参加に向けた支援等、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援について、地方公共団体と連携して、今後とも引き続き積極的な取組を進めること。

⑤ 外国人との共生環境整備

日本で就労する外国人は170万人を超え、人口減少下における我が国にとって貴重な存在となっている。一方で、外国人材に対する需要の増加は先進国で共通する現象であり、今後とも日本が外国人から選ばれる国であるためには、外国人との共生社会を実現させることが重要である。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、地域や職場における円滑な受入れやコミュニケーションの実現のための支援、外国人児童生徒の教育環境の整備、離職者や外国人留学生等に対する就職支援、在留管理体制の構築等、地方公共団体と連携しつつ、引き続き対策の充実を図ること。

また、技能実習生の労働条件確保については、違法な時間外労働、賃金不払残業、労働災害防止措置の未実施やハラスメントなどの根絶に向けて監督指導の強化を図ること。

(4) 若年者の就労支援

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中において、社会の重要な担い手である若者について、その雇用を促進し、能力が有効に発揮されることが重要である。足元では、新規学卒者の就職率は総じて高い状況が維持されているが、今後も更

なる就職率の向上と、既卒未就業者の採用促進、職場定着支援が必要である。

① 新規学卒者等の就労支援

新卒応援ハローワーク等における相談支援の強化や中小企業とのマッチング促進、既卒未就業者を採用する企業・事業者への支援、通年採用の促進等により、就職率の向上と既卒未就業者の採用増加を図ること。

さらに、職場定着支援について、企業側の情報提供の促進やユースエール認定制度の活用による職業選択時のミスマッチ防止を図りつつ、長時間労働の是正やハラスメント防止の徹底、キャリアコンサルティングの活用等の働きやすい環境づくりにより不本意な早期離職を防止する企業の取組を支援すること。

② 質の高い雇用の確保

コロナ禍において、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果を踏まえ、都市部に加え、地方部においても十分な所得とやりがいとが得られる高付加価値な業務や成長産業を根付かせられるよう、国全体としての企業活動の総量増大を図るとともに、企業の本社機能等の地方への分散や柔軟で多様な働き方の推進などにより、国全体で雇用の創出を進めること。

3 生産・経営基盤の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化及び過剰債務への対応等

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に、資材不足やエネルギー・原材料価格の高騰、さらには急速な円安が加わり、苦境に立つ企業・事業者の事業継続を図るため、十分な資金の供給を行うとともに、増大する債務に苦しむ企業・事業者の事業再生等を支援することが必要である。

① 資金繰りの円滑化

運転資金の枯渇による経営の行き詰まりを回避するため、十分な資金繰り支援を継続するとともに、金融機関に対して、追加融資や借換、返済猶予等について柔軟な対応を引き続き要請すること。併せて、支援機関等による企業・事業者寄り添った経営支援の促進を図ること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給などの経費に対する支援を行うこと。

② 過剰債務への対応等

過剰な債務が負担となって事業の再構築に踏み出せない企業・事業者も多く存在することから、本年3月に公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき、信用保証協会に対して損失補償を行っている都道府県の意見も踏まえつつ、円滑な債務整理の普及を促進するとともに、資本金劣後ローンや中小企業再生ファンド等、多様な資金調達手段の活用促進を図ること。

また、収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活

性化パッケージ」に呼応して都道府県が独自に行う取組に関して、専門人材の確保等に対する支援を行うこと。

さらに、思い切った事業展開や早期の事業再生の阻害要因となっている経営者保証について、「経営者保証に関するガイドライン」の活用による保証の解除と経営者保証に依存しない融資の促進を図ること。また、廃業を選択した事業者の再チャレンジに対する支援を拡充すること。

(2) 事業の再構築に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、デジタル化や脱炭素化により大きく変動しており、多くの業種において、コロナ前の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む企業・事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、中小企業等事業再構築促進事業等による企業・事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

また、生産性向上という従来からの構造的課題に対し、デジタル化や脱炭素化に対応して収益力を強化しようとする企業・事業者に対して、中小企業生産性革命推進事業等により引き続き支援を行うこと。

(3) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継・引継ぎの支援

地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者において、経営者年齢が高齢化しており、加えて、コロナ禍における経済抑制を背景とした業績悪化と債務増加により、多くの業種において債務の償還年数は長期化している。次世代に事業が円滑に引き継がれなければ、債務償還が危ぶまれることもさることながら、企業・事業者がこれまで培ってきた価値ある経営資源が失われる事態となり、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、事業承継・引継ぎに対する一層の支援が必要である。

① 事業承継の円滑化

経営者保証が事業の後継者候補確保のネックになっているが、未だ融資残高に占める経営者保証や二重徴求の融資も多い状況である。企業・事業者にとって日頃から付き合いの深い金融機関が「経営者保証ガイドライン」に沿った対応を行うかが重要なカギとなるため、金融機関に対してガイドラインの徹底を要請するとともに、企業・事業者側における経理の透明性や財務内容の強化に向けた取組を促進するため、外部の専門家による支援の強化を図ること。

② 多様な事業承継の促進

身近に後継者候補がいない企業・事業者にあっては、M&Aを含めた社外への事業引継ぎも有効な手立てとなるものであることから、優良事例の周知やM&A市場の安全・安心な環境の整備により、事業譲渡側におけるマイナスイメ

ージの払拭とともに、支援機関等による相談体制の充実とマッチング機能の拡充を図ること。併せて、事業承継・引継ぎを更なる事業の発展・成長につなげるためには、M&A実施後のPMIが重要であることから、PMIを支援する環境の整備を促進すること。

さらに、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援や、経営資源引継ぎ型創業に対する支援の充実を図ること。

(4) 商工団体への支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や資材不足、エネルギー・原材料価格の高騰により打撃を受けている中小企業・小規模事業者の経営回復や、経営環境の変化が激しい時代に対応するための経営戦略の策定・見直し等、商工団体による事業者への伴走支援が今後益々重要となることから、都道府県が商工団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援が行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。

(5) 中小企業・小規模事業者の事業環境の改善支援

① 企業間における取引適正化支援

エネルギー価格や原材料価格の高騰により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する必要がある。価格転嫁の達成状況が他に比べて低い業種に対する取組強化のほか、取引代金支払いの支払期日の短縮化、支払方法の現金化、手形割引料相当額を勘案した取引価格の設定等の促進を図ること。

また、パートナーシップ構築宣言について、特に大企業の宣言数の増加に向けて、官民あがて周知や働きかけを強化すること。

② 事業継続計画（BCP）の策定・運用の強化

企業を取り巻くリスクは自然災害や感染症のまん延、サイバー攻撃など多岐にわたる。リスクが発現した場合の影響は、一企業に留まらずサプライチェーンの機能障害を通じて日本経済全体にも影響を及ぼすこともあることから、サプライチェーン全体で事業継続計画（BCP）の策定・運用の強化を図る必要がある。特に策定率が低い中小企業・小規模事業者に対して、計画策定に資する分かり易いひな型の提示や優良事例の紹介、専門家派遣による支援等により策定負担の軽減を図りつつ、策定した企業・事業者がメリットを享受できるようなインセンティブ付与施策を講じること。

(6) 産業を支える人材の確保・育成

生産年齢人口は着実に減少する中で、特に中小企業・小規模事業者を中心に人

手不足が深刻化しており、ものづくり産業における技能の承継も課題となっている。国内人材確保やデジタル化等による生産性向上の取組を引き続き強化することはもとより、外国人材の確保や技能労働者の育成を図ることが必要である。

① 外国人材の確保

在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、介護分野において長期就労する場合に必要な介護福祉士の資格について、国家試験における受験上の配慮などにより、外国人が日本の介護現場に定着できる環境を整備すること。

さらに、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、企業等から聴取した意向等を反映すること。

② 技能労働者の育成

若者が技能検定を受検しやすい環境として整備されている「若者の技能検定受検料減免措置」の補助対象者の年齢等の対象範囲を拡大すること。

また、技能実習生向け技能検定試験を円滑かつ確実に実施するため、「技能向上対策費補助金」について、必要な予算を十分に措置すること。

(7) 農林水産業の経営発展の充実と生産基盤の強化

我が国の食料が輸入に大きく依存してきた中で、地球温暖化の進行やコロナ禍、国際情勢の緊張の高まりなど、世界の食料需給を巡るリスクが顕在化していることから、今こそ、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率・自給力の向上に向けて、米粉も含む米全体の需要拡大や穀物を国産で安定供給できる環境整備など、食料安全保障の強化を図ること。

また、我が国の農林水産業が、魅力と競争力のある産業として地域経済を牽引する役割を果たしていくためには、多様な自然環境や地域資源を活用し、市場ニーズや地域の特性に合った特徴ある産地づくりを推進していくことが重要であり、優れた経営感覚を備え、戦略をもって農林水産業に取り組む経営体の育成を図るとともに、当該経営体が活躍できる環境を整備する必要がある。

そのため、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向け、地域農業の中核となる経営体へ農地を集積・集約化していくために必要となる農地中間管理機構の予算を確保するとともに、作業の効率化・省力化に資するスマート農林水産業の導入支援など、農業や林業、水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実を図ること。

あわせて、多様化する国内外の需要に対応できる経営体の育成に向け、経営資源の有効利用や経営の多角化など、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、法人化や第三者への継承も含めた経営継承支援、規模拡大に必要な雇用労働力の確保等の経営課題の解決に向けた支援に必要な予算や制度の充実を図るとと

もに、農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、効果的な体制となるよう不断の見直しを行うこと。

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組に加え、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていくため、エリートツリーの植栽や自動操作機械等の新技術による作業の効率化により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする取組や、林業従事者の所得と労働安全の向上を目指す「新しい林業」に向けた取組の展開、また、国民の約4割が罹患し国民病ともいわれる花粉症の原因となっているスギ・ヒノキの花粉発生源対策の充実・強化に対する国民のニーズは非常に高いことから、花粉の少ない森林への転換を加速化するために必要な予算を確保すること。

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による需要拡大対策を推進すること。

また、農業者が将来にわたり安定した農業経営を行いながら、安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、水田活用の直接支払交付金については、制度の恒久化を図るとともに、安定した農林水産業経営の確立のため、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保、漁業経営安定対策の拡充、資金繰り支援の充実を図ること。

農山漁村の経営発展を妨げ、被害が深刻化・広域化している野生鳥獣被害については、関係府省が連携して対策を推進するとともに、支援対策を拡充、恒久化すること。

我が国の食料の安定供給に多大な影響を及ぼす家畜伝染病や病害虫等について、国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や、国内での発生予防及びまん延防止にかかる施設整備、調査・防除事業等に対する継続的な財政支援を行うこと。

また、外来生物・外来種雑草種子の水際対策をより一層強化するとともに、都道府県の情報交換を図るためのネットワークを構築すること。

国際情勢の影響により、燃油価格や配合飼料価格、肥料原料価格が高騰していることから、農林漁業者に及ぼす影響を緩和するための価格安定化に向けた仕組みの構築や資金繰り円滑化などの経営安定対策の充実を図ること。

(8) 速やかな復旧、防災・減災対策のための基盤強化

気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風、豪雨や土砂災害などの自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農業用ハウス、農林業用施設、林内路網、定置網等の漁業用施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、BCPの策定を推進するとともに、災害に強い施設にするため、改良復旧による整備を可能とするなど、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、農林漁業の更なる成長産業化を目指すためには、コロナ禍でも揺るがない生産基盤の構築と密接不可分な農山漁村地域の防災力の強化を図ることも重要であることから、農業水利施設や治山施設、林道施設、漁港施設などの防災・減災対策、自然災害の激甚化・頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策、適切な保全管理を通じた長寿命化対策、流域治水の考え方に基づく洪水調節機能の強化、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策や農林水産物の生産・流通機能の確保対策など、地方自治体が中長期的な見通しのもと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に実施するため、必要な予算を安定的に確保するとともに、更なる地方財政措置の拡充を図ること。

(9) エネルギーの安定的な供給

石油や天然ガス等の資源価格の高騰によるガソリン、重油、電力、都市ガス等のエネルギー価格の高騰が、商工業・農林水産業の経営に大きな影響を及ぼしている。政府では、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」により、目下の状況に対する緊急的な措置を講じたところであるが、エネルギー価格の高騰が中長期的に継続する場合も見据えて、将来にわたるエネルギーの安定的な供給に万全の対策を講じること。

1 4 国産木材の需要拡大に向けた提言

【ポイント】

- ウッドショック、ロシアのウクライナ侵略の影響による外国産木材の供給不足や価格の高騰により、国内の木材需要のひっ迫が生じないよう、国産木材への転換を図る支援に一層取り組むこと。
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が示され、持続可能な森林経営が果たす役割がますます重要になっていることから、森林認証の認知度向上に向けたPRや、認証取得等に必要な経費に対する支援を実施すること。

我が国の国土の約7割を占める森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、国産木材の国内供給量や海外輸出が増加している。一方で、森林資源の蓄積量も年々増加し続けており、整備が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されていない森林も見受けられている。

そうした中、近年は大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっており、全国の各地域では、国産木材の需要拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている。

また、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられている複数の目標達成に向け、新たな木材需要の創出が求められた。国内においても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されたほか、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、二酸化炭素吸収・固定の観点からも木材利用の拡大の必要性が指摘されている。

さらに、2021年10月には、「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念に木材利用等による「脱炭素社会の実現」への貢献が掲げられ、木材利用を促進する対象が建築物一般に拡大されるとともに、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が策定された。

国産木材の需要拡大は、森林資源の循環利用を通じた二酸化炭素吸収及び固定機能の維持・向上、鉄やコンクリート等のエネルギー集約的資材や化石燃料の代替機能の維持・向上に繋がり、地球温暖化防止に貢献するとともに、スギ・ヒノキ人工林での花粉の少ない苗木等への植替え

など、花粉発生源対策を一層推し進めることにより、国民の健康維持・向上にも寄与する。

こうしたことを踏まえ、国や地方公共団体による国産木材の需要拡大に向けた取組を、さらに全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、再造林、保育、間伐などの森林整備を推進し、災害防止の観点からも極めて重要な森林再生、すなわち治山の理念に基づく取組へと繋げていく必要がある。

東京 2020 大会のメイン会場となった国立競技場や様々な大会関連施設には、全国各地の木材がふんだんに使用されたほか、民間事業者の動向に目を向けると、C S R や E S G 投資の観点から木材活用への意識が高まっており、中高層木造建築物に関するプロジェクトが複数進展するなど、我が国の林業・木材産業は大きな節目を迎えている。

また、来たる 2025 年の「大阪・関西万博」の基本計画においても、カーボンニュートラル等の具現化の取組を体現していくとされており、木材及び木製品の活用が期待されている。

そのような状況下、昨年には、新型コロナウイルス感染拡大に端をなす、いわゆる「ウッドショック」が発生した。国産木材活用の好機とも言える状況が到来したが、林業従事者の減少や林道の未整備等の要因により、市場の需要を満たすほどの供給が出来ず、図らずも、日本の林業界が抱える構造的な課題が浮き彫りとなった。

加えて、本年には、ロシアのウクライナ侵略の影響による供給不足が懸念されるなど、木材を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。

ついては、この機を逃すことなく、国産木材の供給能力を速やかに高めるとともに、地域の活性化や国土強靱化などに繋がる国産木材の更なる需要拡大を図ることにより、我が国が長年培ってきた「木の文化」を次世代に確実に引き継いでいくため、次のことを要請する。

1 新たな国産木材の需要創出

(1) 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進【重点事項①】

① J A S 構造材の流通量拡大

非住宅木造建築の推進に向けては、品質や性能が明確な J A S 製材品の活用が必要となることから、生産拡大に必要な施設の整備、普及拡大に向けた J A S 構造材の活用に対する支援を行うこと。

また、J A S 認証の取得や維持に要する経費の負担軽減につながる支援など、中小製材業者が J A S 認証に取り組みやすい環境を整備すること。

②CLT等の普及

森林による温室効果ガスの吸収や貯留への貢献の観点から、これまであまり木材が利用されてこなかった非住宅建築物における木材利用を推進するため、性能や品質が確保されているCLTや集成材等の中高層建築物への活用に向けた設計・施工技術の確立などの取組を進めること。

また、資材の供給を担う関連産業の振興に向け、CLTパネル工場やCLT加工施設等の整備に対する支援を行うこと。

さらに、木造建築物に関する技術やノウハウを蓄積するため、CLTや木質耐火部材等を活用したモデル的な建築物の整備促進に必要な予算を引き続き確保するとともに、拡充・強化を図ること。

加えて、木造建築物の耐火構造等に関する建築基準法の規定について、建築物の木造化・木質化を促進する観点から、技術開発・研究等の動向を踏まえ、更なる木材使用可能範囲の拡大など、木材利用の要件緩和に向けた検討を進めること。

③加工供給体制の強化

プレカット事業者等の加工供給体制を強化し、非住宅木造建築物への対応力向上を図るため、施設整備に対する支援を継続して行うこと。

④国産木材の利用を促進する制度等の創設

地球温暖化防止、カーボンニュートラルの実現に向けて、社会全体で木材を活用する実効性ある取組を促進するため、民間非住宅建築物について、例えば建設費の5%程度を木造化や木質化の費用に充てた場合に補助や税制の優遇措置を受けられる「5%フォー・ウッド（仮称）」のような、国産木材の利用を促進する制度を創設すること。

(2) 木塀の普及

木塀の普及に向け、民間事業者や地方公共団体の木塀設置に対する支援を継続的に実施すること。

また、国のリーダーシップのもと、木塀の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究や技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

(3) 不燃木材等の屋外利用の促進

不燃木材等を屋外で実証的に使用する建築物の設計・建築等に対する支援を行うこと。

また、不燃木材を屋外で利用した際の薬液の溶脱・白華現象の減少や、防腐処理を施した木材の屋外用に向けた品質向上等、その利用拡大に向けた製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(4) 木材・木材製品の輸出拡大

付加価値の高い製材品の輸出拡大に向け、相手国の建築法令の調査・整理、現地向けの設計・施工マニュアルの作成や更なる認知度向上に向けたPRの実施など、ジャパンプランドとして注目されている木造軸組工法の海外普及を促進する取組を進めること。

また、海外の販路拡大に向け、輸出業者向けセミナー及び国内商談会の実施規模を拡大すること。

(5) 土木分野での利用

国産木材を活用した構造物基礎等の工事資材、柵（防護柵を含む）や型枠用合板等の木製品、看板等の工事関連資材について、積極的に公共事業での利用を進めるとともに、工事の評価規定において国産木材活用を評価する仕組みを検討すること。

また、関係団体との連携により土木分野での更なる国産木材活用に関する課題整理を進めること。

さらに、土木分野で活用する新たな木製品の開発や普及に対する支援を行うこと。

(6) 仮設物での利用

国際的な競技大会や博覧会等、様々なイベントで用いる仮設物への国産木材活用を関係団体に働きかけるとともに、国産木材を活用した仮設物の開発・普及に対する支援を行うこと。

(7) 木質バイオマスの安定供給

国産木材の利用拡大に繋がる木質バイオマスの安定供給に向け、林地未利用材を搬出するための路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、生産者から消費者まで関係者が連携した「地域内エコシステム」の構築を進めること。

(8) 森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税の用途について、都市部においては、公共施設の木

造化等に有効に活用することで山村部の森林整備との好循環が生まれるよう、市町村が譲与税を活用して実施した木材活用の先進・優良事例を収集し、都道府県や市町村に対して積極的な情報提供を行うこと。

(9) 広葉樹資源の活用

国産広葉樹を付加価値の高い有用な資源として家具・内装材等への利用拡大を図るため、安定供給体制の整備や製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(10) 新たな素材としての木材の活用促進

従来の木材利用に加え、木材から抽出した精油としての活用や、セルロースやリグニン等の成分を使用した新素材の技術開発など、木材の新たな素材としての活用にかかる取組への支援を拡充すること。

(11) 「新しい生活様式・日常」への対応

テレワークの普及等による、ライフスタイルの変化を背景とした住環境に対する消費者ニーズの変化及び新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式・日常」の実践に資する、各種製品・技術開発に対する支援を行うこと。

2 公共建築物の木造化・木質化の推進

(1) 財源の確保【重点事項②】

公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和、補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな助成制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

(2) 企画立案の推進

一般流通材の活用などにより低コスト化を図る工法の開発を促進し、新営予算単価への反映を図るとともに、用途別・規模別の標準設計の作成・普及を進めること。

また、木造建築物の単価設定や積算方法、他構造とのトータルコスト比較等に関する事例調査を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

(3) 設計・維持管理の円滑化

木造に対応した一貫構造計算ソフトウェアの普及や標準ディテールの開発を促進するとともに、設計に必要な試験に対する支援を行うこと。

また、木造化・木質化された公共建築物の維持管理に係るデータを収集するとともに、必要な試験を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

3 大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成

(1) 建築士等の育成【重点事項③】

非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、国が主体となった人材育成を行うとともに、地方公共団体や関係団体が実施するリカレント教育や連続講座などに対する支援を拡充すること。

また、大学の教育課程における木造建築や木材利用のカリキュラムの充実を図ること。

さらに、蓄積された技術やノウハウを普及させるための技術書の作成や、非住宅木造建築物に係る経験を有する建築士等を全国各地へ派遣してノウハウを普及する仕組みを創設すること。

(2) 地方公共団体職員等の育成

各地域の公共建築物の木造化について中核的な役割を担う地方公共団体職員の育成に向け、木造建築に係る技術や知識の習得を図る研修を体系的に実施すること。

また、国産木材の利用を促進するコーディネーターの育成に対する支援を行うこと。

4 新たな技術の研究開発

(1) 新たな技術の開発を促進する環境整備

施工性の高い構造材や内装材、リーズナブルな木質耐火部材や屋外利用での耐久性を向上させる技術など、新たな木材需要の創出に繋がり、A材の付加価値を高める製品の研究や開発に対する支援を充実・強化すること。

また、企業や建築士、デザイナー等との連携による技術開発・製品開発に対する支援制度の創設など、多様な主体との連携により新

たな技術や製品の開発を促進するプラットフォームを整備すること。

(2) 大径材の活用に向けた技術開発

今後増大する大径材の活用に向け、公設試験場や民間企業等の大径材加工に関する技術開発・製品開発に対する支援の拡充を行うこと。

5 国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発

(1) 木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信

施主への木材利用の理解醸成を図るため、木造化・木質化されたモデル的な建築物に関する事例の活用などを通じ、長期間炭素の貯蔵効果がある等の木材の特性やカーボンニュートラルに貢献するといった木材活用のメリット、地域への経済波及効果、木材利用が居住環境に与える効果についてのエビデンスの収集や情報発信を強化するとともに、産学官が連携してこうした取組を進めるための支援制度を創設すること。

また、他構造と比較した際のメリットを明らかにするため、維持管理費や解体費用等を含めたトータルコストの実証や、二酸化炭素排出削減等の効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及を早期に進めること。

(2) 木材利用の普及・啓発

木の良さをPRするため、地方公共団体、民間企業、関係団体等と連携したイベント開催や、普及啓発用木製品及びポスターなどの製作・配布といった効果的な広報の実施など、木づかい運動の強化を図ること。

また、木育指導者の育成・確保に向けた施策の充実のほか、地方公共団体、民間企業、教育関係者等との連携によるプロモーション方法の検討や先進的な取組の発信など、木育を一層促進する取組を進めること。

さらに、幼少期から木材に親しむ機会や日常的に木材を観て触れることができる環境、木に包まれた暮らしの創出等を通じて国産木材利用の理解を醸成するため、子育て施設での国産木材利用やPR効果の高い民間商業施設の木造化・木質化、国産木材を利用した住宅の新築等に対する支援策を講じること。

(3)「森林認証材」の利用促進

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が示され、持続可能な森林経営が果たす役割はますます重要になってきていることから、森林認証の認知度向上に向けた PR の実施など、森林認証材の利用を促進する取組を進めること。また、森林管理認証である F M 認証、加工・流通認証である C o C 認証の取得・更新に必要な経費等に対する支援を行うこと。

6 生産・流通体制の強化

(1) 伐採・搬出・流通基盤の整備

国産木材の生産拡大を図るとともに、持続的な林業の成長産業化を達成するため、再造林や間伐などの森林整備、路網の整備、高性能林業機械の導入、木材市場の機能強化、大径材の活用を促進する加工流通施設の整備など、川上から川下までの総合的な取組の推進に向け、輸入木材等の需給変動への対応を含め、必要な予算を十分に確保し、支援を強化すること。

併せて、国産材の供給に一定の役割を担っている林業公社等への金融措置等の支援を継続・拡充すること。

また、既存交付金の補助単価の見直しなどにより、集約化が困難な箇所に対する支援の充実を図ること。

さらに、定期的な修繕が不要な獣害対策技術の開発を進めること。

加えて、花粉発生源対策の推進が国産木材の利用拡大や森林整備に資することを踏まえ、花粉症対策苗木への植替えに対する支援や花粉発生源対策の意義の周知・啓発などに必要な予算を十分に確保すること。

(2) 林業を担う人材の確保・育成

国産木材の供給を支える林業従事者の確保・育成や現場技能者のキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」事業や緑の青年就業準備給付金などの必要な予算を確保すること。

また、架線系等の技術者養成研修の充実を図ること。

(3) 木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築

国産木材の安定かつ効率的な供給体制を構築するための予算を継続的に確保すること。

また、原木の生産・加工・流通の効率化・低コスト化を推進するた

め、航空レーザ計測による資源把握を始め、ＩＣＴなどを活用したスマート林業の取組に対して積極的な支援を行うこと。

さらに、林業のデジタルトランスフォーメーション（DX）に繋がる、川上から川下、消費者をつなぐ各種システム等の構築を促進するための取組を進めること。

（４）国産木材への転換促進【重点事項④】

外国産木材の供給量の低下や価格の高騰により国内の木材需給のひっ迫が生じないよう、国産木材への転換を図るべく、国産材製品の流通対策、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及に対する支援に一層取り組むこと。

15 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言

【ポイント】

- アフリカ豚熱にも備え、農場の更なる飼養衛生管理向上に対する財政支援を充実すること。
- 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援を拡充するとともに、接種事故に対する補償制度を整備すること。
- 野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた目標値・行程を明確化し、必要な予算を確保すること。
- アフリカ豚熱に備え、水際対策の強化・徹底を図るとともに、万一の侵入に備えた初動体制を整備すること。

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で83事例が発生し、延べ約35万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は30都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、アフリカ豚熱がアジアや欧州、中米など世界的に拡大しており、今後、アフターコロナを見据えた海外との人・物の動きによる国内への侵入リスクを考えていく必要がある。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理等の更なる向上

(1) 感染経路や発生原因の解明と一刻も早い豚熱の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。

(2) 飼養衛生管理を向上させるための財政支援の充実

アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため

め、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算確保のもと、財政支援を実施すること。

(3) 家畜防疫員の専門性等の向上

家畜防疫員の専門知識や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び病性鑑定研修会等の受入機会の拡充を行うこと。

(4) 豚熱・アフリカ豚熱の発生時の備えに対する財政支援の充実

豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。

2 ワクチン接種のあり方

(1) より適切なワクチン接種時期等の検討

ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種時期や回数など接種方法を検討のうえ、提示すること。

(2) 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援

知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種については、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員が行う家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

(3) 知事認定獣医師に関する補償制度の整備

知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。

(4) 家畜所有者によるワクチン接種体制の検討

家畜防疫員又は知事認定獣医師だけでは、適切なワクチン接種が行えない状況も想定されることから、家畜所有者によるワクチン接種についても、その条件やワクチンの管理方法の整理など、検討を進めること。

(5) ワクチン接種に伴う種豚供給への影響の軽減対策

種豚供給県がワクチン接種対象地域となることに備え、ワクチン接種豚の移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。また、ワクチン未接種地域における種豚確保のため、種豚供給体制についても、早急に対策を講じること。

（６）国産マーカーワクチンの早期開発・実用化

国産マーカーワクチンの早期開発・実用化を進め、現行（非マーカー）ワクチンからの移行へ取り組むこと。

3 野生いのしし対策

（１）豚熱撲滅に向けた方針の策定

野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。

（２）国主体による経口ワクチンの広域的な重点散布の計画及び実施

野生いのしし感染の全国的な拡大や再発を防ぐための経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

（３）豚熱撲滅に向けた関連予算の十分な確保

豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。

（４）経口ワクチン内製化の加速

使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組を加速するとともに、豚と同様にマーカーワクチンの開発を進めること。

（５）浸潤状況等に応じた経口ワクチン散布方針の提示

野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。

（６）野生いのししの検査拡充等への支援

野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 産地への再生支援の充実

(1) 発生農家等の経営再開に向けた支援の充実

農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設や家畜防疫互助基金の見直しなど、農場の移転が必要となった場合も含め、経営再建に向けた支援措置を充実すること。

(2) 養豚関連事業者への支援の充実

地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) 水際対策の一層の強化

アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。

(2) アフリカ豚熱早期封じ込めのための対処方針の策定と必要資材の備蓄

アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。

(3) アフリカ豚熱の拡散防止に係る国民への周知

アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民へ周知すること。

(4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発

アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

(1) 獣医師の確保・育成への支援の充実

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。

7 地方財政措置の充実

(1) 豚熱・アフリカ豚熱対策関連経費への地方財政措置

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

16 花粉発生源対策の推進に向けた提案・要望

【最重点項目】

○種子・穂木・苗木供給体制の整備

苗木の安定供給のため、広域での需給情報の共有体制を構築するとともに、生産期間の短縮化や低コスト省力化に資する技術の開発と普及・定着支援を進めるなど、安定供給体制の構築を図ること。
（〔提案：（1）ア③〕）

○少（無）花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つ品種の開発

少（無）花粉品種からも特定母樹の検定を行い、特定母樹の性質を併せ持つ少（無）花粉品種の早期開発と普及を行うなど、新品種・新技術開発を行うこと。（〔提案：（2）イ②〕）

○花粉発生源削減の取組の見える化

花粉症対策苗木等による植替えを優先的に進める森林の重みづけを行うなど、地域の状況に応じて、取組を「見える化」するための手法を検討し、社会的機運の醸成につなげること。

（〔提案：（3）ア①〕）

○主伐・再造林に取り組むための負担軽減

一貫作業や低コスト造林に関する施業体系やコスト比較等についての技術普及資料の作成と補助制度の拡充を行うとともに、民間企業など多様な主体と連携した植替えを加速化させるための普及啓発を行うなど、植替えの促進を図ること。（〔提案：（3）イ①〕）

1 提案・要望の背景となる現状と課題

我が国のスギ・ヒノキ人工林は約700万haで国土面積の2割を占め、これらの森林は、木材供給はもとより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など様々な重要な役割を果たしている。

一方で、スギ・ヒノキ人工林は多くの花粉を飛散させる発生源ともなっており、今や国民の約4割が罹患し国民病ともいわれる花粉症の原因となるなど、花粉発生源対策の充実・強化に対する国民のニーズは非常に高い。

また、人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用サイクルの確立と花粉の少ない苗木への植替えによる国民の生活の質（QOL）の向上との両立を通じて「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献することも期待されている。

このような中、国では、平成13(2001)年6月に「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成30(2018)年4月改正）を策定し、令和14(2032)年までに、我が国全体のスギ苗木の年間生産量のうち花粉症対策に資するスギ苗木の占める割合を約7割に増加させることを目標に掲げ、国、都道府県、市町村、森林・林業関係者等が一体となって花粉発生源対策に取り組むこととしている。

さらに、関東地方では、平成20(2008)年に「九都県市花粉発生源対策10カ年計画」（平成30(2018)年4月から第2期計画）を策定して、広域的な枠組みの下、計画的に植替えを進めている。また、中国地方知事会では、平成25(2013)年「スギ花粉症対策部会」を設置し、令和2(2020)年度からは、ヒノキ対策を追加して「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」として植替えの促進や苗木等の相互融通を行うなど、都道府県の範囲を超えた広域連携の取組を進めている。

しかしながら、花粉の少ない森林への転換には膨大な時間と労力が必要であり、また、花粉は県境を越えて広域に飛散することから、花粉発生源対策の効果を早期に発現させるためには、各地の取組を全国で共有し横展開するとともに、横断的な課題については一丸となり取り組むなど、我が国全体の花粉発生源対策の加速化を図る必要がある。

このため、全国知事会では、令和2年(2020年)6月、39都府県の参加により「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、「花粉の少ない森林（もり）づくり」をテーマに掲げ、構成都府県の先進的な取組や課題を調査して情報共有を行い、検討項目ごとに課題を分解し整理することにより、都府県共通の課題や今後取り組むべき課題について再認識したところであり、国と地方が適切な役割分担の下、互いに協力しながら具体的な取組を進めていくために、次の内容について提案・要望する。

2 花粉の少ない森林（もり）づくりに向けて

（１）花粉の少ない苗木の生産拡大

ア 種子や穂木の安定供給体制の整備

①採種園・採穂園造成・管理の予算確保

採種園・採穂園の計画的な造成及び管理に必要な予算を継続的に確保するため、採種園・採穂園造成や改良・管理に対する補助制度を拡充すること。

②採種園・採穂園管理技術の向上、効率化

外部花粉の混入を防止するための設備等、従来型の採種園・採穂園管理にはない新たな設備等の導入を促進するとともに、ＩＣＴ等を活用した生育環境等の管理など効率化につながる新たな採種園・採穂園の管理技術の開発及び普及を行うこと。

③種子・穂木・苗木供給体制の整備【最重点項目】

種子・穂木・苗木の流通体制を整備するため、広域での需給情報の共有体制を構築すること。また、苗木の安定供給のため種子生産及び苗木生産期間の短縮化等や低コスト省力化に資する技術の開発と普及・定着支援を進めること。

④新たな採種園・採穂園造成技術の導入【重点項目】

ミニチュア採種園や閉鎖型採種園など新たな採種園・採穂園造成の技術的な課題を整理し、技術の普及・定着支援を進めること。また、先進的な採種園・採穂園造成技術等について情報を共有し横展開を図るとともに、国研究機関等に各都府県の採種園・採穂園造成に係る技術的な課題等に対して助言を行うアドバイザーやコーディネーターを配置すること。

⑤生産・流通過程での品質管理体制の確立

林業種苗法に基づく品種表示制度の適正な運用により、品質管理体制の普及定着を進めるとともに、苗木生産から植栽、利用までの履歴情報管理（トレーサビリティ）制度の導入を検討すること。

⑥着花誘導、受粉技術の確立

ジベレリン処理による着花誘導を用いた種子生産技術の普及・定着の支援を行うこと。また、人工受粉による種子生産に係る技術・作業基準等を作成し、基準の明確化を図ること。

⑦苗木等配布範囲の緩和

同一都道府県内での苗木等の配布が可能となるよう、苗木等の受取地が種子等の採取地と同一区域である場合における配布承認手続きの簡素化を図るなど、苗木等の配布に係る基準のさらなる柔軟な運用を検討すること。

イ 苗木生産技術の向上

①挿し付け、発根処理技術の確立

挿し木による苗木生産を促進するため、発根特性の高い品種の開発を行うこと。また、新たな発根処理技術等による挿し木苗木生産手法の開発を行うこと。

②無花粉品種の生産技術の開発

無花粉品種苗木の増産のための生産技術を開発するとともに、先進的な生産技術について情報を共有し横展開を図ること。また、簡易な無花粉苗木検定手法を確立すること。

ウ 担い手の育成と生産拡大への支援

①新規苗木生産者の参入促進

新規苗木生産者への技術支援体制を整備し、後継者の育成や意欲ある苗木生産者の参入を促進すること。

②コンテナ苗木生産技術の確立【重点項目】

苗木生産の省力化のため、コンテナ苗木の生産技術研修等の実施による技術支援を行うこと。また、コンテナ直接播種に係る高発芽率種子等の選別技術や播種作業の効率化技術等の開発を行うとともに、種子選別機や培土圧入機等の苗木生産の省力化に資する機械導入に係る補助要件の緩和を行うこと。

③生産者の経営基盤強化と生産者支援

苗木生産資材等の設備投資費用に対する助成制度を拡充すること。また、花粉症対策に資する苗木の需給に基づく補償制度等の拡充を行うこと。

(2) 花粉の少ない苗木の品種開発

ア 少花粉品種の開発

①多様な少花粉品種の母樹用苗木の供給

採種園・採穂園の造成のために必要となる少花粉品種の母樹用苗木の安定的な供給を行うこと。また、ヒノキを含めた多様な少花粉品種の開発を行うこと。

イ 特定母樹の開発

①採種園・採穂園造成のための選抜個体数の確保

地域のニーズに合った特定母樹候補を掘り起こし、早期に認定を行うこと。また、特定母樹の遺伝的特性の調査分析を行い、安定的な種子・穂木・苗木生産に適した特定母樹品種の選抜を行うこと。

②少(無)花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つ品種の開発【最重点項目】

カーボンニュートラル実現への貢献と花粉発生源対策の両立を図るため、少(無)花粉品種からも特定母樹の検定を行い、特定母樹の性質を併せ持つ少(無)花粉品種の早期開発と普及を行うこと。

③特定母樹由来の種子への形質継承の検証

特定母樹の交配により生産した種子由来の苗木に優れた形質が継承しているか確認するため、次世代検定林を造成するとともに継続した調査を行うこと。また、特定母樹の形質を継承した種子生産につなげるため、再選抜により種子生産に適した特定母樹の絞り込みを行うこと。

ウ 無花粉品種の開発

①無花粉品種の開発期間の短縮

雄性不稔無花粉ヒノキの選抜と種子生産技術の開発を行うこと。また、ゲノム編集等の遺伝子組換え以外の技術を用いた無花粉化技術を確立すること。

(3) 花粉の少ない森林への転換

ア 国民への普及啓発

①花粉発生量削減の取組の見える化【最重点項目】

国民への訴求力を高めるため、花粉症対策苗木等への植替えを優先的に進める森林の重みづけを行うなど、地域の状況に応じて、取組を「見える化」するための手法を検討すること。

②供給全量を花粉症対策に資する苗木とする施策誘導【重点項目】

持続可能な開発目標（SDGs）の視点に立ち、「持続可能な森林経営」と「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保」を併せ持つ施策として強力に推進すべく、植栽する苗木の全量を花粉症対策に資する苗木にすることを目指した苗木の安定的な供給と植替えの加速化を図ること。また、特定苗木（特定母樹由来の苗木）に加えて花粉症対策苗木を間伐等特措法の対象にするなど、普及促進についての方針を明確にするとともに、花粉症対策に資する苗木の植替えに対する実質補助率の引き上げを行うこと。

③花粉症対策に資する苗木のニーズの確立

成長や材質等の優れた、魅力ある品種の開発とブランド化の推進支援を行うこと。また、成長量や材質等の苗木品質の調査研究と情報公開を積極的に行うこと。

④国民の理解と共感の醸成

国や各都府県の花 pollen 発生源対策の取組について積極的な情報発信を行うとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用に対する国民の理解と共感の獲得により社会的機運を醸成し、花粉症対策に資する苗木による植替えの加速化を図ること。また、国有林、公有林及びそれに準ずる森林においては、花粉症対策に資する苗木による植替えを原則とするなど率先して取り組むこと。

イ 植替えを促進する制度等の設立

①主伐・再造林に取り組むための負担軽減【最重点項目】

一貫作業や低コスト造林に関する施業体系やコスト比較等についての技術普及資料の作成と補助制度の拡充を行うこと。また、植替えに取り組む動機付けと、民間企業等の取組への波及効果を促進するため、国が定額助成を行う植替促進事業の支援団体の拡大と普及啓発を行うこと。

②植替え後の保育経費に係る負担軽減【重点項目】

植替え後の育林経費の大半を占め、再造林が進まない原因となっている下刈り等の保育作業に対する実質補助率の引き上げを行うこと。また、保育作業の省力化に資する取組や保育作業の機械化に係る補助制度の拡充を行うこと。

③植栽地の獣害防除対策に係る負担軽減

植栽当初におけるシカ等の苗木の被害等は深刻であり、森林所有者の主伐や再造林意欲の減退を招くことから、植栽地の獣害対策に対して、防護施設設置と併せて防護施設の点検・改修・撤去等の維持管理に対する継続的な補助制度を拡充すること。また、植栽地の効果

的な獣害防除技術の開発を行うこと。

④林業事業体の技術者等の育成確保

伐採・保育作業を担う、意欲ある林業担い手の確保と林業事業体の技術者の育成支援を強化すること。また、急傾斜地施業に適した林業機械等導入による省力化技術等の開発を行うこと。

ウ 広葉樹等の導入

①花粉症アレルゲンの少ない広葉樹や早生樹の導入

広葉樹や早生樹の育成指針や管理指針等を作成すること。また、広葉樹材や早生樹材の利用技術に関する研究開発等の支援を行うこと。

(4) 花粉飛散防止技術の開発

ア 花粉飛散防止剤の実用化

①飛散防止効果の検証や生態系への影響についての検証【重点項目】

花粉飛散防止剤については、農薬登録等に向けて引き続き研究を進めるとともに、効果期間の検証、生態系等環境や感染木への影響等についての実証試験を実施し、効果や環境影響調査等の情報公開を行うとともに、実用化に向けて効果的な散布区域の検討等を行うこと。

17 国土強靱化の加速と地方創生回廊による分散型国づくり 及び地域経済を支える観光の本格的な復興 提言

近年、我が国では、毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生し、尊い人命と貴重な財産が奪われている。さらに、本年1月、南海トラフ地震の今後40年以内の発生確率「80～90%」が「90%程度」に引き上げられるなど、一層、切迫性が高まっている。

このような中、地震・津波対策をはじめ、流域全体で水災害を軽減させる流域治水や土砂災害対策、インフラ老朽化対策などについて、令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として別枠予算で進められており、各地において着々とその整備効果が現れている。

しかしながら、その取組は未だ道半ばである。地球温暖化の影響が顕在化し、巨大地震の切迫性も指摘されており、次代に向けて継続的かつ迅速に強靱な国土づくりに取り組んでいくことは、今を生きる我々の責務である。

さらに、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、コロナ禍により地方への移住志向が高まるなど「大都市への集中」から「地方への分散」へと転換が進んでいる。地域を活性化し、分散型の国づくりのためにも、地方創生回廊の構築は必要不可欠である。

また、コロナ禍の長期化により、観光産業は極めて厳しい状況が続いており、国内観光需要の確保等、事業継続への支援が引き続き必要である。一方で、入国制限が感染状況に応じて段階的に緩和されることを踏まえ、インバウンド回復を見据えた取組を同時に進めることも重要である。加えて、地域の観光事業者を支えるDMO等が行う観光地の再活性化や多様化する旅行ニーズへの対応に向けた取組を後押しすることも重要である。

以上を踏まえ、下記項目について強く提言する。

記

1 防災・減災、国土強靱化の加速

5か年加速化対策期間の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。

また、予算については、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

補助・交付金の対象になっていない施設の点検や、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助及び交付金事業や地方債充当の対象とするなど地方財政措置の充実・強化を図ること。

2 地方創生回廊による分散型の国づくり

高規格道路のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化等を図るための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、地方創生回廊を早期に実現すること。

3 地域経済を支える観光の本格的な復興

観光事業者等の事業継続への手厚い支援や国内観光の需要喚起策を切れ目なく実施するとともに、ポストコロナ時代に向けたインバウンド戦略の再構築、安全・安心な旅行環境整備の取組や多様な観光資源の魅力に関する情報発信、旅行需要の変化に対応した誘客プロモーションを強化すること。

地域の観光事業者を支えるDMO等が実施する積極的な取組に対する支援を強化すること。

18 大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の 成功に向けた取組みの推進について

アラブ首長国連邦で開催された「2020年ドバイ国際博覧会」では「Connecting Minds, Creating the Future（心をつなぎ、未来を創る）」をテーマとし、様々な国や地域の歴史、文化、イノベーションの多様性を体現した。

この次代としてその御旗を受け取った大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」。世界では、未だ衰えぬ新型コロナウイルス感染症の拡大やロシア・ウクライナ情勢等の戦禍、気候変動や貧困、食料問題、急速な高齢化など、様々な課題に直面している。

まさに「いのち」にかかわる多様な英知を結集させ、世界の課題解決に貢献するとともに、未来への希望を世界に示すことが求められている。

大阪・関西では、人々の「いのち」に向き合うライフサイエンスなどの未来医療、持続可能な社会に資する水素など次世代エネルギー、さらには、自動運転や空飛ぶクルマといった次世代モビリティなど、新たな技術やサービスの集積が進んでいるところである。大阪・関西万博の会場である「未来社会の実験場」において、これらを開花させ、世界に発信していく必要がある。また、各自治体においては、世界に向けた地域の文化、産業などの魅力発信に加え、ホストタウンとして参加国との交流など地域の振興や活性化にとどまらず、地域ならではの未来社会を世界の人々と共に創りあげていく契機とする必要がある。

これらを実現するためには、全国知事会で、新たに設置した「大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）推進本部」において、都道府県が一致団結して、機運醸成や自治体独自の取組みを推進するとともに、関係者と緊密に連携し、万博の成功、ひいてはわが国の持続的な成長・発展に向けた取組みをオールジャパンで推し進めていくことを決議するものである。

19 大規模災害への対応力強化に向けた提言

～ 令和3年に発生した災害の検証を踏まえ ～

未曾有の大規模災害となった東日本大震災から11年が経過し、被災地の復旧・復興も着実に進む一方、未だ避難生活を送る被災者も少なくなく、大規模災害の爪痕の深さ、防災・減災対策の重要性を改めて実感するところである。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成30年7月豪雨等、平成の時代は災害が頻発した時代であった。そして、大規模災害が発生するたびに、様々な制度改正がなされ、国や地方自治体による対策強化が進められてきた。

そして、令和の時代になっても、台風や線状降水帯により、各地で大規模な風水害が連続して発生している。

令和3年7月及び8月には、静岡県や九州地方を中心に、非常に激しい豪雨となり、河川の氾濫や土砂災害により、多くの人的被害や住家被害が発生している。また、令和4年1月15日にはトンガ諸島の火山噴火に伴う津波が発生し、国外における現象の影響による対応が必要となるなど、災害対策に終わりはないことを痛感するところである。

そのような中、今後、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震及び気候変動の影響による風水害等、いつ発生してもおかしくない大規模災害への備えは喫緊の課題である。

全国各地で直面した災害への対応経験や教訓を踏まえ、絶えず、災害対策や災害対応体制の強化に取り組んでいくとともに、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実が急務となっている。

全国知事会では、令和3年に発生した災害への対応検証を行い、本提言を取りまとめた。国においては、本提言の内容を踏まえた対応を期待するとともに、全国知事会として、昨年の教訓を生かした対策強化に全力で取り組むこととする。

1 被災者支援制度の充実

被災者生活再建支援制度の充実について、災害救助法を含めた公平な支援制度の構築に向けて、被災者支援制度全般の見直しも含めた国による制度の充実が必要である。

- 被災者生活再建支援法の適用範囲について、被災者が存在するにもかかわらず適用対象外となる市町村がないよう、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。
- 支援金の財源確保のため、被災者生活再建支援基金の国庫補助割合の引上げ等、東日本大震災時と同様の措置を講ずること。
- 災害救助法については、令和3年度の法改正により、災害発生前からの法適用が可能となったが、地方自治体間での格差や不均衡が生じないよう、発災前、発災直後の災害発生の見込、災害態様・被災実態に応じた適用判断が容易にできるよう、適用の基準に係る考え方を示すこと。

- 国における「救護班の活動が本部活動のみの場合は、災害救助費国庫負担の対象外である」との解釈は、災害時の医療救護活動の実態、及び本部活動を前提としたDMA TロジスティックチームやD H E A T等の活動主旨と乖離しているため、早急に是正すること。
- 同一災害による激甚災害の適用を受けた際に、中小企業への補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、等しく支援を得られる制度に見直しを行うこと。
- 避難所等における感染症対策資機材の整備を災害救助基金の備蓄の対象とする他、多くの避難所運営に対応する職員に係る事務費を災害救助費の対象とすること。
- 個別調査、ケース会議、専門家派遣などを通じて、それぞれの実情に沿った支援を実施する災害ケースマネジメント制度の確立や、取組に対する財政支援について検討を行うこと。

2 避難対策について

(津波避難対策)

- 令和4年1月には、トンガでの大規模噴火により、日本の広い範囲に津波警報や注意報が発表されたが、結果的に適切な避難行動につながらなかった可能性があるため、避難情報の提供と避難の実態を検証のうえ、避難行動を促すための避難情報の発信の在り方について検討すること。
- 全国の沿岸自治体の津波避難対策の強化として、国が進めている太平洋の津波観測網の整備を拡充し、広く沿岸自治体等へ津波予測情報を提供する広域的な津波予測システムの整備に取り組むこと。
- トンガの大規模噴火のように、地震由来でない津波の発生メカニズムの解明を行うこと。
- 津波浸水想定区域内のすべての要避難者が確実に避難できるよう、津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備に対する支援を継続するとともに、さらなる充実を図ること。

(防災気象情報)

- 住民の迅速で適切な避難行動や、都道府県、市町村の早期の防災対応を可能とするため、情報伝達手段の開発・整備や、防災気象情報の高度化について、早期の技術開発と実用化に取り組むとともに、気象情報を住民・地方自治体に分かりやすく発信すること。
- 令和3年6月から運用が開始された「顕著な大雨に関する情報」は、名称の変更も含め、わかりやすい周知に努めるとともに、具体的な避難対策や避難行動に繋がるよう、運用の充実強化を図ること。
- 現在国において検討している防災気象情報の見直しにおいて、「一層の警戒を呼び掛ける大雪情報」や「顕著な大雪に関する情報」についても、より分かりやすくなるよう見直しを行うこと。
- 土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等の警戒レベル相当情報の提供につい

て、避難対策への活用の実態と効果を検証し、気象台や都道府県の市町村への助言の在り方を含め、市町村の避難対策や住民の避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充実強化を図ること。

(感染症対策・避難所運営)

- 新型コロナウイルス感染症の第6波のように、大量の自宅療養者、濃厚接触者がいる状況下で、大規模な自然災害が発生した際の、感染者等の避難対策の手法等について、考え方を示すこと。
- 避難所等における熱中症及び防寒対策や感染症対策のための継続的な財政措置を講ずること。
- 複合災害に対応するため、旅館やホテル等、多様な避難先の確保に向けた財政措置を講ずること。
- 災害ボランティアやNPOなどの民間団体、行政職員等の被災地派遣前後のPCR検査等の実施について、財政支援も含めた仕組みを整備すること。

(帰宅困難者等対策)

- 帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

3 防災体制の強化

- 南海トラフ地震、首都直下地震にかかる震源・津波モデルや地震被害想定が公表されてから10年近くが経過するが、この間の河川や海岸の堤防などのインフラ整備や情報通信技術の飛躍的向上、広域応援体制の充実、感染症との複合災害対応など、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定の考え方などを示すこと。
- 近年、全国各地で地震が頻発しており、防災対策の強化を図る観点からも、これまで地震に関する十分な知見が得られていない陸域についても調査研究を行い、調査結果を早期に公表すること。
- 平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに、近年の就労環境の変化により、消防団員に占める被雇用者の割合が増えていることを踏まえ、企業経営者など、事業者の消防団活動に対する理解促進が進むよう、対策の充実を図ること。
- 高齢化の進展などにより、自主防災組織の担い手不足が深刻であるため、若年者を含めた担い手の確保、及び活動の活性化について対策を講じること。
- 地域の気象と防災に精通する者として国土交通省より委嘱する「気象防災アドバイザー」について、地方自治体における防災業務で活用できるよう、

より一層の制度周知及び人材の確保を行うこと。

- 同時に多くの分野の災害が発生した場合、市町村における山地災害の情報把握が困難となり、山地災害情報の入手が遅れる場合があるため、国が持つ衛星写真等を積極的に提供すること。
- 災害時に、薬剤師が不足している薬局や医療機関に対し、活動先を指定して薬剤師を派遣する行為を、職業安定法及び労働者派遣法上の業とはみなさない運用とするよう見直しを行うこと。
- 国が令和3年度補正で予算化した「防災情報通信設備整備費補助」による都道府県の震度計の整備への補助については、平成21年度と同様に全額国負担にすることも含め、財政支援の拡充を行うこと。併せて、市町村が単独設置している震度計についても、補助の対象とするよう財政措置を講じること。
- コロナ禍における防災に関する啓発を促進するため、啓発に適した動画コンテンツ作成や広告実施に係る財政措置を講ずること。また、接触機会の低減や感染症対策を講じた訓練手法の普及に努めること。
- 防災基本計画に事前復興を位置付けるとともに、被災前から、被災後を見据えた事前復興の取組におけるハード対策支援など、新たな財政支援制度を創設すること。
- 全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的支援及び継続的な財政支援を充実すること。
- 避難行動要支援者の個別避難計画作成の必要性について、住民に分かりやすく周知するとともに、計画作成のための財政支援を充実すること。

4 風水害対策の強化

(流域治水対策)

- 流域治水を推進するにあたって、河川・砂防・下水道・都市計画・農業・林野・危機管理等のあらゆる関係者がさまざまな治水対策に取り組む体制を構築するための調整等を継続するとともに、各関係者が行うさまざまな対策を検討していくにあたり、その効果について定量的な評価手法の構築等を進めること。
- リアルタイム・ピンポイントな河川防災情報の提供に向けた洪水予測の高度化や、膨大な管理延長である県管理河川の適切な状態把握に向けた河川管理の高度化などの取組に対し、技術的・財政的な支援を行うこと。
- 流域治水の推進に向け、一級水系における流域治水プロジェクトで得られた知見を踏まえ、二級水系における流域治水プロジェクトの実践や評価、フォローアップの方法等について、必要な御助言を行うこと。

(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策)

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」という。)の事業規模の目途として示されたおおむね15兆円程度のうち、これまで、令和2・3年度補正予算において約6.8兆円を順調に措

置されたところであるが、残る期間においても別枠で確実に予算を措置するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策後も、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。また、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

(土砂災害対策)

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生し、甚大な被害をもたらした大規模な土砂災害について、引き続き、地元自治体と連携して、原因の究明に努めるとともに、再発防止策の徹底に取り組むこと。
- 全国知事会の要望に応じて、宅地造成及び特定盛土等規制法が成立し、全国統一の基準・規制が設けられることとなったが、今後予定されている基礎調査及び区域指定等について、調査対象、調査方法、区域指定の考え方などに地域差が生じないように、政省令やガイドライン等を地方自治体の意見を十分に聞きながら定めること。特に、区域の指定に当たっては、現行法で既に権限を有し事務を行っている基礎自治体（施行時特例市）における改正法での事務の取扱いを明確化するとともに、他の法律と重複する区域についての考え方を明示すること。併せて、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、地方財政措置を強化するなどの財政的及び技術的支援を積極的に講じること。
- 土砂災害の災害関連事業や通常事業の採択基準について、保全人家戸数の要件などを緩和し、採択要件に満たない箇所においても迅速な再度災害防止対応を可能とすること。
- 土砂災害警戒区域等の指定促進に向け、基礎調査に必要な事業費を確保するとともに、交付金の交付率の嵩上げ及び起債充当を行うこと。

5 大雪対策の強化

- 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に規定する五箇年計画が令和4年度末に期限を迎えることから、豪雪地帯の実情を踏まえた次期五箇年計画を早期に策定し、道路除排雪や雪寒施設整備など、冬期道路交通を確保するための取組を引き続き支援すること。
- 大規模な交通障害が発生しないよう、通行のボトルネックとなっている箇所の4車線化やバイパス整備を進めるとともに、物流の根幹を担う主要幹線

道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や特に大型車などの一時待避所を確保すること。

- 大雪への対応として、道路管理者間の垣根を越えた除雪応援体制の構築や除雪機械の増強、広域迂回等による通過交通の抑制等を図ること。
- 直轄国道、高速道路における、車両滞留を発生させない対策（出控え広報、道路カメラ増設、予防的通行止め等）や、発生した場合の対応体制（乗員保護活動等）の強化、関係機関との道路状況に係る情報共有の徹底を図ること。
- 集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、社会経済活動に大きな影響を与えることから、集中降雪に対応できるよう除雪体制の強化に努めるとともに、除雪車両の背後を追尾させることによる緊急車両等の通行確保や、大規模な地域の孤立を招くことのないよう、集中除雪などにより最低一車線の交通が確保できるよう、最大限取り組むこと。
- 地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率 2 / 3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率 1 / 2）について、幹線市町道以外の除雪費も対象とすること。
- 地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、除雪費用の算定においては、リースにより除雪機械を確保した場合の単価設定をするとともに、国において昨年度試行した「少雪時における除雪機械の固定的経費を計上する仕組み」について、労務費も対象に含めたうえで制度化し、必要な予算・財源を確保すること。また、オペレーターの休日単価について、週 1 回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休 2 日に対象日を拡充すること。
- 除雪オペレーターの確保および作業効率の向上のため、I C T 等新技術を活用した機械操作の自動化および吹雪時の車両運転支援技術などの研究開発をより一層推進するとともに、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。
- 国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和 3 年度から 7 年度を期間とする 5 か年加速化対策において、近年の大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の拡充を行うとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に措置するとともに、各予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

6 防災における D X の推進

- 全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを都道府県へ積極的に情報提供し、各都道府県システムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。

- 都道府県や市町村では、A Iを始めとしたデジタル技術を避難対策等に活用する試行的な取組が進められているが、災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。
- 都道府県の過重な負担を減らすため、防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、国で新たなプラットフォームのシステム等を構築する際には、早期に情報共有を行い、各都道府県の意見を十分に聞きながら、地方自治体独自の取組に配慮し、開発・社会実装を進めること。
- 効果的な防災D Xに取り組むため、D Xに関する国内外の情報や具体的なプロセスの構築などに詳しい専門家を集めた人材バンクの創設や、研修の実施など、各地方自治体が専門家からアドバイスを受ける機会や仕組みを確保するとともにデジタル人材の育成に向けた支援策を講じること。
- 的確かつ迅速な災害対応には、正確な情報収集が重要であるため、災害発生時のI S U T等による情報提供やそれを補完するようなシステム等の活用及び平時における情報収集に関する研修等の実施に努めること。

20 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故から11年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、早期の事態収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳正かつ迅速に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

I 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提であり、今なお、避難を続けている国民が多数いることを重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、根拠のない風評に対する正確な情報の発信等、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策などについて、政府一丸となって取り組むこと。

また、廃止措置を進めるに当たっては、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に強く求めるとともに、これらの取組に対する国の指導・監督を徹底するなど、より一層の安全確保に努めること。

A L P S 処理水の取扱いについては、昨年4月に基本方針が決定されるとともに、12月には行動計画が策定されたところであるが、国においては、この行動計画に基づき、政府一丸となって、新たな風評への懸念が生じないように、責任を持って取り組むこと。加えて、関係団体や自治体からの意見を真摯に受け止め、追加対策や支援内容の見直しも含め、万全な対策となるよう取り組むこと。

処理水に関する国の基本方針等について、水産業や農林業を始めとする関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行い、その理解と納得が得られるよう取り組むこと。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者を始め関係団体や自治体などの立会いによる広くきめ細やかな環境モニタリングの実施など、透明性かつ客観性の高い安全対策を講じること。併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や雑固体廃棄物焼却設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うよう指導するとともに、国としてもしっかりと監視すること。

今後長きにわたる廃止措置作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等が確実に行われ、作業員が安定的に安心して働くことができる環境の整備等を東京電力に求めるとともに国も主体的に取り組むこと。

また、廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう、東京電力を指導・監督するとともに国も主体的に取り組むこと。

Ⅱ 原子力施設の安全対策について

1 原子力安全規制体制の強化について

(1) 福島第一原子力発電所事故の総括と新たな知見の反映について

福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

加えて、原子力施設の安全性向上のため、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

なお、新たな規制要求を行う際には、国民及び関係地方公共団体に分かりやすく説明すること。

原子力規制上の安全目標については、その目標設定の考え方や意味、新規制基準との関係などを明らかにし、国民に分かりやすく説明するとともに、継続的に検討を行うこと。

(2) 実効性のある安全規制の実施について

真に実効性のある原子力安全規制とするため、敷地内破砕帯の評価を含む原子力施設の安全審査に当たっては、その審査方法を明確にした上で、新規制基準を厳格に適用するとともに、幅広い

分野の専門家の意見やこれまでに蓄積されたデータなど科学的・技術的知見に基づき公平・公正な結論を導き出すこと。

特に、敷地内破砕帯等の評価については、評価基準を明確にするとともに、国として構造地質学や地震研究など幅広い分野の専門家による体制を整備し、責任を持って速やかに対応すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

また、原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

さらに、原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

(3) 事業者に対する指導・監督の強化について

事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に指導するとともに、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。

また、安全確保の第一義的な責任を有する事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、事業者が行う安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう一層促すとともに、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

長期間停止した原子力発電所の再稼働に当たっては、関係事業者等も含めて安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、

原子力規制検査において厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと。

加えて、研究開発施設等においても、放射性物質の管理、取扱いの厳格化など安全管理体制について、厳正な指導・監督を行うこと。

さらに、原子力施設における安全性を確保する観点から、新型コロナウイルス等の感染症対策に万全を期すよう促すこと。

(4) 原子力規制委員会の機能の確保について

原子力規制委員会は、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方公共団体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善出来る仕組みを構築すること。

また、新規制基準への適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、既に適合性審査申請がなされている原子力発電所について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

さらに、原子力規制検査制度については、現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術及び厳正性の維持・向上に努めること。また、検査結果も含め、責任を持って国民及び地方公共団体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。併せて、事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を抜本的に充実強化すること。

2 国民理解に向けた取組及び地方公共団体への説明責任について

原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、関係地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の然る

べき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び地方公共団体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、新規制基準への適合性審査の結果に加え、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

また、原子力発電所の再稼働及び40年を超える運転延長については、具体的な手続きを明確にした上で、安全性の確認だけでなくエネルギー政策上の重要性や必要性等を十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について国政を預かる立場の者が、国民及び地方公共団体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

なお、説明に要する費用は国が負担すること。

事故が起きた場合には、国は、被災者への賠償を含め、責任を持って対処すること。

さらに、原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び地方公共団体に対する説明責任を十分に果たすこと。

3 バックエンド対策について

(1) 使用済燃料対策について

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国はエネルギー基本計画において「使用済燃料対策について、前面に立って主体的に対応」していくとしており、その取組みを着実に進めること。また、高速炉開発については、国が責任を持って具体的な方針を早期に、明確かつ科学的に示すこと。併せて、使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を速やかに示すこと。さらに、使用済燃料貯蔵

は、再処理までの一時的な保管であることを明確にした上で、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。加えて、核燃料サイクル施策との密接な連携など、中長期的な課題への対応についても検討を進めること。なお、試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

(2) 高レベル放射性廃棄物等の処理処分について

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から21年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にある。最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国知事会とも協議しながら、最終処分事業の理解促進に一層努めること。また、最終処分地の選定については、国が前面に立ち国民理解を得た上で、誠実かつ慎重に行うのはもちろんのこと、早期選定に向け、取組を一層加速すること。

特に、現在保管されている高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理の期限も踏まえ、地層処分に関して丁寧な説明を行うとともに、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその情報発信など、国民の理解促進に向けた取組を加速させること。

(3) 低レベル放射性廃棄物の処理処分について

原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組が加速されるよう積極的に取り組むこと。

また、ウラン廃棄物の処理処分については、ウラン廃棄物の特徴に十分配慮し、安全確保を第一として取り組むこと。

4 原子力安全に関する人材の育成と研究開発の推進について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

特に、試験研究炉等の研究開発施設について、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策をはじめとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

また、地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針について

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

福島第一原子力発電所の事故で30km以遠にも被害が及んだことも踏まえ、UPZ外の地方公共団体でも緊急時の円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、原子力災害対策指針の防護措置について、避難や屋内退避の有効性などの考え方を、国民に対し、放射線による被ばくの影響を含め、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。

特に、屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すこと。

(2) 原子力防災体制について

地方公共団体の意見を踏まえ、複合災害や過酷事故を想定し、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における地方公

共同体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。

防災業務関係者の安全確保のため、現在放射線防護に係る基準が定められていない緊急時の防災業務関係者について、基準を速やかに法令で定めること。

重大事故に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、迅速な対応が図られるよう原子力発電所外においても被ばくに関する規制を設けるなど、法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。

原子力緊急事態支援組織について、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

加えて、オフサイトセンターについて、国が設置や運営の主体となることを明確にするとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。

また、地方公共団体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。さらに、関係地方公共団体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、地域原子力防災協議会において、

各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

さらに、住民の安全確保のための課題について、関係地方公共団体の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、引き続き国が責任を持って取り組む仕組みを構築すること。

加えて、原子力発電所の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、EALに至らない原子力施設の故障等についても、健全性が劣化している発電所の特別な状態を考慮し、周辺地域への影響や事象進展の見込み等を関係地方公共団体に情報提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処について

今年3月のロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

加えて、原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

併せて、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(4) 航空機落下及びテロの未然防止について

航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。

また、原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策について

屋内退避の期間や、屋内退避指示の解除に係る考え方、耐震性を備えた屋内退避施設の整備や家屋が倒壊した場合の対応などについて、原子力災害対策指針や各種防災関係マニュアルに反映し、関係地方公共団体に対し、速やかに示すこと。なお、作成に当たっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴き反映させること。

避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めること。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

併せて、県境を越えるなどの広域避難等を想定し、国が主体的に関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保およびその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。さらに、避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加

え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

特に、避難行動要支援者の避難に当たっては、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。屋内退避を前提とした病院や社会福祉施設等の放射線防護対策については、今後の進め方など基本的な考え方を示すこと。さらに、原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等についても、円滑に避難できる体制を構築すること。

ＵＰＺ外の社会福祉施設等において、ＵＰＺ内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受け入れや費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、必要とされる放射線防護施設の確保や実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

さらに、避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び除染について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染水処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、検査及び除染に必要な資機材を各立地地域等に整備し、国が災害時に地方公共団体を支援するための体制を整備すること。

併せて、避難先となる地方公共団体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

(2) 放射線モニタリング体制について

原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、関係地方公共団体に丁寧かつ速やかに説明すること。特に、平常時モニタリングについては、関係地方公共団体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に理由を示し、関係地方公共団体の理解を十分得た上で進めること。

緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に関係地方

公共団体の理解を得た上で、地方公共団体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の策定及び改正を支援すること。

その上で、地域の実情に応じて、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材も含めて、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方公共団体の新たな負担にならないよう交付金の総額及び限度額の増額や、別枠を設けるなど、適切かつ柔軟な財政支援を行うこと。

なお、財政支援に当たっては、放射線モニタリングに係る交付金の統合などに伴い不足が生じている現状を別枠予算の確保等により抜本的に改善するとともに、特に臨時交付金などで大規模な機器整備を行った機材の更新時期を十分考慮し、各地方公共団体の意見を十分聴いた上で、交付限度額の引き上げ等の制度改正等を行うこと。

また、上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

UPZ外の緊急時モニタリングについて、国の責任において地域の実情に応じて国による機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法等を具体的に示すこと。

また、緊急時のモニタリング結果については、国が責任をもって住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、海域や空域等の広域モニタリングの実施体制等を明確に示すとともに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

3 原子力災害医療について

原子力災害医療体制の整備に当たり、「救護所等で行うスクリーニング」と「避難退域時検査」の目的・役割・人員体制等を明確にした上で、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方公共団体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう、必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災地方公共団体へのチーム派遣の意思決定、被災地方公共団体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

また、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとDMAT等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及びDMAT指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。

安定ヨウ素剤の事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方公共団体の負担を軽減すること。

また、配布を円滑に行うため、国の責任において、学校等の健康診断時に服用の可否を把握する体制を整えること。

さらに、新型コロナウイルス等の感染症対策や新しい生活様式を踏まえた安定ヨウ素剤の具体的な事前配布方法を示し、原子力災害対策指針等に明記すること。

安定ヨウ素剤の配布後も、地方公共団体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や地方公共団体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

また、転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった薬剤については、配布地方公共団体の回収努力にも限界があるため、本人または家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

併せて、丸剤の使用期限の延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Zの内外にかかわらず必要な支援を行うことを原子力災害対策指針に明記すること。

また、備蓄する区域についても、地方公共団体の判断を尊重し、U P Zの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。

原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、地方公共団体の事情を十分に聴取の上、P A Z外の取扱いや丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、3歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

また、事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

安定ヨウ素剤の服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、原子力規制委員会による服用の判断根拠を示すとともに、年齢による服用効果の違いなど、原子力災害対策指針の改正内容を踏まえた住民への広報について、国が主体的に行うこと。

また、薬剤に関する正しい知識の啓発を行い、国において服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

原子力施設における事故が発生した後の住民の被ばく評価を含めた健康管理について、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。

緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に関して、被災自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要となる測定体制への更なる人員確保は困難であるため、広域的な連携体制の構築について、国が十分な調整を図ること。

また、今後の具体的な実施体制の構築およびマニュアルの整備等においては、地方自治体の意見を十分反映させること。

加えて、新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

4 財政措置等について

(1) 十分な財政措置と人的支援について

原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっており、それに伴い発生する資機材や備蓄品の配備及び維持管理、避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除排雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成、人員の増員等に係る必要経費など、地方公共団体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費については、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、新たな負担とならないようUPZ内の地域はもとよりUPZ外の地域における対策に要する経費を含め十分な財政措置及び人的支援を行うこと。

原子力発電所の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、地方公共団体が必要と判断した防護対策については、UPZの内外にかかわらず、必要な財源措置をすること。

(2) 放射線防護対策の強化等について

官公庁等の原子力防災関連施設や一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化や万が一行政機能に移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備など、適切な防災対策が講じられるよう、予算を確保すること。また、それらの施設の維持管理等に係る経費についてもフィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、対象範囲の拡大などを行い、適切な財政措置を行うとともに、放射線防護対策については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的根拠を示すこと。

加えて、株式会社が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないよう環境の整備に取り組むこと。

(3) 原子力災害拠点病院等の体制整備について

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施や原子力災害医療派遣チームの保有など医療機関の負担増なども踏まえ、関係医療機関等の協力が得られるよう、平常時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用や別枠を設けることなどを含め、必要な財政支援措置を早急に講じること。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政措置も含めた支援を強化すること。

(4) 広域避難体制の整備等について

広域避難体制を整備するために、UPZ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な予算枠の確保を図ること。

加えて、原子力災害発生時における新型コロナウイルス等の感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な予算を確保すること。

(5) 電源三法交付金制度の充実について

現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えて制度の充実を図ること。

また、原子力防災対策が必要な区域が30km圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象地域を拡大すること。

(6) 原子力損害賠償制度について

福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、当該制度について法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。

2 1 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

平成23年3月11日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約2万2千人、建築物の全半壊約40万戸に上る未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約11年4か月が経過した。被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備を始めとした復旧・復興は着実に前進している。

国におかれては、復興交付金を始めとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化するとともに、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」においても、特例的な財政支援措置を基本的に継続していただいていることに心より御礼申し上げる。

被災地の復興はいまだ途上であり、現在も約3万5千人の方々が長期にわたる避難生活を続けている。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の最終処分場の確保の遅延、また、被災地方公共団体や民間企業の人手不足と資材高騰等に加え、原発事故に伴う国内外の根強い風評と、時間とともに加速する風化が重い課題となっている。さらに、ALPS処理水の海洋放出に関する国内外の理解醸成、復興状況の地域間格差や被災者の心のケアなど、新たな課題も生じており、復興を実感できないでいる被災者も多い。

被災者が一日も早く住居や事業を再建し、地域のコミュニティの再生・形成を実現するために、被災地方公共団体が行わなければならない業務は依然として膨大である。

福島の再生を加速し、被災地の復興を早期に成し遂げるためには、現状への危機意識を持ち、被災者に寄り添い思い切った対策を採ることが不可欠である。また、災害を風化させず次世代へつなげるとともに、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいかねばならない。このような考えの下、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、喫緊の課題である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

なお、新型コロナウイルスは、復興事業の内容変更や延期など、復興・再生に向けた取組にも影響を及ぼしていることから、当該感染症への対応はもとより、復興・再生についても、遅れることのないよう国を挙げて実行されたい。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

【ポイント】

- 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策を含めた廃炉作業、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、風評被害防止など、原子力災害のあらゆる課題については、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。
- 地方公共団体又は事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物処理、風評被害対策などに要する費用については、すべて国庫又は東京電力の負担とすること。

【課題等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、今もなお多くの住民が避難を続けている。東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策を含めた廃炉作業は一定の進

捗を見せているものの、燃料デブリの取り出しなど前例のない困難な課題を抱えている。また、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、損害賠償の遅延、国内外の根強い風評などの課題も解決しておらず、復興の足かせとなっている。さらに、令和3年4月、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」が決定され、同年12月、「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」が策定されたが、ALPS処理水の処分については、国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されており、これまで積み重ねてきた復興や風評払拭の成果が水泡に帰す懸念がある。ALPS処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題として進めていく必要がある。令和3年3月に国が改定した「福島復興再生基本方針」において、国は前面に立って取り組むとしているが、福島の復興は着実に前へ進んでいる一方で、課題が個別化・複雑化するなど、復興を完全に成し遂げるまでには、まだまだ長い時間を要する。原発事故は過去形ではなく、現在進行形の人為的災害であるとの認識の下、福島県の再生を促進し、避難者が一日も早く安心して故郷に戻れるようにすることが国の責務である。

【個別の提言事項】

提言1-1 原子力災害の国主導の早期解決

原子力災害のあらゆる課題については、国策として原子力事業を推進してきた責任を踏まえ、東京電力任せにすることなく国主導で取り組み、早期に解決すること。

提言1-2 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、リスク管理と各対策の重層化を徹底して、汚染水の海洋への流出や放射性物質の飛散を防止すること。また、燃料デブリの取出しなど前例のない困難な課題に対して、国内外の英知を結集し、国が総力を挙げて取り組み、安全かつ着実に進めること。

提言1-3 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水・処理水対策の徹底

「多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」が決定されたが、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が生じることが懸念されることから、これまで積み重ねてきた風評払拭の努力が水泡に帰すことのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じるとともに、ALPS 処理水に関する理解が得られるよう、国の基本方針等について、水産業を始めとする関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行うこと。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者を始め関係団体や自治体などの立会いによる広くきめ細やかな環境モニタリングの実施など、透明性かつ客観性の高い安全対策を講じること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

提言1-4 原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行

われるようにすること。あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われるようにすること。

なお、ALPS 処理水については、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、万全な風評対策を講じてもおお風評被害が発生した場合の地域・業種の実情に応じた賠償基準を早期に具体化し、事業者等の十分な理解が得られるよう、国が最後まで責任を持って対応すること。

東京電力に対しては、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対して誠実かつ迅速な対応を行うよう徹底させること。

提言 1-5 除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染等については、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組や農地の放射性物質吸収抑制対策、ため池の放射性物質対策など、必要な措置を着実に実施すること。

特定復興再生拠点区域の除染等については、関係地方公共団体の実情に配慮しながら、フォローアップ除染も含め確実に実施すること。

また、拠点区域以外の除染については、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染するとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の取扱いについても、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域の全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置づけられているアクセス道路の整備に必要な工事着手前の除染については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

特定復興再生拠点区域以外においても、帰還居住等のために実施する道路及び国土保全のために実施する河川や海岸の復興事業等に必要な工事着手前の除染等については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

森林については、生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けた放射性物質対策を着実に講じるとともに中長期的な財源を確保すること。

中間貯蔵施設の整備・運営については、施設設置者として責任を持って、地権者に対して丁寧な説明を尽くすなど、総力を挙げて取り組むとともに、早期に最終処分先を確保すること。

道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分について、国の責任の下、撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

提言1-6 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物、残土及び除染に伴い発生した除去土壌は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物については、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すること。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間、安全を確保するため、フレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。加えて、個人の敷地で一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。

8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進を図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すと

ともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。

また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物や建設副産物等については、事業に支障が生じないように、国が責任を持って最後まで確実に対応すること。

提言1-7 食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品中の放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を分かりやすく継続的に提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などの総合的かつ長期的なモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

提言1-8 風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を一層強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

なお、ALPS処理水については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じて風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

提言1-9 出荷制限の早期解決の支援強化等

すべての出荷制限品目について、早期の解除が図られるよう支援の強化を図ること。

検体量確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉、魚介類などについては、地方公共団体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応すること。

提言1-10 原子力災害対応費用の負担等

地方公共団体または事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物の保管や処理、放射性物質の検査の実施、風評被害対策などに要する費用については、

これらに係る人件費及び税収減を含め、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

提言1-11 特定復興再生拠点区域の整備及び拠点区域外への対応

特定復興再生拠点区域について、国の認定を受けた「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、計画期間内の避難指示解除を確実に行うとともに、計画内容の実現に向けて責任を持って取り組むこと。

また、同区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

さらに、特定復興再生拠点区域外について、令和3年8月に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」という政府方針が示されたが、方針に基づく住民の意向確認や除染の手法・範囲等の具体化、さらには、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路や河川等の施設更新などの課題が残されている。国は、引き続き、関係地方公共団体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

提言 1-12 早期の営農再開に向けた農地の原状回復

避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向け、国の責任の下、対策を講ずること。

2 福島国際研究教育機構の具現化等

【ポイント】

- 福島国際研究教育機構については、東北の被災地はもとより、日本全国が抱える人口減少に起因する中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発、産業化及び人材育成を推進するよう、関係省庁が連携して早期の具現化を図ること。
- 国内外の優秀な研究者が集まる研究開発環境を整備するよう、政府を挙げて必要な予算を確保し、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指すこと。

【課題等】

原子力災害に見舞われた福島県浜通り地域等では、震災から11年が経過した今もなお帰還困難区域が存在するとともに、長期にわたる避難等の影響により、帰還者は高齢者中心で人口が回復しない状況とそれに伴う産業の担い手不足が続いているほか、広大な面積の土地が未利用・未活用のまま残されており、その解決は中長期かつ困難を伴うものである。

こうした高齢社会、担い手不足、未利用地活用といった課題は、原子力災害に起因するものの、人口減少対策の観点から、産業の担い手不足等の社会・経済面の影響が先行して発現している地域であると捉えれば、日本全国に共通する課題であるとも言える。それゆえに、単に震災以前の状態に戻すことを企図するのではなく、「創造的復興」の理念に基づき課題解決に取り組む福島において、イノベーション等を通じた持続可能な新しい地域社会モデルを実現し、これを日本全国、ひいては世界に示す取組にしていく必要がある。

そのため、来春に設立予定の福島国際研究教育機構においては、国内外の優秀な研究者にとって魅力的な研究環境の下、原子力災害からの復興・再生を起点として、日本全国に共通する課題解決を福島の地から実現していくという観点に立ち、先例にとらわれない大胆な発想で、技術・手法を融合させた、新たな領域での研究開発等を進めることにより、日本全国、ひいては世界にその取組の成果を波及させていく必要がある。

【個別の提言事項】

提言2-1 福島国際研究教育機構の具現化

福島国際研究教育機構は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこと。

そのためには、国内外から優秀な研究者が参画し、世界最先端の研究開発が行われるよう、国際水準の処遇・人事制度や研究を支える研究設備の整備、十分な研究資金の確保、さらには、研究成果の社会実装・産業化や人材育成に取り組むことができる産学官連携体制の構築等について、政府を挙げて中長期的な枠組みで必要な財源及び予算を確保するなど、関係省庁が連携して機構の早期の具現化を図ること。

提言2-2 人口減少に伴う課題の解決に資する研究開発の推進

福島国際研究教育機構は、原子力災害の影響等により全国に先行して人口減少が進む福島県浜通り地域等の未利用地を社会実証・実装のフィールドとして活用すること等により、担い手不足に対応したロボット技術や農林水産業の大規模化・高付加価値化等に関する研究開発を推進し、その成果を全国に展開することで過疎や中山間地域等の持続的な発展や人材の育成・確保に貢献すること。

提言2-3 大規模複合災害に備えた効果的な対策等への貢献

福島国際研究教育機構は、原子力災害に関するデータや知見を収集・分析し、日本全国や世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭・風化防止を図るとともに、将来の大規模複合災害に備えたより効果的な対策の構築等を推進し、全国の自治体が行う防災対策を通じたまちづくりに貢献すること。

3 財政支援の継続、補助金等の手続の簡素化等

【ポイント】

- 特例的な財政支援を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。
- 財政基盤が弱く、事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮すること。
福島県では、原子力災害により復興が長期化するので、更なる負担軽減を図ること。

【課題等】

東日本大震災の被害の甚大さに鑑みて、様々な特例的な手厚い財政支援措置が講じられているが、被災地の復旧・復興には長い年月を要するので、国の特例的な支援を継続することが必要である。

被害規模や財政基盤等の状況から、被災地方公共団体によって復興事業の進捗度合に格差が生じており、復興が遅れている団体の底上げを図ることが必要である。

【個別の提言事項】

提言3-1 特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要するので、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

提言3-2 被災地方公共団体の財政状況への配慮

被災地方公共団体の復興事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い団体や事業の進捗が遅れている団体に十分配慮し、その底上げを図ること。

提言3-3 原子力災害からの復興への配慮

原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響を踏まえ、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講じること。

特に福島県においては、避難地域の復興再生、避難者の生活再建、廃炉・汚染水・処理水対策、除染、中間貯蔵施設への搬入、風評被害、鳥獣被害対策に加え、新たな住民の移住・定住の促進等に取り組んでいくなど原子力災害からの復興・再生が長期化することから、今後の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

提言3-4 使途の自由度の高い交付金等の充実

被災地方公共団体において、具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠を超えた財源確保の充実を図ること。

また、被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金を柔軟に運用すること。

提言3-5 社会資本整備総合交付金（復興枠）・農山漁村地域整備交付金（復興枠）等の確実な予算措置

復興が完了するまでの間、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金等の確実な予算措置を講じること。

提言3-6 国が行う復旧・復興事業の着実な推進

被災地の復興を牽引する河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、整備を図ること。

提言3-7 津波対策施設の維持管理費等に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものにするため、維持管理費、修繕費及び更新費について、恒久的な財政措置を講じること。

提言3-8 補助金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、補助金等の事務手続きや提出書類の簡素化を更に進めること。

提言3-9 「新しい東北」の推進

復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

4 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

【ポイント】

- 被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化するとともに、地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用の支援を引き続き行うこと。
- 復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。
- 地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び震災対応のための職員採用の人件費等に対する震災復興特別交付税について、経費全額に対する財政措置を継続すること。

【課題等】

被災地方公共団体では、市街地や産業の再生、被災者の生活再建や避難生活の支援、除染や放射性物質に汚染された廃棄物の処理など、大震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施している。自らの職員採用や地方公共団体による広域的な人的支援など地方はできる限り努力しているが、限界がある。特に、土木・用地・税務・水産・保健など専門的知識を有するマンパワー不足は早期復興を実現するための支障となることから国による人的支援の強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言4-1 国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、引き続きマンパワー不足が見込まれるので、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

提言4-2 国による任期付職員制度の導入

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

提言4-3 震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないように配慮すること。

5 住宅再建・復興まちづくり、鉄道復旧・道路整備等の促進

【ポイント】

- 復興まちづくりを進めるため、住宅再建、防潮堤の整備、鉄道の復旧、道路の整備、液状化被害対策を促進すること。
- 資材高騰・人材不足への効果的な対策を速やかに講じること。

【課題等】

住民の流出を食い止め、流出した住民の帰還を促すため、住宅再建、防災集団移転、防潮堤整備などを一日も早く完了させることが必要である。

また、鉄道・道路の復旧・整備は地域再生のバックボーンとなるものであり、一層の支援強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言5-1 住宅再建に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう、建築確認申請等の手数料減免に対する財政措置の継続など、被災地方公共団体に対する十分な財政支援を行うこと。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や、風評被害・人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

提言5-2 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

地方公共団体による被災した土地の買取対象は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、移転促進区域内のすべての土地が買取対象となるよう要件を緩和すること。

提言5-3 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、専門家派遣や社会実験の実施など、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用に向けた取組に対する支援を継続すること。また、このような取組を踏まえ、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する経費に対して財政支援を行うこと。

提言5-4 防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、予算を十分に確保すること。

提言5-5 鉄道復旧後の支援

平成31年3月にJR山田線から経営移管され、被災地を縦断する三陸鉄道リアス線について、持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

提言5-6 復興道路等の整備の促進

被災地域と内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備について、社会資本整備総合交付金（復興枠）等の後続事業制度を構築し、事業が終了するまで必要な予算を確保すること。

また、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、第2期復興・創生期間以降における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

提言5-7 資材高騰・人材不足への対応

第2期復興・創生期間における復興事業の円滑な推進のため、資材及び人材確保に必要な財政支援を継続すること。

提言5-8 液状化被害への支援の継続・強化

液状化対策事業については、事業費が多額で住民同意の取得難航などの実情に十分に配慮し、被害世帯への支援を強化すること。

6 産業の復興、雇用対策の促進

【ポイント】

- 農林水産業等の地域の基幹的な産業の復興促進、成長分野の新たな産業立地の推進等により、安定した雇用を確保すること。
- 被災企業に対する各種助成制度等の大幅な拡充・要件緩和、二重債務問題の早期解決、就業支援、人手不足対策を強化すること。

【課題等】

被災地の農林水産業や商工・観光業などの事業者は各種支援措置を活用しながら事業再生に努めているが、その過半が未だ大震災以前の水準まで回復していないのが実情である。

また、被災者がふるさとを離れることなく就業できるよう「なりわい」の再生と新たな産業立地を促進し、きめ細かな就業支援や人手不足対策を強化することが必要である。

【個別の提言事項】

提言6-1 産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速するため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな立地、農林水産業の6次産業化などを強力に推進し、安定した雇用を確保すること。

地域経済の未曾有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、支援決定後の経営改善への助言等の支援を強化すること。

提言6-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保し、農林水産業の復旧・復興を促進すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県については、復旧・復興の進捗に合わせたきめ細かい支援を強化すること。

漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

加えて、地震・津波に対応した漁港施設の機能強化を緊急的に進め、安定的な漁業活動を支援するため、復興特別会計と同等の予算措置を行うこと。

提言6-3 「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後のインフラ整備の進捗に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれることから、引き続き制度を継続し、十分に予算を確保すること。

提言 6-4 復興特区における税制上の特例に係る措置の継続

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後も現在の措置を継続すること。

提言6-5 観光振興の強化

新型コロナウイルス感染症により、著しく落ち込んだ被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外での大規模な観光キャンペーンの実施、外国人旅行者のビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を拡充すること。

また、東北観光復興対策交付金については、これに替わる新たな観光振興支援策を講じるとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

提言6-6 まちのにぎわいづくりへの支援

人口減少が進む中、商店街の仮設から本設店舗への円滑な移行、本設商店街での共同施設整備、イベント開催等、被災地のにぎわい創出やうるおいのあるまちづくりに向けた地域の事業者の主体的な取組みに対する支援に継続して取り組むこと。

提言6-7 就業支援や人手不足対策の強化

被災地におけるきめ細かな就業支援や企業の人手不足対策を強化するとともに、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。

「事業復興型雇用確保事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」については、被災企業が積極的に活用できるよう簡素で手厚い支援制度とするとともに、弾力的な運用を図ること。また、被災地の厳しい雇用状況を踏まえ、制度の継続と必要な財源確保を図ること。

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」については、要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象とすること。

提言6-8 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想については、各プロジェクト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等）の具体化や産業集積の促進、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施、福島国際研究教育機構の具現化のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むこと。

7 被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止、「第2期復興・創生期間」以降の体制の整備

【ポイント】

- 被災者の生活再建や雇用確保、避難者の帰還等を支援し、復興の長期化に伴う心のケアや地域コミュニティ再生・形成など、生活再建ステージに応じた支援を強化すること。
- 大震災の被害や教訓の風化を防止するため、テレビ等による政府広報を強化すること。

【課題等】

依然として多くの住民が故郷を離れた避難先や仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。また、復興公営住宅などで新たな生活を始めても、様々な不安を抱えている人も少なくない。

帰還や生活再建、復興の長期化に伴う心のケア、さらには地域コミュニティの再生や新しい環境でのコミュニティ形成に対する支援などに向け、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を継続していくことが必要である。

さらに、被災地の再生のためには、地域医療・福祉や子育て支援など住民が安心して暮らせる環境を整備することが不可欠である。

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させず、次世代へつなげていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。

【個別の提言事項】

提言7-1 避難者の帰還の支援等

被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、避難者の帰還等を支援すること。

長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言7-2 被災者の心のケア

心身の健康や将来の不安などへのケアが必要な被災者への支援をきめ細かく行えるように、被災者支援総合交付金の継続・拡充、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援の強化を行うこと。

特に、被災者の心のケアについては、度重なる住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題などを背景に、相談内容が深刻化・複雑化しており、人材を安定的に確保し、中長期的に取り組む必要があることから、引き続き被災者の心のケアに対し中長期的に全額国庫による財政支援を継続すること。

また、避難者の方々が抱える課題は様々な面で個別化・複雑化しているため、避難先を問わず支援が必要な方が適切な支援を確実に受けられるようにすること。

提言 7-3 地域コミュニティの再生・形成に対する支援の強化

被災地では、仮設住宅から災害公営住宅への転居や住宅の高台移転が進み、新たなまちづくりに取り組んでいるが、今後の活力ある被災地の復興のため、地域住民の交流の促進やNPO等による多様な活動への支援など、地域コミュニティの再生・形成に係る取組への支援を強化すること。

また、高齢者等が孤立しないよう、見守り体制の整備、生きがいつくり対策などのきめ細かな取組への支援を強化すること。

提言7-4 被災地の実態に合った子育て支援の強化

安心して子供を生み育てられるよう被災地の実態に応じたきめ細かな就学支援や心のケア、復興を支える人材育成のための教育・子育て環境の整備などの取組を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭については、多くが精神的、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、保育料減免や就学援助などの経済的負担軽減、心のケアなどを十分に支援すること。

提言7-5 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決を促進し、住宅再建を加速させるため、法整備を含む新たな仕組みの構築を積極的に行うこと。

提言7-6 医療・福祉サービス提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地方公共団体では、人口減少、医療・介護人材の不足、建設コストの高騰等により、医療・福祉サービス提供体制の復旧が遅れているため、処遇改善による人材確保、施設整備などの支援を強化すること。

医療や介護の復興は長期間にわたり、安定した財源確保が必要であるため、地域医療再生基金の設置期限の延長や基金の弾力的な運用を行うとともに、医療・介護人材の確保や施設の再開、再開後の経営安定化等に係る十分な支援を行うこと。

提言7-7 公的保険の減免措置等に対する財政支援

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険等について、保険料(税)の大幅減収や医療費の増大などによって、被災地方公共団体の財政基盤が大きく損なわれたことから、安定的な運営が図られるよう調整交付金の増額や国費による補填など十分な財政支援措置を講じること。

また、避難指示区域等対象地域における減免措置については、段階的に見直しを進めていくことが決定されたところであるが、対象となる住民の理解が得られるよう国においても丁寧かつ十分な周知を行うとともに、今後、見直しが検討される帰還困難区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うこと。

提言7-8 災害救助法に基づく救助の対象範囲の拡大等

応急仮設住宅に係る維持管理や補修、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する経費や応急救助の終了に生じる経費など救助に要するものすべてを災害救助法の対象とするとともに、必要な事務経費のすべてを全額国庫負担の対象とすること。

応急仮設住宅の供与終了に伴う未退去案件への対応については、必要な人的支援及び財政的支援を行うこと。

避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の住み替えなど、被災地方公共団体のニーズに合わせて柔軟に対応すること。

提言7-9 東日本大震災の被害や教訓等の風化防止

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるための、効果的な方法による政府広報を強化すること。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、復興五輪として開催された理念や大会を契機に生まれた様々な主体とのつながりをレガシーとして継承していくため、引き続き、被災地の復興状況や魅力を国内外に発信するとともに、被災自治体が取り組む関連事業に対し積極的な支援を行うこと。

伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じること。

震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

新型コロナウイルス感染対策を徹底の上、被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行を始めとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

提言7-10 被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、復興推進に向けた教職員の加配、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等、必要な支援を令和4年度以降も継続・充実すること。

また、地域の復興を支える人材育成のため、発達の段階に応じた教育環境の整備を支援するとともに、幼児・児童・生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。

東日本大震災により被災した子供や原発事故により避難している子供がいじめに悩まされることのないよう、国の責任において、放射線への正確な理解を促進するとともに、地方公共団体が、いじめの未然防止、早期発見及び発見後に適切に対処できるよう支援すること。

2 2 地方分権改革の推進について

平成5年6月の衆参両院における憲政史上初めてとなる地方分権の推進に関する決議から始まる地方分権改革の取組により、機関委任事務制度の廃止による裁量の拡大、国から地方への税源移譲、農地転用や地方版ハローワーク等の権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方分権改革は着実に進展してきた。

しかし、法令の規律密度の高さや「従うべき基準」をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いており、さらに近年は地方公共団体に計画策定を促し、これに国庫補助金等のインセンティブを絡めることにより誘導する手法が増加するなどの課題も指摘されている。

また、現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方の役割分担について責任と権限の不一致を解消し、執行体制を踏まえて資源配分を行い、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

地方は自らの判断と責任において役割を果たすとともに、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国民的運動の上に地方分権を更に推進していく。

こうした認識の下、地方分権改革の推進について、以下のとおり提言する。

1 国と地方のパートナーシップの強化

（1）「国と地方の協議の場」の充実

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策では、機動的な対応に課題を残すものの国と地方が度重ねて協議を行い、感染拡大防止や医療提供体制の確保、経済対策について、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、これまでの国と地方の関係性が大きく変化し、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきた。

こうした好事例をさらに推し進め、国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくためにも、国と全国知事会が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。

- ・ 「国と地方の協議の場」について、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面での更なる充実を図ること。また、十分な議論ができるよう、時間を確保すること。

(2) 多様な行政主体の連携

- ・ 地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国が専ら所管している行政分野における地方との連携をより一層進めていくこと。
- ・ 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。このため、各地方公共団体への権限や財源の配分、義務付け・枠付けの見直しに合わせ、国・都道府県・市町村間において、人事交流や人材育成、職員同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

(3) 国と地方の役割分担の見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策においては、保健所を巡って、国の事務連絡によるガバナンスと、都道府県と保健所設置市・区それぞれの指揮命令系統によるガバナンスが存在することから、国と地方の役割分担が曖昧になり現場である保健所の負担となっていることが明らかになった。保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援すること。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法における知事の権限が総合調整とされているものの、依然として都道府県、保健所設置市・区の権限が並列であり、各都道府県における防疫上の方針の統一化が困難となっている。生活圏域は市域より広く広域的に対応する必要があることから、緊急時には、都道府県内で統一的な対策の実施を可能とするため、都道府県と保健所設置市・区との役割分担を見直し、都道府県主導で必要な措置を講じられる仕組みを構築することも含めて検討すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など、緊急時における国と地方の役割分担の検討では、国が広域的なマネジメントを図ろうとする動きが見られる。しかし、感染状況は地域によって異なり、個々の保健所の具体的な業務執行を国が統制するのは現実的ではない。まずは現場の感染動向を最も早く感知することができる地方公共団体において、機動的に地域の実情に応じた実効性のある対策を行うことが不可欠であるため、緊急時における国と地方の役割分担の見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映し、このことを可能とする制度設計とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を更に実効性のあるものとするため、地域の実情に応じたまん延防止等重点措置の運用を可能とするなどの見直しを行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場

等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

2 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。地方分権改革有識者会議においても、令和3年から「提案募集方式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討が行われた結果、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」が取りまとめられ、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において政府の基本方針とされたことは評価する。ついては、その方針を実行していくため、各府省自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。
- ・ 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ 今後、計画等の策定による地方の負担が増大することがないよう、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

3 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、地方分権改革有識者会議において、提案募集方式の取組に加え、制度的な課題として横断的

に見直しを行い、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。

- ・ 特に「従うべき基準」によって、制度の細かな運用の部分まで国が関与していることから、保育所における保育室等の居室面積に関する基準や訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準をはじめとして、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、見直しの実現に向けた検討を進めること。

（２）自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第３次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。

（３）事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。
- ・ 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 適正な法執行の観点や条例の制定改廃が必要となる場合などに地方公共団体が十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を法の公布後３ヶ月以内に行うこと。

（４）「空飛ぶ補助金」の見直し

- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方公共団体が実施する事業との連携が図られないため、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を

実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。

(5) 裁定的関与の見直し

- ・ 国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方公共団体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと。

4 地方分権を実現するための枠組みの強化

(1) 立法プロセスへの地方の参画

- ・ 地方が重要な役割を担う施策や地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、地方への情報提供を速やかに行うとともに、早期に地方と協議すること。
- ・ 議員立法においても新たな義務付け・枠付けが設けられている現状を踏まえ、これまで進められてきた行政面における地方分権改革から範囲を広げ、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」又は調査会の設置、内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権や事前情報提供制度のような地方の意見を反映させるための仕組みの創設など、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。
- ・ 地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時における実務レベルでの国・地方の協議を充実すること。

(2) 「地方分権改革特区」の導入等

- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

(3) 「提案募集方式」の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象として、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すことなく、また、個々の支障事例に拘泥せず、地方分権改革有識者会議等において見直しを行うなどの改革を図ること。加えて、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。

- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

5 地域間格差を是正するための地方分権改革の一層の推進

- ・ 国と地方の税収割合が6対4である一方、歳出割合が4対6と乖離がある。自主財源である地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分となるよう、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分をまずは5対5とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくこと。
- ・ 国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を補償し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。
- ・ 「地方固有の財源」である地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化や燃料価格・物価高騰等の影響による経済の下振れ等に加え、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が懸念される中で、新型コロナウイルス感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題に対応できるよう、地方交付税の増額など十分な対策を講じ、地方一般財源総額を確保すること。
- ・ 累増する臨時財政対策債については、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。
- ・ 地方の歳入の一定割合を占めている国庫支出金については、分野横断的かつ地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、より自由度の高いものへと見直すこと。

6 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、国が専門的知見を踏まえた対応方針を示し、都道府県は自らの判断で、国の対応方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を行うことができる体制の構築が求められており、国と地方が協働して困難な課題に立ち向かっていくことができる行政組織のあり方の検討を行うこと。
- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策

を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。

- ・ 諸外国の制度も参考にしつつ、地方税や地方交付税等に関する制度設計や配分に関して、地方代表の参画の下で政策決定する仕組みの導入に関する議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

23 参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

憲政史上初めて合区選挙が行われた平成28年の参議院選挙では、投票率の低下に加え、自らを代表する議員が選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

その後、令和元年の参議院選挙でも、合区した県における投票率の低下がより深刻度を増し、過去最低の投票率を更新する県が複数発生するなど、様々な弊害が顕在化しているところである。

また、合区制度では、合区した県の間で利害が対立する問題が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になるとの指摘があるほか、合区対象となる県の固定化に加え、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が全国へと広がり、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面する地方の実情が国政へ反映し難くなる状況が生じる。

このような状況は、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重要な問題であり、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じることにもなる。

これまで、全国知事会では、地方六団体合同による「合区早期解消に関する要請活動」を行うほか、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長へ要望活動を行うなど地方の声を継続的に国に対して訴えかけてきたところである。

令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が導入されたが、根本的な合区の解消には未だ至っていない。

このような中、去る7月10日に3度目となる合区選挙が実施され、鳥取県では、合区制度開始以降、連続で過去最低の投票率を更新する結果となった。島根県、徳島県、高知県の3県では前回を上回ってはいるものの、合区制度の導入前と比べると低い水準のままであり、合区を起因とした弊害が常態化しており、深刻度が増している。

国政に地方の意見をしっかりと反映させ、各地方の実情に合った施策の実現を図るため、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

なお、反対意見(大阪府)があったことを申し添える。

《政策要望》

【農林水産関係】

1 経済連携協定について

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

2 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について

- (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」等による革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

また、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、「環境保全型農業直接支払交付金」、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するための「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、水域の保全を行う「水産多面的機能発揮対策事業」に十分な予算を確保すること。

- (2) 2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、国と地方が連携した研究開発を推進するとともに、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、スマート農業の総合推進対策やみどりの食料システム戦略推進総合対策、林業イノベーション推進総合対策、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等に十分な予算を確保すること。

3 農業の振興について

- (1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、荒廃農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進することなどが不可欠である。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成、さらには、きめ細かな農業農村整備を

推進できるよう定額補助事業等の創設や拡充、地方財政措置の充実、国直轄による保全対策の対象拡大等を講じるとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入等、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

- (2) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の流域治水対策や農業水利施設、地すべり防止施設、海岸保全施設の老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災重点農業用ため池について、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたが、ため池の保安全管理に係る体制強化も重要な取組であることから「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修整備に必要な財源確保及び地方財政措置の更なる充実とともに、管理・監視体制の強化やため池サポートセンターに係る国の定額補助をその活動規模に応じて拡充するなど、ソフト面においても財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、国は、令和2年度から開始された、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組を推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援を拡充すること。

特に、水田や農業用ため池等において流域治水に協力する農業者が安心して営農を継続できるよう支援を充実させること。

- (3) 大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、更なる災害査定の簡素化や査定設計委託補助の拡充等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。
- (4) 世界的に穀物価格が高騰している中で、国産穀物を主体とした食料安全保障を確立していくため、中長期的な視点から、穀物の備蓄制度も含め、水田農業施策を見直し、国民の国産穀物の消費に関する意識変革や、食品製造事業者における米粉の活用促進など、主食用米の在庫解消にもつながる抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

- (5) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は全国一律の制度内容とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、大規模災害等による減収を基準収入の算定から除外する、新型コロナウイルス特例の期間を延長する、野菜価格安定制度との同時利用を恒久的に可能とする等、農業者の視点に立って制度の見直しを行うとともに、類似制度を含めた見直し等を行う際には、農業者のニーズや関係団体の

意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

- (6) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は、生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導により真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を一層推進すること。

また、食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の使用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WC S用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、制度の恒久化と安定した財源を確保するとともに、地域の実情に即した交付単価の設定と予算配分、令和3年度補正予算で措置された水田リノベーション事業、水田麦・大豆産地生産性向上事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。

なお、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに当たっては、地域特有の課題等を検証し、十分な配慮を行うこと。

- (7) 都道府県が継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置を確保すること。

- (8) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても、必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

集落や市町村、都道府県における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に、制度の継続を断念する集落があることから、事務手続の更なる負担軽減を図ること。

多面的機能支払交付金については、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するため、財源確保に努めること。

中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、集落戦略の策定に係る市町村の業務に活用できる推進費の確保を図ること。

環境保全型農業直接支払交付金についても、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

- (9) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。

また、「中山間地農業ルネッサンス事業」の実施に必要な予算を確保すること。

- (10) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を十分に確保するとともに、新設された経営発展支援事業においては、地方負担が生じることから、引き続き地方財政措置を確実に講じること。また、交付要件等を見直す際には、都道府県との事前調整や意見聴取を行い、地域の実情を踏まえた制度設計を行うとともに、現場への周知に十分な期間を確保すること。

また、農林水産業の活性化に向けて、農林水産業に携わる女性が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。

さらに、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入及び人材の育成・確保に対する支援制度の拡充など、経営発展への支援策を講じること。

加えて、発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談等を行う拠点（農業経営・就農支援センター）の運営に必要な予算を十分に確保すること。

特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策を講じること。

- (11) 農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を加速するために必要となる予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、農地の出し手や借り手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。

また、機構集積協力金交付事業については、経営転換協力金が令和5年度までで廃止される予定であるが、更なる農地集積・集約化に向けた新たな協力金を創設するなど制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

機構集積支援事業についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

- (12) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

- (13) 畜産・酪農における地域の生産基盤の強化と収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備、増頭奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

なお、増頭奨励金については、乳用牛も補助対象とし、引き続き、必要な予算を確保すること。

- (14) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病に

について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

① 家畜伝染病の発生に係る対応関連

- ・家畜伝染病が発生した際は、感染経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。
- ・大規模農場での発生や複数同時多発事例に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、国の財政支援を激甚災害と同程度まで拡充すること。
- ・また、都道府県のみではなく、国においても、派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援ができる体制を構築するとともに、防疫措置が円滑に進む仕組みを検討すること。
- ・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため、柔軟な対応を検討すること。

② 家畜伝染病発生時の経済的支援関連

- ・家畜伝染病発生予防目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。
- ・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。
- ・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において、家畜伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受入側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。

③ 豚熱の予防的ワクチン接種関連

- ・豚熱ワクチンの追加接種（免疫付与状況確認検査結果に基づき抗体陽性率が80%に満たない群において実施する接種）については、都道府県の人的及び財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
- ・子豚へのワクチン接種時期について、母豚の免疫獲得状況等を考慮して適時に実施することができる科学的知見を集積し、情報提供すること。
- ・また、適時の接種を行うため、ワクチンを厳格に管理するなどの一定要件が確認された場合に、獣医師の指示書に基づき、家畜所有者による豚熱ワクチン接種を可能とするなど、制度の見直しについて検討を進めること。

④ 野生動物関連

- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。
- ・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要となる予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関しては、環境省と連携し、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせた支援を行うこと。

⑤ 水際防疫関連

- ・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化

を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

- (15) 産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

- (16) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

また、都道府県間を広域的に移動する鳥類などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や共同駆除について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。

さらに、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減すること等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。

- (17) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・ 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・ 放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。
- ・ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- ・ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、これまで以上に国内外における正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

- (18) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を

撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

あわせて、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、同戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

- (19) 我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、改正種苗法については、円滑に運用されるよう、引き続き、農業者はもとより消費者や種苗業者などに対し、改正の趣旨や概要等について丁寧な説明を行い、自家増殖に係る許諾に関し、相談対応や情報の提供など必要な対応を行うこと。

- (20) 燃油の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃油価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充を図ること。また、補填対象油種にL P G（液化石油ガス）及びL N G（液化天然ガス）を追加するとともに、対象品目にきのこと類を追加すること。

さらに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格が高止まった場合でも畜産農家の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、「配合飼料価格安定制度」を拡充すること。

また、輸入粗飼料がコロナ禍での海上輸送の混乱により入荷の遅れ等が生じていることや、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により配合飼料原料の確保が不透明であることから、畜産農家が輸入粗飼料等を安定的に確保できるよう、必要な対策を講じること。

さらに、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向けた支援施策の拡充強化を図ること。

加えて、肥料については、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界情勢の影響により、価格の高騰や安定供給が困難となる状況にあることから、肥料価格の安定化に向けた仕組みの構築や肥料原料を安定的に調達できる体制づくりなど、必要な対策を講じること。

- (21) 農山漁村における6次産業化及び地産地消等の取組を着実に推進するため、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）」、「消費・安全対策交付金

(地域での食育の推進事業)」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化をはじめとした農山漁村発イノベーションの取組に必要な施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「農山漁村発イノベーションサポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く、農山漁村の多様な地域資源を最大限活用した新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための支援を復活させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」については、第4次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

さらに、コロナ禍における需要の底支えはもとより、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、県産食材の学校給食への提供に対する支援を恒久的な取組とするとともに、必要な予算を確保すること。

- (22) 輸出拡大にも資するGLOBALG. A. P.等の認証取得を促進するため、GAP認証を取得する産地の取組の支援を継続するほか、実需者の取引意向に関する情報提供を行うとともに、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充すること。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図り、GAP農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県GAPについても、制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

- (23) インバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」について、ウィズコロナを踏まえ、さらにはアフターコロナを見据えた取組を推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をコワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。

- (24) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト及びスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業の継続とローカル5G技術の公設試験研究機関における実証の追加、農業支援サービス事業体の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

また、IoTに対応した研究開発に必要な戦略的投資として、地方の試験研究機関の高速インターネット環境等の研究基盤を国が主導的に整備すること。

- (25) 農福連携を国民的運動として展開するため、国において、農福連携の意義や効果を発信し、国民一人一人が参画・応援する機運を醸成するとともに、相談窓口の設置やサポート人材の育成など、農福連携を推進し、支援する体制の整備を促進すること。

また、アフターコロナを見据え、農福連携による農産物等の生産活動やノウハウJASの認証取得と商品等の販売促進を支援する、工賃向上計画支援等事業補助金や農山漁村振興交付金（農福連携対策）について、都道府県等の要望に対応

できるよう、十分な予算を確保すること。

- (26) サツマイモ基腐病については、全国的な広がりが見られることから、被害軽減を図るため、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進するとともに、必要な予算を確保すること。

4 林業の振興について

- (1) 森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済を実現するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ・主伐後の再造林及び間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保
 - ・広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」など木材利用の普及・啓発の拡充
 - ・非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など、国産材の需要創出に対する予算の十分な確保
 - ・C L Tや木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進
 - ・国際博覧会などの様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信
 - ・I C T等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づく取組の推進
- (2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ・造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要となる路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策などの森林病虫害対策に必要な予算の十分な確保
 - ・社会的要請の高い花粉の少ない品種や成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリーへの転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要となる種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保
 - ・近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、山地災害危険地区等における治山対策等が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するため、財源確保と地方財政措置の充実
 - ・国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体（N P O）

に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実

(3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。

(4) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による新規就業者への研修等を支援するとともに、緑の青年就業準備給付金事業については、満額給付されていないことから、十分な予算を確保すること。

(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮（バーク）等の廃棄物処理について、国は、国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和5年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続すること。

加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

5 水産業の振興について

(1) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるよう漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とすること。

さらに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁やコロナ禍での魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引上げや加入要件の緩和など、漁業経営安定対策の充実を行うこと。

加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるとともに、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組と、それを支える海洋環境情報の提供・活用の推進、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。
- ・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯 27 度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
 - ・日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
 - ・ロシア連邦との協定に基づく漁業について、操業機会を確保できるよう配慮すること。また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。
 - ・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。
 - ・近年、北太平洋公海域では、外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源が減少していることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど、実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
 - ・太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
 - ・パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋等への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、環境汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。
- (4) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。
- (5) 近年、海水温の上昇などの海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚げ量や養殖生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、漁場環境改善推進事業等による赤潮等の被害軽減の対策技術の開発や水産資源の回復、新たな赤潮発生海域における発生原因の早期究明等に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援などの漁業構造改革総合対策事業等に、必要な予算を確保すること。
- また、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、海域ごとの生産力向上に資する取組に向け、科学的根拠を更に整理するとともに、地域の実情に応じた栄養塩類管理計画が策定されるよう、きめ細かな支援を行うこと。

- (6) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備、生産・流通機能の強化や漁村の活性化に資する漁港整備等を計画的かつ着実に推進するとともに、漁業法改正に伴う新たな資源管理制度への移行に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。
- (7) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害や地震・津波等の大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化など、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。
- また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。
- (8) 海難事故発生時に救助活動等を行う救難所は、漁業者の相互扶助を基本理念とした民間団体であるが、レジャーによる海難事故への対応など、求められる役割が変わってきていることから、所員の身分保障制度の確立と救助活動経費に対する支援を行うこと。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、度重なる休業要請・営業時間短縮要請などにより、宿泊業や飲食業を始めとした多くの業種が疲弊しており、さらに、生産年齢人口の減少に加え、脱炭素化やデジタル化への対応など、労働者・企業等を取り巻く環境が劇的に変化している。

また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響による供給網の混乱が生じており、加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や異常気象等に起因する資源・エネルギー・食料価格の高騰などに引き続き十分に対応していく必要がある。

こうした中、我が国が、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格の高騰などの影響を受ける経済の下支え・回復と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化と適切な金融政策運営が必要である。

ついては、政府においては、あらゆる施策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策やエネルギー・原材料の安定供給対策に万全を期し、労働者・企業等を迅速かつ強力に支援するとともに、ポストコロナ時代を見据えて、DXや2050年カーボンニュートラルの実現に向けた投資を呼び込む成長戦略と、多様な人材の活躍推進や人への投資による労働生産性向上と労働力確保を進め、経済の成長と所得の向上、格差の是正を実現すること。

また、日本銀行においても、企業等の資金繰り支援や物価安定に向けて、適切な金融政策を実施すること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政におけるデジタル化の遅れやデジタル化を阻害している制度・規制、場所や時間に捉われない働き方、民間企業におけるビジネスモデルの刷新など、様々な課題を顕在化させた。こうした状況の中、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会における環境整備のため、国家戦略特区やデジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議における取組により、大胆かつ迅速に規制改革を進めること。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国・地方公共団体・企業・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた道筋を明確にするとともに、次世代エネルギーやトランジション期における天然ガスの活用等において、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないとの観点を踏まえた上で、エネルギーの供給側・需要側の双方における具体的方策を示すこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響及び経済安全保障の重要性の高まりに伴い、様々な産業において生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンを構築する必要があることから、企業の投資インセンティブを高める強力な財政支援を継続・拡充すること。

(5) 地域の大学、高等専門学校、企業、産業支援機関、地方公共団体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発や研究成果の社会実装への取組を支援する制度を創設、拡充すること。

また、イノベーションの重要な担い手であるスタートアップを生み出し、成長を支える環境整備に向けて、挑戦する機会の創出や公共調達の促進など、地方公共団体が取り組むスタートアップ支援施策に対する十分な地方財政措置を講じること。

(6) 世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みが続いており、航空機産業関連事業者は厳しい経営環境に直面していることから、防衛機や防衛装備品を始めとした官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続など、事業継続の支援を行うこと。

併せて、航空機産業は世界的には 2040 年までに現在の約 1.6 倍と大きな成長が見込まれている成長産業であることから、航空機需要が回復した後に更なる成長が遂げられるよう、地方が行う競争力強化等の取組に対し支援を行うとともに、完成機プロジェクトを国策として強力に推進すること。

3 中小企業の振興について

(1) 地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るため、輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策や、DXによる生産性向上を進めるためのデジタル技術導入やデジタル人材の確保・育成及び 2050 年カーボンニュートラルに向けた設備投資等に対する支援の充実・強化を図ること。

(2) 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、民間金融機関を通じ既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間、据置期間及び償還期間の延長、条件変更及び借換に伴う追加保証料の補助など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるとともに、政府系金融機関の融資制度において、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。

また、感染症による影響や経済情勢を踏まえたセーフティネット保証制度の弾力的な運用や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長及び金融機関に対する指導や返済猶予も含め、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うこと。

さらに、政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、民間金融機関の協調融資を呼び込む環境の整備を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

- (3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

また、「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう引き続き柔軟に対応すること。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や資材不足、エネルギー・原材料価格の高騰により、小規模事業者の経営が回復するまで長期の時間を要することが予想され、商工指導団体による事業者への伴走支援が今後さらに重要になることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、既往貸付分にかかる分を含め違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、中小企業の廃業の増加が懸念される一方、新しい生活様式などの経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、都道府県が行う地域経済の活性化に向けた起業・創業希望

者への支援施策に対し、十分な地方財政措置を講じること。

- (9) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、必要に応じた担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

さらに、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (10) 近年、多発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、税制措置の充実を図ること等により事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化を支援すること。

- (11) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

- (12) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や不安定な国際情勢などに円安傾向も相まって、原材料・エネルギーコストが上昇しており、中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれている。原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向けて、実効性ある下請事業者の支援対策を強化すること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 雇用調整助成金の特例措置をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する雇用対策の支援策については、感染症の影響が長期化しているため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実に行うこと。

また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や相談体制の充実、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報と活用促進を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職活動の様式が大きく変化しているほか、企業の採用活動に与える影響も先行き不透明であることから、新規卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、厳しい経営環境の中にあっても、若年者への採用に積極的に取り組む企業への支援を充実すること。

- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
- (4) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (5) 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (6) 企業の規模にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）、精神障害者である短時間労働者に関する障害者雇用率算定方法の特例措置の延長等により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。
- (7) 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援強化やデジタル化に対応した訓練内容の充実を図るとともに、訓練実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図ること。
さらに、委託先の民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（e ラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うこと。
また、認定職業訓練を含めた在職者向け訓練については、訓練内容の充実とともに、労働者が積極的に訓練に参加できるよう、事業主に対する支援強化を図ること。
- (8) 働きやすい環境を整備することは、地方における質の高い労働力の確保にもつながるものであることから、柔軟で多様な働き方の実現に向けた長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク・副業・兼業等の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (9) 非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方公共団体の取組について必要な財源措置を講じること。
また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策等の充実を図ること。

- (10) 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定手数料の減免措置を実施しているが、令和4年度から変更された減免措置に係る国の補助対象者の年齢等の対象範囲を拡大するとともに、「技能向上対策費補助金」の十分な予算確保を含め、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、事業費縮小や対象要件の見直しにより、高校生等が熟練技能者の指導を受ける機会が減少していることから、対象要件について見直し以前の水準と同等以上にするとともに、必要な財源の確保を図ること。

- (11) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

さらに、「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

また、地方公共団体の施策立案に資するよう、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。例えば、統計情報については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」や法務省の「在留外国人統計」において、地域の状況を正確に把握できるよう、より詳細な集計区分を追加するなど、施策の基礎となる情報の充実を図ること。

- (12) 変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化中、在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、出入国手続等の情報提供の徹底、帰国困難な元技能実習生や留学生等でやむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

- (13) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、「就職氷河期世代支援に関する政府の取組方針」（令和4年5月12日）において令和5年度からの2年間も支援を継続することとされているが、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財源措置を講じること。

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。

また、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや使途の拡充及び少額な事業に係る費目間の経費配分の変更事務の簡素化など制度の改善を図ること。

併せて、新型コロナウイルス感染症や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。

【国土交通・観光関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

- (1) 地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

一方、昨年 12 月の「令和 4 年度予算の編成等に関する建議」においても、社会資本が概成しつつあると示されたが、地方においては全くその実感はなく、いまだに高規格道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、国と地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、生活、仕事、住居等において、コロナ禍により大都市への集中から地方への分散へと価値観の変化とも言うべき社会変容が起こっている。

このため、ポストコロナを念頭に豊かで活力ある地方創りを加速前進させていくため、地方創生回廊を構築し、分散型の国づくりを戦略的に進め、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。

また、2025 年日本国際博覧会（大阪府大阪市）、2027 年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

中長期的な見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

加えて、社会資本整備を支える担い手の確保・育成を図るため、デジタル技術を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を加速させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

- (2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大幅に減少したことに加え、昨今の燃料費高騰により、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、同じく厳しい経営を強いられている航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの早期回復が進むよう積極的な政策を実施すること。

地方空港では今なお、国際定期路線を中心に多くの運休・減便が発生している状況を踏まえ、航空会社にとって固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・回復に引き続き必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社においても、航空会社同様厳しい経営環境を強いられていることから、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予、空港施設の整備に関する無利子貸付の対象拡大、空港運営事業期間の更なる延長などの支援を引

き続き行うとともに、事業継続のための直接的な支援についても実施すること。
また、着陸料等の収入が大幅に減少した地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を行うこと。

さらに、各地方空港における新型コロナウイルス感染症の水際対策に係る検査体制整備については、国の責任において迅速に実施すること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進について

- (1) 我が国では、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の大規模な自然災害が毎年のように相次いでいる。

こうした中、国においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年からスタートさせ、地方においてもこれを積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

これまで、令和2・3年度補正予算において措置されたところであるが、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

加えて、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。

- (2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、更なる改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講ずること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や法面对策を進めること。あわせて、発災後の迅速な復旧復興を支援する道の駅や公園等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充や災害対応に必要な資機材の更なる確保を図ること。

加えて、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において効率的な調査手法の導入推進を図るとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (3) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害リスクの増大に備えるために、「流域治水」の考え方にに基づき、堤防整備や河道掘削及びダム建設はもとより事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、雨水貯

留施設や下水道等の整備などの流域全体において水災害を軽減させる対策を講じること。

さらに、流域治水の取組を強力に推進するための流域治水関連法の整備を受け、河川への雨水の流出抑制や、民間施設等も活用した流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりなどの取組を強力に推進すること。

- (4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設などの整備に必要な予算を確保し、着実に推進すること。
- (5) 港湾機能の強化や高規格道路のミッシングリンク解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立あるいは、広域及び地域におけるネットワークのリダンダンシーの確保・確立に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。
- (6) 北海道・東北・北陸地方や近畿・中国地方の日本海側各道府県における近年の大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等に対する必要な予算を確保し、5か年加速化対策等により着実に推進すること。

3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について

今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けた老朽化対策を加速させる必要がある。そのため、点検結果により明らかになった要修繕箇所の対策を早期に完了させるために、必要な予算・財源を措置すること。あわせて、定期点検及び診断を適切に実施するため、定期点検等が補助・交付金の対象になっていない施設について、補助の対象にすること。またその際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。

加えて、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進や技術者の育成などを含め、インフラメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

4 道路整備の推進等について

- (1) 高規格道路の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、災害による脅威とポストコロナ時代の「新たな日常」に対応していくためにも、ミッシングリンクの解消、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高規格道路が国全体のネットワークとして機能する

よう、国の責任において早期整備を図るとともに、地方が行う高規格道路の整備推進のため、補助事業による重点支援を行うこと。

また、高規格道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。そのため4車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、無料区間においても、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討を進めること。あわせて、事故防止対策や逆走防止対策等、高規格道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利活用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。

- (3) 高速道路料金については、首都圏、近畿圏及び中京圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入され、首都高速では令和4年4月に料金が見直された。その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。

また、地方においても、利用者ニーズや必要なネットワーク整備のスピードアップも考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。

- (4) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による、更新事業等の追加や暫定2車線の4車線化などの機能強化に必要な財源を安定的に確保する措置を、地方の意見を聞きながら検討し、具体化を図ること。

- (5) 早期のETC専用化の実現に向け、ETCの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。

また、ドライバー不足が深刻な問題となっている物流システムの効率化を図るため、高速道路での自動運転を実現するための新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。

- (6) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分に反映すること。また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

- (7) 無電柱化は緊急輸送道路等の安全性の確保に加え、景観形成・観光振興等の観点からも重要であり、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算を確保すること。

- (8) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した通学中の児童が犠牲となる痛ましい交通事故等を踏まえ、通学路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、新たに創設された交通安全対策補助制度などにより、地方公共団体が行うソフト対策の強化とあわせた交通安全対策について、技術的、財政的な支援を着実に推進すること。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえたサプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・RORO船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進、洋上風力発電の導入促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、クルーズ船寄港のキャンセルが相次ぎ、厳しい状況が続いていることから、旅客ターミナル等における感染防止対策やクルーズ船社と地域の相互理解の促進等を支援し、安心してクルーズを楽しむ環境整備を推進すること。

また、アフターコロナを見据え、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

さらに、寄港地への高い経済効果が期待されるスーパーヨットの受入環境の整備を推進すること。

加えて、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

- (3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

- (4) 港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

- (5) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成 27 年 1 月 14 日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）及び「北陸新幹線の取扱いについて」（令和 2 年 12 月 16 日 国土交通大臣）に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線と JR 路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JR に対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

特に、リニア中央新幹線については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）に基づき、建設主体による来年 2023 年からの名古屋・大阪間の環境影響評価の着手に向け、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行うこと。

加えて、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げするなど新幹線の整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の燃料費高騰により、一段と厳しい環境にあること、また、その将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。また、地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしつつある運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合が

あることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

また、ＪＲ北海道やＪＲ四国、第三セクター鉄道をはじめ、地域公共交通を運行する多くの事業者は経営基盤が脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から 30 年以上経過し、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化しているＪＲ本州 3 社及び九州についても、引き続き地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、一定の経営支援を講じること。

また、鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、ＪＲ各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うとともに、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって廃止等がなされることがないように沿線地域の意向が尊重される仕組みを検討すること。

なお、国鉄改革における分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿を検討すること。

さらに、地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。特に高齢化や人口減少の進展が著しく、自家用車への依存度が高い中山間地域等での、自動運転をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うこと。

- (2) 地域公共交通制度について、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲や、公共交通不便地域の解消に向けた地方公共団体の取組に対する財政支援の充実など、地方公共団体が地域の公共交通の形成に主体的に関与する仕組みづくり及び必要な支援を検討すること。
- (3) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ＩＣカード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに日本版ＭａａＳの早期実現と普及を図ること。
- (4) 内航フェリーやＲＯＲＯ船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しや昨今の原油価格高騰並びにＳＯx規制強化に伴う燃料価格の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一段と厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。

- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。
- (6) 子育て世帯から高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

8 航空路線の維持・充実等について

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 新型コロナウイルスなどの感染症の拡大や自然災害などに際しては、地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や雇用対策などについて、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用を行い、事業者の事業継続と雇用の維持・確保を支援すること。あわせて、感染拡大が一定程度収束した段階や災害後などにおいて、観光需要の速やかな回復に向けた国内外からの誘客のための具体的な取組に対する支援策や移動自粛により生じた損失に対する総合的な支援を速やかに講じること。
- (2) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者等の出入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続きの改善等を進めるとともに、感染症の発生リスクを考慮した水際対策との両立が可能な受入体制の整備を促進すること。
また、クルーズ船の入港にあたっては、感染症対策等リスク管理も含め、事前に国が、国、寄港地、クルーズ船社等の役割など感染症対策の各港共通のルールを示すとともに、危機管理に関する積極的な対策を実施すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる影響を受けた地域の回復、訪日外国人旅行者の今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策や安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信、訪日誘客支援空港への支援の継続や支援策の拡充、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。

- (4) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

このため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に対する支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

また、高齢や障がい等の有無にかかわらず誰もが安心して旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの推進、ワーケーションなど「新たな旅のスタイル」の普及・定着、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、観光施設や道の駅等のキャッシュレス環境整備、災害時の情報伝達など緊急時の対応、観光人材の確保・育成、国際競争力の高いスノーリゾートの形成等の滞在コンテンツの造成などに取り組むこと。加えて、分散型旅行の普及・啓発など、より多くの旅行機会の創出に繋がる取組を推進すること。

- (5) 観光業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講じること。

- (6) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援するとともに、快適な旅行環境の創出や観光地における渋滞解消等のための対策、さらには、サイクルツーリズムの推進を図ること。

- (7) ワールドマスターズゲームズ関西や第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）・第5回アジアパラ競技大会などの国際的なスポーツ大会の開催を、訪日外国人旅行者の全国各地への誘導を通じた地域経済活性化の好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講じること。

- (8) 国際観光旅客税については、DMO等の取組も含め、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

- (9) 特定複合観光施設（IR）区域制度は、新型コロナウイルス感染症収束後の観光及び地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される。日本型IRによりもたらされる高い政策効果が最大限に発現されるよう、区域認定後のIR整備に対する総合的な対策を講じること。あわせて、その趣旨が社会全体に正しく

浸透するよう努めるとともに、I R整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症や感染症等について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講じること。

- (10) 令和4年4月23日に知床遊覧船所有の観光船の海難事故が発生し、国においては、「知床遊覧船事故対策検討委員会」を設置し、安全対策の総合的な検討を進めているところ。今後このような痛ましい事故が二度と繰り返されることがないように、国は、今回の海難事故の早急な原因究明と、各地域の気象・海象や事業者の実情を踏まえ、再発防止のための安全対策の検証を行うとともに、引き続き事業者・関連業界への安全運航等の指導を行うこと。

また、国は、交通事業者に対して安全運航等の徹底について注意喚起を行ったところであるが、引き続きの指導、啓発を行うこと。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域及び辺地、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。

また、現行の離島振興法の期限終了後も、引き続き離島振興策を講じていくための制度を構築すること。

- (2) 平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

また、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、同法に規定する事項とする）の基礎調査について、調査対象、調査内容、調査方法等を政省令やガイドライン等により明確にすること。また、調査の実施や指定に係る地元への説明・調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援を、国の責任において確実に行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について、区域指定の

考え方に地域格差が生じないよう、政省令やガイドライン等により明確にすること。また、他の法令による指定区域と重複する部分について考え方を明確にすること。

- (3) 盛土等に関する工事等の許可について、全国同一の判断や申請手続きが行われるよう、許可基準や考え方、必要書類等について政省令やガイドライン等により明確にすること。また、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度の普及啓発に率先して努めること。
- (4) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。
- (5) 法の施行に当たっては、執行体制の確立や予算措置など準備が必要であるため、十分な準備期間を設けるとともに、法の施行に係る基本方針や政省令等を早期に明示すること。また、国土交通省や農林水産省をはじめ各省庁が連携し役割分担を明確にした上で制度設計するとともに、既存の関係法令や自治体の条例による規制と新法の適用関係を明示すること。
さらに、市町村や警察との情報共有や指導の具体的な連携方法などについて、ガイドライン等により明確にすること。
- (6) 法の施行状況、関連する法令の運用状況等を踏まえ、同法の規制区域外における規制のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を検討すること。

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、持続可能な地域医療の体制を構築するため、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、既存の地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

あわせて、地域医療構想の実現に向けては、地域全体の医療の将来像について関係者間で地域の実情に応じて議論を行うことが必要であることから、地域医療介護総合確保基金の配分にあたっては、実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進にあたっては、地方とも丁寧に協議をしながら、慎重に検討を進めるとともに、病床設置の特例制度に係る要件の緩和など地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

特に、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しに係る地域での協議については、国が公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証にあたり分析対象とした急性期以外の機能（外来機能、回復期機能、慢性期機能、新型コロナウイルス感染症に関する機能）に係る診療実績等の分析データを都道府県へ提供するとともに、医療機関や地域の自主性に反する病床の削減や統廃合を誘導するのではなく地域医療構想調整会議の合意結果を尊重の上、今般の感染症において公立・公的医療機関や民間医療機関が果たした役割や連携状況を十分踏まえた進め方となるよう早期に方針を示すこと。

なお、次期計画である第8次医療計画策定において、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項を追加することとされたため、新興感染症等への対応について、医療計画と地域医療構想の整合性に配慮し、医療法に基づく基本方針や指針等について、検討段階から情報共有を随時行うとともに、早期に発出すること。

また、地域医療構想の2026年以降のあり方について、第8次医療計画の策定作業と併せて対応できるよう、新興感染症等の発生も踏まえた必要病床数の考え方を整理するなど早期にその方向性を示すこと。その際、医療計画の計画期間と整合を図ることはもとより、医師の働き方改革や医師偏在対策などの関連する取組の工程とも連動したものとする。

さらに、感染症対応のための施設・設備に係る基準や、基準に適合するための改修等のかかり増し経費への財源措置について、早期に示すとともに、現に新築・改修等を実施している医療機関の計画変更等に対しても柔軟な対応や財源措置を行うこと。

加えて、今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入については、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

ウ 外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国においてわかりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図るほか、紹介受診重点医療機関設定の協議準備に要する期間を確保するため、早期の情報提供・還元を行うとともに、地域の実情に応じた協議期間の設定について配慮すること。

エ 多くの医療機関では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず厳しい経営状況にあることから、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所については、感染防止対策支援事業の令和4年度の継続や、単価アップ・補助範囲の拡大等の拡充、サービス提供体制確保事業の拡充など、必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、通常医療を行う医療現場においても、今後の新興感染症等対応を見据えた感染症対策を講じ、体制を構築する必要があることから、令和3年度まで実施していた感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業の継続支援等、感染防止対策への必要な措置を講ずること。

なお、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

オ DMA Tの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

カ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題

となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。その使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。

キ 公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されたところであるが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

ク 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

（２）医療人材の確保

ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。

イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で流行している状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになってきていることから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、新たに医療計画の記載事項として追加となる新興感染症等の流行拡大時における医療を含めた５疾病６事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。

ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。

エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。併せて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行

うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設も併せて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

併せて、専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

また、都道府県独自の歯科医師、薬剤師の修学資金の貸与などの事業についても、財源として地域医療介護総合確保基金を弾力的に活用できるようにすること。

キ 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があると考えるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このため、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

ク 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようにすること。

ケ 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療や周産期医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないよう、宿日直許可の実態や課題を把握した上で必要な支援を行うこと。また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、ブロック別に説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が違うことを踏まえ、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。

加えて、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないと考えするため、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅵを活用可能とすることなどにより、県による大学病院への医師派遣に対する支援ができるようにすること。

コ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、

国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等にあたっては、地方の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、地方から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

併せて、専攻医募集にあたっては、制度本来の目的を鑑み、研修の質を担保することについて十分な考慮をした上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえるなど、シーリングの算出にあたっては、機械的に算出することなく、また、厳格な適用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

併せて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあっては、派遣先が特定の地域に偏ることのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

また、専門医資格の取得・更新時においても、積極的に地域医療へ従事することを促すため、例えば、派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みとするなど、実効性のある仕組みを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

なお、その実施にあたっては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を踏まえた仕組みとすること。

サ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

シ 新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

ス 令和4年2月から実施されている看護職員等の収入引上げの措置に関して、令和4年10月以降の更なる対応については、診療報酬により対応することとされているが、看護職員等の処遇が確実に改善されるよう、適切に制度設計を行うこと。

セ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に行うこと。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化

を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

2 医療保険制度改革の推進について

（１）医療保険制度

ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。

イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、その際に、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとする。

ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に新型コロナウイルス感染症や後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ 保険者努力支援制度を抜本的に強化するために令和2年度から設けられた「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、その用途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国が市町村に対し提供する国民健康保険市町村事務処理標準システム（以下「国保標準システム」という。）について、これから導入に向けた検討・準備を開始する市町村が多いこと、導入時期が集中することでシステム導入を担う事業者が不足し、導入時期が延びていくことが見込まれること等の事情を踏まえ、円滑な導入を推進するために、国において令和5年4月以降の導入に要する費用についても財政支援を行うこと。

また、同システムの導入を更に推進するため、国の交付金に係る申請データの自動作成など、システムの機能充実に取り組むこと。

さらに、現在国で検討されている標準仕様に準拠したシステムへの移行及び利用は、令和7年度までに実施することとされており、標準仕様に準拠したシステムは、ガバメントクラウドを活用することとされている。国保標準システムについては、これまで都道府県単位の共同利用クラウドでの導入が推奨されているが、ガバメントクラウドとの関係性（ガバメントクラウドの利用に係る運用費用や財政支援のあり方）について早期に示すこと。

また、標準仕様に準拠したシステムへの移行は、市町村国保業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、国保標準システムを既に導入している市町村及びこれから導入する市町村に影響が出ないよう適切な対応を検討すること。加えて、移行に係る財源措置は令和6年度までと検討されているが、システム更改時期は都道府県・市町村によって異なるため、財源措置の期間及びガバメントクラウドの活用開始期限の見直しを適切に行うこと。

カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。あわせて、財政安定化基金については、不測の事態における財源不足に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するために必要な財政措置を講じるとともに、すでに都道府県に措置されている財政安定化基金（特例基金・財政基盤強化分）の執行残についても同様に活用できるよう検討すること。

キ 令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について引き続き検討を行うとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、あわせて、全ての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

ク 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一など法改正を含めた対応が進んでいるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うこと。

ケ 後期高齢者の窓口負担における2割負担の導入については、令和4年10月からの施行が決定されたところであるが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながらないことがないように、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

コ 全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

サ マイナンバーカードの保険証利用については、国の責任において国民及び医療機関への普及・啓発を進めるとともに、国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとと

もに、明確な地方財政措置を講じること。

- シ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論にあたっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。
- ス 国保連が運用する国保総合システムについて、国は社会保険診療報酬支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改を求めているが、当該目的達成には通常の変更比べ費用のかかり増しが生じる。国保は被用者保険に比べ財政基盤が弱いこと、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により被保険者の所得にも影響が出ていること等を踏まえ、更改やその後の運用に係る費用について、審査支払手続等の引上げなどにより、最終的に保険料（税）へ転嫁されることを回避するため、引き続き十分な財政支援を行うこと。
- セ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対する国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際の財政措置について、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、引き続き減免額の全額を国が財政措置すること。
- ソ 新型コロナウイルス感染症対策として行われる診療報酬の特例措置や感染症患者に対する治療等に伴い発生する医療保険者の医療費負担の増大について財政支援を行うこと。

（２）医療費適正化の推進

- ア 第四期医療費適正化計画に向けた見直しにあたっては、国がその役割と責任を果たすという前提に立った上で、都道府県、区市町村、医療保険者、医療機関等の関係者がその役割に応じた取組を行える仕組みとなるよう、都道府県と十分協議の上、検討をすすめること。
- イ 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。
- ウ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命の算出にあたっては、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用すること。

ただし、算出・公表にあたっては高齢化が著しく進展している市町村等への配慮に努めること。

イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要となる実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところであるが、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

エ 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、HPVワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、HPVワクチンについての知識の普及

に要する経費への財政的支援を行うこと。

なお、HPVワクチンの積極的勧奨が再開されたことを踏まえ、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、副反応が生じた場合に備えた医療提供体制の構築のために必要な支援を強化すること。

オ ガン治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピアランス）に関する支援制度を創設すること。

4 超高齢社会への対応について

（１）地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

（２）高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

（３）認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤の下、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちが就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

（４）介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、日本語教育の支援の充実を図るとともに、介護福祉士国家

試験における表記について、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

エ 更なる処遇改善を図り、効果検証に基づく継続的な制度改善を通じて、経験・技能のある人材を育成するとともに、生産性向上に向けた取組の好事例を全国に横展開させるなど人材の定着を促進する実効性のある施策を強力に推進すること。

オ 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために重要な役割を果たす介護支援専門員の安定的な人材確保のため、居宅介護支援事業所における処遇改善加算の創設を図ること。

カ 都道府県が行う介護人材確保の対策に対し、地域医療介護総合確保基金事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、原油価格や物価高騰による高齢者施設の支出増加の影響を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

5 少子化対策の推進について

(1) 子ども・子育て支援施策等の充実・強化

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国は予算規模を拡充した上で、結婚支援センターの運営を含む複数年にわたる同一事業の対象化など地域少子化対策重点推進交付金の運用や、不妊・不育症治療への経済的負担軽減、出産育児一時金の増額、子育て世代包括支援センターへの財政支援など、結婚及び子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、都道府県や市町村に過大な負担が生じないよう、国において必要十分な財源の確保と適切な措置を講じること。さらに、0～2歳児についても全ての世帯を無償化の対象に加えること。

(2) 待機児童解消に向けた受け皿整備

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「新子育て安心プラン」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備については、国の責任において着実に推進すること。

(3) 保育士等の確保と保育の質の向上等

保育士等の確保が厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き保育士等の更なる処遇改善に確実につなげるための公定価格の見直しや潜在保育士の再就職支援等を推進すること。

また、子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に盛り込まれている1歳児及び4、5歳児に係る職員配置の改善についてはもちろんのこと、全て

の年齢別の職員配置改善の早期実現や研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

あわせて、政府が給付した医療従事者や介護施設、障害福祉施設の職員に対する慰労金と同様に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中にあって、三密対策が困難な厳しい環境の中で勤務を継続し、子どもたちの居場所の確保に尽力している保育士等の児童関係施設の職員に対して、慰労金の支給を行うこと。

(4) 切れ目のない子育て家庭支援

保育所等を利用せず家庭で育児を行う世帯が多数いることから、全ての子育て世帯が負担軽減を享受できるように在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築するほか、多子・多胎児世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子・多胎児世帯に有利な税制等の構築や、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保、民間による多様な放課後児童の居場所づくり、利用料の無償化など、より一層の財政支援と経済的負担の軽減を図ること。

(5) 子どもの医療費制度

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、全て廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

(6) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなど柔軟な働き方の導入促進、海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得に向けた取組の充実など、多様な担い手による育児・家事参画の促進と、希望する誰もが就業でき働き続けることができる仕組みを構築することでキャリア形成に対する支援の拡充を図るとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に向けた施策を強化するなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

(7) 児童扶養手当額の拡充

全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）の結果によれば、世帯の平均年間収入は、母子家庭、父子家庭ともに児童のいる世帯を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の拡充を図ること。

(8) 医療的ケア児の保育等に係る支援の拡充

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）の設置者並びに放課後児童健全育成事業を行う者に、その設置する保育所等に在籍する又は当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが責務とされたことから、看護師等配置に係る補助率を更に引き上げる等、財政措置を一層拡充すること。

6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

(1) 子ども・家庭に応じた支援

令和元年11月の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。

とりわけ、母子世帯は依然として厳しい経済状況にあることから、各家庭に応じた総合的な支援制度の創設など、ひとり親家庭施策の更なる充実を図るとともに、養育費に至っては、母子世帯の子どもの約3割しか受け取れていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じること。

このほか、「地域子供の未来応援交付金」の予算規模・対象事業の拡大、都道府県等が行う子どもの貧困に関する調査への十分な財政支援・全国の比較分析、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援についての国庫補助の事業費上限撤廃・補助率引上げなど各自治体が行う子どもの貧困対策の充実のために必要な施策を講じること。

(2) 児童相談所の体制整備

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の実現に向けた支援等

平成28年改正児童福祉法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて各都道府県が策定した「都道府県社会的養育推進計画」の実現に向けてフォスタリング機関の設置等必要な財源を確保するとともに、施設等における人員配置の適切な見直しや人材確保なども含めた各自治体を使いやすい支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性及び里親制度について広く国民に対し周知すること。

(4) 一時保護実施特別加算費の改善

要保護児童の一時保護先の確保手段として、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進が図れるように、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。

また、現状の一時保護実施特別加算費の支給基準では専門職の人件費等に十分に対応できず、本体施設の運営費を繰り入れて不足額分を支出している状況にあることから、専門職を配置した場合や入所児童の生活・学習環境の改善を図る場合の加算費の支給基準の見直しを行うこと。

(5) 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充

重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象とすること。

(6) 新生児聴覚検査機器整備に係る補助制度の拡充

新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において検査や精密検査が受けられるよう、新生児聴覚検査の機器の買い替えや、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。

(7) 子どもをわいせつ行為から守る環境整備の早期実現

子どもの心身に重大な被害を及ぼし、健やかな成長を阻害するわいせつ行為等から子どもたちを守るため、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版D B S）の導入に向けた検討を早期に進めること。

7 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

- ア 改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。
- イ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における支援体制の整備や人材育成等の取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。
- ウ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。
- エ 地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、処遇改善面の更なる財政支援の見直しを含め、適切な措置を講じること。
- オ 原油価格や物価高騰による障害者施設の支出増加の影響を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。
- カ 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。
- キ 手話言語法の制定を図るほか、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことから具体的な施策について早期に示すとともに、実施のための十分な財政措置を講じること。
- ク 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。
- ケ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

- ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。
- イ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対

策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

(3) 療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

8 生活困窮者などの対策について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響に加え、今般の原油価格高騰による影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除要件や償還猶予の適用等の見直しを行うこと。

9 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されているところであるが、多機関協働事業等の都道府県負担導入時には、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整するとともに、移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を継続すること。

また、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

(2) 孤独・孤立対策の推進

孤独・孤立対策については、令和3年12月に孤独・孤立対策推進会議において決定された「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく施策を着実に推進するとともに、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識の下、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、人材育成への支援等の充実を図る

こと。また、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

(3) 退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪を犯した者の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、従来事業の対象ではなかった、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰に繋げる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(4) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

(5) 自殺対策の推進

新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化に伴い、自殺者が高止まりしていることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

(6) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、法令上にケアラー・ヤングケアラーが支援の対象であることを明確化し、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにすること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築やケアラー・ヤングケアラーが自発的に声を上げやすい環境づくりを行うとともに、ヤングケアラーについては、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

(7) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされることがないように、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実にを行うこと。

また、行政機関や事業者においては、法改正に対応するための十分な準備期間が必要なことから、施行日について早めの通知を行うこと。

あわせて、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(4) 部落差別の解消

部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。

(5) 様々な人権課題への対応

児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワ

ーカーやその家族、さらにはワクチン未接種者や外国人等に関するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

11 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、犯罪被害者等が迅速に犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。

また、犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による犯罪被害者支援弁護士制度を創設すること。

併せて、地方公共団体が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を継続・強化できるよう、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) Society5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる状況が生じつつある上に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代になってきている。こうした時代の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育振興基本計画の推進や新学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、育児休業取得者等の増加に伴い、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保及び必要な制度の見直しを図ること。特に、義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、中学校及び高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。また、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。特別支援学級については、在籍児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、特別支援学級の学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。

また、教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高める教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化に必要な取組を推進するとともに、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。

急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。特に、新型コロナウイルス感

感染症の影響により様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒が増加していることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員及び教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置についても、感染防止対策及び教員の負担軽減の両面から学校を支える施策であることから、令和2年度と同様に、地方負担分の全額について内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当できるようにすること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

- (2) 高等学校等就学支援金制度については、支給月数の制限、単位制高等学校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。また、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図るとともに、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加しているため、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度の拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、就学支援金の認定処理を行うに当たって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給に当たっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えたいことを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

- (3) 幼児期における教育によって育まれる非認知的能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与え、人格形成の基礎を培う

重要なものであることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等における特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図ること。

（４）いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

（５）大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応やDXの加速化、SDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

- ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地方創生に資する共創の拠点として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や基盤となる施設の老朽化対策等に係る施設整備費補助金、公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
- ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着定した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。
- ・長期的にも必要とされるデジタル人材を継続的に確保するため、大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。同時に、デジタル人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。さらに、複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援のための基金を創設すること。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機に、新しい未来を先取りする社会変革に向けて、大学のトランスフォーメーションを後押しするための制度や運用の改善を行うとともに、財政支援についても十分な予算を確保すること。
- ・平成 27 年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地

方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。

- ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。
- ・職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、その運営に関しては、十分な財政支援措置を講じること。
- ・独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

- (6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、令和3年9月に公布された特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。

さらに、体育館を含めた空調設備の整備や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

- (7) Society5.0時代にふさわしい学校の実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、GIGAスクール構想で整備された端末等を維持更新する財源を国で確保すること。家庭学習や新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

また、高等学校等においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、必要な財政措置を講じるとともに、近い将来クラウドサービス等を利用した学びがスタンダードとなることから、校内外通信ネットワークを通信量の増加にあわせて増強するための財政支援を行うこと。

あわせて、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員のＩＣＴ活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、ＧＩＧＡスクール運営支援センター等の学校等に対する技術的なサポート体制整備への支援を継続すること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、新たに補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

- (8) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう支援すること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったところであるが、補償金をサービス利用者が負担するよう、国において環境整備を着実にを行うとともに、図書館関係者等の意見を十分に聴取し、現場の実情を踏まえ、過度な負担が生じない合理的な制度・運用、可能な限り簡素な事務処理スキームや統一的なシステムを構築すること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館としての要件を備えるために行う人的、物的管理体制の整備に対して、必要な財政措置を行うこと。

- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を推進すること。また、大会に係る新型コロナウイルス感染症感染防止対策費を含む開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。
- (10) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育

を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講ずること。

- (11) 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講ずること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、修学旅行等の教育活動を中止又は延期することが考えられるため、その際に発生するキャンセル料等や、修学旅行等の教育活動の実施に当たり新型コロナウイルス感染症対応のために生じた追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (13) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講ずること。
- (14) 子どものスポーツ・文化活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講ずること。
また、国において、地域移行の必要性、目的、スケジュール等について広報を行うとともに、地方における移行の手順や具体的な取組み内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう支援すること。
加えて、教員が地域の団体等でスポーツ指導に従事する場合の兼職兼業の運用について指針を示すこと。
さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、国の責任において必要な財政措置を講ずること。
- (15) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講ずること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づく

り、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）計画をはじめとする国際科学技術研究拠点の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携して機構の早期具現化を図るとともに、国内外の優秀な研究者が集まる研究開発環境の整備について、政府を挙げて中長期的な枠組みで必要な財源及び予算を確保すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在は不可欠である。そのため、国民の安全安心につながるよう安全保障の観点から、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、国内で必要とする医薬品・医療機器等を海外に頼ることなくすべて国内でまかなうことができるように国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びにPPP/PFI手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

- (2) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

(3) 文化庁移転を契機とした機能強化を通じて、文化芸術資源を活用し、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携強化を図り、地域経済の活性化に向けた取組を支援すること。

(4) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、防災対策を含む文化財の保存整備、史跡等の維持管理、未指定文化財の調査、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組に対し、財源措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。

また、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政支援を講じること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

さらに、地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が増大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

(1) ワールドマスタースゲームズ関西や第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)・第5回アジアパラ競技大会など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた上で、スポーツイベント開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー(遺産)を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

(2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

(1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際

大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的スポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。

- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据え更に充実・強化すること。

また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。

- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

- (4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について

(1) パリ協定の目標達成に向け、国は「2050年カーボンニュートラル」を表明し、2030年の削減目標を大幅に引き上げたが、その目標達成に向け、国として技術革新等に率先して取り組むとともに、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするなど、国を挙げて温暖化対策に取り組む機運を醸成し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

(2) 気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済等への被害を最小化、迅速に回復できる社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化するなど「気候変動適応計画」を実効性のあるものとし、適応策を強力に推進すること。

あわせて、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財政措置を講ずるとともに、地域の状況に応じた気候変動影響評価手法の開発など技術的援助の強化を図ること。

(3) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率がいまだ低迷していることから、国は回収率向上のための施策を着実に推進するとともに、改正されたフロン排出抑制法が確実に実施されるよう都道府県への支援を行うこと。

また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は事業者向けのみならず、広く一般国民に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

あわせて、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

(4) 自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、気候変動対策として極めて重要であることから、自動車からの環境負荷低減に関して、電気自動車や燃料電池自動車等の電動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、地方の財源を安定的に確保していくことを前提とした自動車関連税制の抜本的な見直し、規制緩和、既設充電設備の更新を含むインフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

あわせて、モーダルシフト等の自動車利用の抑制の観点も重要であることから、実効性のある施策を推進するための十分な予算を確保すること。

2 大気環境保全対策の推進について

(1) 微小粒子状物質(PM_{2.5})については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、

国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。

また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的なPM_{2.5}濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

(2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

(3) 自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。

特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講ずること。

3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

(1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

(2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。

- ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。
- ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。また、高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
- ・低濃度PCB廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実にを行うため、調査・処理費用等に対する助成制度を創設すること。
- ・さらに、使用中の低濃度PCB含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。

- ・微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器が報告されたことから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。
- ・PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

(3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進基金については、令和2年10月に取りまとめられた「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、令和4年度末で失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく特定支障除去等事業についても、国の財政支援を継続すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

(4) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう、罰則を強化すること。

(5) 平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、今後、市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が急増し、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

(6) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点に加え、G20大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組みを世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、プラスチックの3Rの取組や再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済みのプラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応に伴い生じる市町村の事務負担に対して、必要な財源措置等の支援の充実を図ること。

また、G 7 富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物（E-waste）の管理など、資源効率性向上・3 R 推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

4 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理等への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっては、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

5 生物多様性保全対策等の推進について

（１）生物多様性の保全及び持続可能な利用については、第 15 回締約国会議（C O P 15）で採択予定の「ポスト 2020 目標」を達成するため、次期生物多様性国家戦略では、施策を充実し積極的な推進を図るとともに、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略改定やそれに基づく生物調査及び「30 b y 30」並びに「O E C M」等の取組に必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

（２）攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における予防的防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、新たに都道府県の責務となった、特定外来生物による生態系等被害の防止のための措置等に対し、制度創設を含め必要な取組に対する十分な財政措置を講ずること。

（３）野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生している中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保し、鳥獣管理の一層の促進を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。

- (4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となってさらに利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物や電線類が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去や電線類地中化の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられることを広く周知すること。
- ・地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずるとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じること。
- ・建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- ・令和4年4月から本格的に運用が開始された事前調査結果報告システムの利用をさらに推進するため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、使いやすいシステムに改修すること。
- ・災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策を迅速に実施できる体制が構築されるよう、自治体への支援を行うこと。
- ・中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで40年程の期間があるとされていることから、改正大気汚染防止法による効果は短期間では現れにくいものと考えられる。このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。

また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、わかりやすく国民や事業者に周知すること。

- ・石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- ・アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や再生可能エネルギーの大幅な増加などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用を図ること。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを作ること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「第6次エネルギー基本計画」に基づく2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率38%以上の高みを目指し、「固定価格買取制度」及び本制度から移行する市場連動型新制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政

上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め、速やかな系統連系対策や出力変動対策の強化による接続可能量の更なる拡大、発電量の正確な把握のための基盤整備や系統運用方法の見直し等を推進するとともに、水素等による余剰電力の貯蔵及び調達手段の構築にも取り組むこと。

また、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、各都道府県及び各市町村が区域ごとの再生可能エネルギー発電出力や再生可能エネルギー電力需要量を定期的に把握し、再生可能エネルギーの普及拡大の取組を計画的に進めることができるよう、国において、各都道府県及び各市町村が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、既設分も含めた再生可能エネルギー等のCO₂削減効果を適切に反映する指標や統計の整備を構築すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定や森林の開発行為に係る許可に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国等への報告を義務付けるほか、環境影響評価手続きにおける同一事業該当性に係る基準の明確化などの法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

また、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任を持って事業者を指導し、条例を含む関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元につながる仕組みを創設すること。さらに、不適切開発については、早期に是正される仕組みを構築すること。

加えて、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の設備についても対象とすること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すこと。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

加えて、新たに創設された地球温暖化対策推進法による「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき促進区域において整備された地域脱炭素化促進施設に対して、税制上の優遇措置を設けるなど、より実効性の高い制度とすること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、「水素基本戦略」を抜本的に見直し、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、水素パイプライン等のインフラの整備等を推進すること。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化すること。とりわけ、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策を講じること。

燃料電池バスの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援にも取り組むこと。

また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。

さらに、CO₂フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定に当たっては、洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、主要な利害関係者が県域を越えて存在する場合の利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より

計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備するほか、公募占用指針に定める供給価格上限額、評価内容・評価方法等の設定に当たっては、漁業協調や地域振興の実現など、洋上風力発電と地域との共生が十分に図られる水準となるよう促進区域が属する都道府県知事と協議の上で決定するとともに、促進区域内における漁業操業や魚礁設置等については極力制限を行わないこと。

加えて本法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備について、改正港湾法第2条の4に基づく「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」の適切な配置により、建設促進を図ること。また、管理及び撤去、処分が適切かつ確実に行われる仕組みを作ること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

- ・地域間連系線等の広域的な電力系統の強化
- ・天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田を利用した貯蔵
- ・石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用
- ・燃料電池自動車等によるV2Xの普及促進等
- ・カーボンニュートラルコンビナートの整備

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めていくために、節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について速やかに周知するとともに、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令、発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く国民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民・事業者による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

地震、台風、豪雨など、いつどこで発生するかわからない大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

政府の地震調査委員会が令和4年に公表した南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は「70～80%」であり、首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震、東北地方太平洋沖地震に起因する地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月、令和3年7月、8月の豪雨など、最大規模の風水害が連続している状況から、大規模風水害は毎年発生すると認識し、流域治水の考え方に基づく総合的かつ多層的な風水害対策を加速することが急務である。

大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から11年を迎えて、復興が着実に進展している一方で、復興の完了と自立に向けて地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきがみられることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方自治体は、激甚化する自然災害との複合災害を前提とした対策が喫緊の課題となっている。

このため、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

ついては、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 「第2期復興・創生期間」以降の防災・減災体制の確立

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、大規模災害に備え、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化をめざし、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）の事業規模の目途として示されたおおむね15兆円程度のうち、これまで、令和2・3年度補正予算において約6.8兆円を順調に措置さ

れたところであるが、残る期間においても別枠で確実に予算を措置するとともに、予算については、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策後においても、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。また、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。国土強靱化地域計画に基づく取組等に対する関係府省庁の支援について、実施が検討されている地域計画の要件化に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風、令和2年7月、令和3年7月、8月の豪雨等をはじめとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が拡大されることとなった。引き続き、必要に応じて、対象事業の更なる拡大及び要件緩和や、交付税措置率の引上げなど起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等や消防の体制強化など消防防災力を高めるための財政支援の拡充を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

事前復興の取組を推進するため、災害対策基本法等の法令に事前復興を位置付けること。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前からの復興体制、復興方針・計画、復興ビジョンの検討などのソフト対策、また、円滑な高台移転や津波防災地域づくり、区分所有物件の修理・再建などのハード対策、「まちづくり以外」のハード対策等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう、事前復興を進めるための法整備や制度設計を行うこと。

また、復興法に基づく発災後の財政措置と同様に、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

(4) 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな財政支援制度を創設するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた対策を着実に実施するために必要となる財源について安定的に確保すること。

さらに、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、事前避難を実施した場合、災

害救助法が適用されるが、法の適用経費について確実に財政措置を行うとともに、適用外経費についても財政措置を講ずること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。

併せて、住民が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体が実施する啓発をはじめとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

南海トラフ地震、首都直下地震にかかる震源・津波モデルや地震被害想定が公表されてから 10 年近くが経過するが、この間の河川や海岸の堤防などのインフラ整備や情報通信技術の飛躍的向上、広域応援体制の充実、感染症との複合災害対応など、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定の考え方などを示すこと。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震等の巨大地震が発生すると、広範囲で多数の負傷者が発生するなど、医療需要が急増する一方、供給面をみると、水道や電気、ガスなどのライフラインの寸断や医療機関の損壊等により医療の供給が急減する。その際には、地震の揺れや津波などにより道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、被害想定などの定量的な分析を十分に行うとともに、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、災害拠点病院だけでなく、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する補助率の嵩上げ等、財政支援を充実させるとともに、業務継続計画（BCP）の策定などの取組に対する支援や、災害拠点病院の指定要件追加に対応するための経過措置、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の動作機能の向上等、必要な配慮を行うこと。

また、医療施設の耐震化を一層推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して、複数年度にわたる支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。併せて、大規模災害時にカルテの汚損や流失等により診療の継続が困難となることを防ぐため、お薬手帳を含め診療情報の電子化を促進するとともに、当該電子カルテ情報のバックアップなどを行う医療機関や関係団体の取り組みを支援すること。

さらに、令和元年 6 月に災害拠点精神科病院の整備について通知されたところであるが、災害拠点精神科病院の整備を進めるにあたり、診療報酬への加算等のインセンティブの導入について検討すること。

加えて、分析した被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制の整備など、国を挙げて人的・物的支援機能を強化すること。災害派遣医療チーム（DMAT）等が被災地において切れ目なく活動できるよう効率的な運用を図るとともに、その際、二次災害を避けるため、安全が確保された場所で活動するという大原則に鑑み、適正な運用を徹底すること。

併せて、都道府県保健医療調整本部等における本部活動を含めた災害時に活動する医療従事者等の補償の充実を図ること。DMATについては、DPATと同様に各種損害保険への加入に対する財政支援制度を創設すること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的支援及び継続的な財政支援を充実すること。

熊本地震や平成30年7月豪雨による教訓を踏まえ、国・都道府県間で運用されていた物資調達・輸送調整等支援システムが令和2年度から市町村の情報も共有できるよう機能強化されたが、各地方自治体が先行して導入している各災害関連システムとの自動連携の検討や、物資調達・輸送関連事業者も使用可能とするなど、全国に共通するシステムとして実効的に活用されるよう、今後の機能強化も含め、適切な運用と活用の推進を図ること。併せて、当該システムを使用するための端末配備が難しい地方自治体に対して、端末配布や購入補助制度創設などの支援を検討すること。

災害時に薬剤師の活動先を指定して派遣することについて、適切な派遣体制とできるよう関連法上の運用を検討すること。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について法制化等も含めて制度の充実や整理を図ること。また、被災自治体の状況を考慮して「応急対策職員派遣制度」を円滑かつ柔軟に運用すること。さらに、同制度に基づく応援に留まらず、応援した地方自治体に経費負担が発生しない仕組みを構築すること。

また、大規模・広域災害が発生した場合は応援できる地方自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後もTEC-FORCEの派遣や国による権限代行などを通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。さらに、土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、財政措置等が講じられたところであるが、復旧・復興期に必要なとされる中長期の職員派遣を円滑に行うための体制整備に向けて、財政措置の柔軟な運用や既存の派遣制度との連携にも配慮した運用体制の確立を図るほか、全国的に技術的人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

併せて、被災地での高齢化やマンパワー不足を念頭に、介護職員や災害ボランティア

ィア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) 感染症との複合災害における避難等応急活動対策強化に向けた対策

感染症のまん延期にあっても、確実に住民の避難を確保する体制整備は重要な課題であることから、間仕切りやテント、換気設備など、避難所における感染防止対策に必要な資機材整備、要配慮者受入れのための民間施設も含めた施設改修、避難先となる宿泊施設の借上や指定管理者が管理する公園などの施設の使用、広域避難時の輸送車両の借上など、地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度を創設すること。また、避難所等における感染症対策資機材の整備を、災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

コロナ禍にあって、自宅療養者や濃厚接触者の円滑な避難のため、都道府県と市町村の関係者間で個人情報の円滑な共有や提供ができるよう、法令上の整備や技術的な支援を行うこと。

また、感染者、濃厚接触者の避難について、国有施設の提供のほか、民間施設の活用の促進、移動手段の確保など、安全な避難誘導体制確保に向けた技術的助言などの支援を行うこと。また、濃厚接触者の避難にあたっての公共交通機関の活用などについて、考え方を明確にすること。

被災地への自治体応援職員の派遣前後のPCR検査等の実施について、財政支援も含めた仕組みを整備すること。

コロナ禍における災害ボランティアの受入れ前後のPCR検査等の仕組みの整備や財政支援、受入れに係る統一的なルールを作成などを検討すること。

福祉避難所における要配慮者の受入れが進むよう、PCR検査等を迅速に行える体制整備と財政措置を講じること。

国機関や医療関係者、指定公共機関など、発災後、十分な準備の暇もなく、迅速に被災地の支援に関わる人員のPCR検査等の必要性も含め、感染防止対策のルール化を検討すること。

(10) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築すること。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政措置を講ずるなど、災害等廃棄物処理事業費補助金について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

関係地方自治体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災地の実態を正確に把握し、国として、既存の支援制度の充実や運用の弾力化も含め、迅速かつ積極的に実状に即した廃棄物の撤去・運搬・処理に係る適切な支援策を講じること。

(11) ICTを活用した広域応援・受援体制等の構築

携帯電話位置情報等のビッグデータを活用した被災者の避難動向の把握やライフライン・インフラの被害・復旧に関する情報の共有を図るなど、災害時に国や地方自治体、民間企業・団体等の間で、迅速かつ円滑に情報共有等を図る「災害情報ハブ」の仕組みを早急に構築すること。

特に、ICTやビッグデータを活用して避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を連携させた効果的な仕組みを整備し、これらの仕組みを地方自治体において活用できるよう、防災情報システムとの連携等の活用手段の構築や人材育成

の支援を行うこと。

また、全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを都道府県へ積極的に情報提供し、各都道府県システムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。

都道府県の過重な財政負担を減らすため、上記防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、国で新たなプラットフォームのシステム等を構築する際には、早期に情報共有を行い、各都道府県の意見を十分に聞きながら、地方自治体独自の取組に配慮し、開発・社会実装を進めること。

- (12) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充

迅速かつ確実な復旧・復興を推進するため、地域建設企業が災害対応に活用するという前提のもと、建設機械や災害時通信機器を購入するに当たって、その費用を一部助成する等、災害対応に活用できる建設機械や災害時通信機器の保有を促進する支援措置を講じること。

2 事前防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、被災経験からの教訓や未来に向けた創造的復興（「より良い復興」ビルド・バック・ベター）の好事例を学び、事前防災・減災及び事前復興の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

- (1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、災害対策基本法に「自助・共助」の取組を明確に位置付けて、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む防災対策を支援すること。

特に、地震対策の“入り口”と位置付けられる住宅の耐震化等については、耐震化率の向上とともに、家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化及び災害リスクの低い地域への居住誘導の観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

- (2) 安全な避難空間の確保のための対策

障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだけでなく、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所（一般避難所の福祉スペ

ース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた運営体制を確保するとともに避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画や登用が進むよう、各種媒体を活用した普及啓発により機運の醸成を図ること。あわせて、ペット飼養者についても、これらに準じた配慮をすること。近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースや、円滑な避難活動に資する道路の整備推進のための支援について充実を図ること。

また、平成 30 年発生災害検証報告書（北海道胆振東部地震）や令和元年発生災害検証報告書（房総半島台風、東日本台風等）の対応等を踏まえ、地方自治体が安価・低廉に備蓄することが可能になるよう、コンテナ型トイレやダンボールベッド、液体ミルク、ブルーシート、土のう袋、発電機、携帯用充電器等に加え、感染症の発生・まん延を防止するためのマスクや衛生用品等、避難所の環境改善に資する備蓄品の普及促進策及び保管促進策について検討すること。

さらに、帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

加えて、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政措置を講ずるとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

加えて、出勤時間帯の地震等の発生時の適切な対応について検討し、ガイドラインを作成するなど、事業者や地方自治体、住民への啓発を行うこと。

地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、指定公共機関である事業者への指導や、地方自治体の避難誘導や災害応急活動への技術的支援を行うこと。

また、電力供給体制の崩壊に伴う、信号機の滅灯、交通（避難経路）情報の寸断、道路付属物の倒壊等に伴う避難経路の寸断を防止するため、交通インフラに対する電力供給体制、無電柱化、ラウンドアバウト整備、既存施設の強靱化を促進するとともに、大規模停電対策として実施する支障木の事前伐採に関し、関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すとともに財政支援の充実を図ること。

（3）災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難所となる学校施設や社会福祉施設、医療施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策など、災害の教訓に基づく対策を速やかに推進するとともに、避難者の健康保持の観点から空調設備等の整備をする場合の支援策を検討すること。

また、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、通学路、学校施

設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を充実させること。加えて、ライフライン（上下水道、ガス等）の耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化、災害対策の加速化・深化や、給水優先度が高い医療機関や避難拠点等の重要給水施設管路の耐震化の促進、事務事業の広域化・共同化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

さらに、平成 30 年北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風や東日本台風等の風水害における大規模停電を踏まえて、電力会社に対して、災害に強い電力供給体制の整備、及び電力の安定供給や適切な情報発信が可能な体制の強化を働きかけること。

災害時の電力の確保や、帰宅困難者の一時滞在施設となり得る民間施設を確保する観点から、停電時に住宅やビルなどの電力を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

加えて、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、指定公共機関であるライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化すること。

また、浸水想定区域内にある医療・福祉施設の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要となる費用について、財政措置を行うこと。

そして、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」と並行し、地方自治体の指定文化財についても同様に防火をはじめとした防災対策を講じる必要があるため、国において防火設備や警報設備の整備等に必要な財政措置を拡充すること。

（４）緊急輸送道路等の公共インフラの整備

緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図るとともに、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

また、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じるとともに、定期点検など地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保し、補助・交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。

さらに、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及び代替・補完路の整備・機能強化を推進すること。

また、新広域道路交通計画を踏まえた追加指定については、地方の意見を十分に反映するとともに、指定道路の整備・機能強化推進のために必要な補助制度の拡充等による財政措置を講ずること。

（５）防災体制の整備及び災害対応の人材育成

ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達・手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化や、災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとした国・地方自治体が連携した災害対応が求められる中で総合防災システム、災害対応支

援システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化・標準化など、災害時に必要な防災体制の整備を図ること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）に止まらず、災害派遣福祉チーム（DWAT、DCAT）や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施すること。

また、各都道府県が実施する医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政措置を講じること。

DWAT など、要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整理をする他、平時の研修等の取組に対する財政面での支援の充実を図ること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに、近年の就労環境の変化により、消防団員に占める被雇用者の割合が増えていることを踏まえ、企業経営者など、事業者の消防団活動に対する理解が進むよう、対策の充実を図ること。

あわせて、高齢化の進展などにより、自主防災組織の担い手不足が深刻であるため、若年者を含めた担い手の確保及び活動の活性化について対策を講じること。

さらに、消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航の実施が求められている中で、全国的に操縦士が不足している状況を踏まえ、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるとともに、養成機関の創設など技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。併せて、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援の更なる充実を図ること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、大規模災害等の際にヘリコプター本体やヘリポートの施設・設備が被害を受けた際に、災害対応力の低下を防ぐため、速やかに復旧が可能となるよう財政措置を講じること。

加えて、全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

機動救難士等がヘリコプターに同乗し、出動してから1時間で到達することができない海域の解消に向け、航空基地のヘリコプターの増強や、未配置となっている航空基地への機動救難士の配置など、海上保安庁の更なる救助・救急体制の強化を図ること。また、大規模な海難事故等の発生時における地元自治体等の現地対応や捜索活動経費等の財政負担に対する支援を行うこと。

（6）孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うとともに、当該集落へのアクセス道路に対する防災対策を着実に進めるため、必要な予算を確保すること。

（7）災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や雪害、土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。住民の迅速で適切な避難行動や、地方自治体の早期の防災対応を可能とするため、情報伝達手段の開発・整備や、防災気象情報の高度化について、早期の技術開発と実

用化に取り組むこと。南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震等の観測施設の早期整備と段階的な運用により予測・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

（８）死者・行方不明者・安否不明者の氏名等公表

災害時における安否不明者の氏名等の公表について、国においてデジタル改革関連法を踏まえた検討を行うにあたっては、全国知事会が内閣府の協力を得て取りまとめたガイドラインの趣旨を踏まえるとともに、すでに氏名等公表に取り組む都道府県の取組が後退することなく、促進が図られるよう配慮すること。加えて、死者に係る個人情報の取扱いの考え方等について整理すること。

3 多様な災害対策の推進について

近年、日本列島では、地震・津波、火山噴火による災害が続いている。さらに、台風、線状降水帯の発生による記録的な豪雨等の様々な災害に見舞われていることから、災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対して的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）風水害対策

（ハード対策の促進）

近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組みを推進すること。ついては、流域治水の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備、雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水害軽減策の強化を図ること。

また、令和３年度より新たに対策が重点的・集中的に講じられることとなった「５か年加速化対策」を着実に実施するとともに、土砂災害の専門家による調査などの技術支援や地域に精通した技術職員の確保など国及び地方自治体の組織体制の強化といったソフト対策をハード対策と併せて総合的に推進すること。

治水・治山・土砂災害対策などのハード対策は、中長期的な取組となるが、毎年のように大規模災害が発生している状況を踏まえ、対策の加速化を図るため、「５か年加速化対策」においても、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、別枠で必要となる予算・財源を安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ計画的に進めること。加えて、災害復旧にあたっては、改良復旧を災害対策基本法等においてさらに明確にし、改良復旧による整備を推進すること。さらに、災害査定においては、ドローン等を活用したWeb 査定の方法を恒常的に選択できるようにすることや机上査定の活用により事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

国管理河川のバックウォーターの影響がある支川の整備・管理体制の強化や支川管理者、地元自治体との排水や越水などの情報共有による住民避難体制の

強化を図ること。

河川の氾濫等による浸水等によって大きな被害が想定される地域においては、居住等の誘導について明らかにするなど、土地利用や住まい方に関する制度等について検討すること。

令和3年7月に静岡県で発生し、甚大な被害をもたらした大規模な土砂災害について、引き続き、地元自治体と連携して、原因の究明に努めるとともに、再発防止策の徹底に取り組むこと。加えて、全国知事会の要望に応じて、宅地造成及び特定盛土等規制法が成立し、全国統一の基準・規制が設けられることとなったが、今後予定されている基礎調査及び区域指定等について、調査対象、調査方法、区域指定の考え方などに地域差が生じないように、政省令やガイドライン等を地方自治体の意見を十分に聞きながら定めること。特に、区域の指定に当たっては、現行法で既に権限を有し事務を行っている基礎自治体（施行時特例市）における改正法での事務の取扱いを明確化するとともに、他の法律と重複する区域についての考え方を明示すること。併せて、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、地方財政措置を強化するなどの財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

土砂災害対策については、現行制度では対策・復旧できない箇所について支援できるよう、新たな制度の創設を検討すること。

毎年のように激甚な土砂災害が繰り返されている状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図り、より効率的・効果的な施設整備を推進すること。

（避難対策強化）

市町村が統一的な基準によりハザードマップを作成し、過去の災害記録やダム洪水調節能力を超える洪水など、住民に対して地域の災害リスク、避難行動の必要性を周知できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

また、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、観測・予測精度の向上等を図ることや、「避難スイッチ」「マイ・タイムライン」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に地方自治体とともに努めること。令和4年度出水期に運用開始されている線状降水帯の発生情報の充実に加え、発生予測の精度向上及び避難対策への技術的支援に努めること。

避難情報の早期発令のための地方自治体との情報共有体制の充実を図るとともに、気象庁による会見等による呼びかけなど、気象庁と報道機関が連携した効果的な情報発信の更なる充実に努めること。

令和4年1月には、トンガでの大規模噴火により、日本の広い範囲に津波警報や注意報が発表されたが、結果的に適切な避難行動につながらなかった可能性があるため、避難行動を促すための避難情報の発信の在り方について検討すること。また、冬の夜間の避難行動に備え、避難場所等における防寒対策に向けた財源措置等を行うこと。

さらに避難所の過密を抑制するため、避難所の混雑情報の周知や、避難所外避難者の迅速な把握方法などについて、技術的助言を行うこと。

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨等での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象や避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。

「顕著な大雨に関する情報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報や、新たに導入された「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベル、屋内での安全確保や高齢者の早期避難に関する法令上の規定及び用語の意味を国民にわかりやすく説明し、周知徹底を図るよう、地方自治体とともに取り組むこと。また、それらの情報の発表・発令に伴う住民の避難行動について、検証を行い、避難対策の充実強化に早急に取り組むこと。

加えて、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、今般の警戒レベル等の変更への対応も含め、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化に対して、新しい情報伝達手段システムの開発と整備も含めた技術的・財政的な支援を行うこと。また、線状降水帯の発生を予測するための研究や資機材の開発を早急に進めること。土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等の警戒レベル相当情報の提供と、避難対策への活用について検証を行い、気象台や都道府県の市町村への助言の在り方を含め、市町村の避難対策や住民の避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充実強化を図ること。

高齢者など避難行動要支援者の円滑な避難に向けて、個別避難計画や施設等の避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施、また、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成・確保、ICT技術の活用も含めた避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的な支援の充実努めるとともに、必要性について住民に分かりやすく周知すること。

また、防災情報の提供など、警戒避難体制の構築の一助を担うソフト対策に資するシステムの更新、保守・点検など、恒久的な費用が必要な事業についても、地方財政措置の充実・強化を図ること。防災におけるDXを推進するとともに、AIを活用した災害対応に係る取組の強化を行うこと。

避難所開設状況調査について、指定避難所以外への避難者を含めた避難者数を初動期で全数把握することは困難であることから、避難所運営を行っている市町村の負担に配慮し、調査の報告時期や項目等の運用の見直しを検討すること。

(広域避難体制の強化)

浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、都道府県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分なリードタイムが必要なことや、災害発生前からの避難に関する住民の意識啓発等の課題も多いことから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。

また、改正災害対策基本法で、国の非常災害対策本部が、災害発生のおそれの段階から設置できることや、広域避難の協議手続きが、災害発生前から可能になるなど、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、わかりやすく、実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策のさらなる強化に取り組むこと。

(2) 津波対策

津波防災地域づくりを推進するため、技術的支援、財政的支援及び津波防災地域づくりに関する普及啓発など、最大クラスの津波に対する防災対策に必要な各種支援を充実すること。

特に、津波避難困難地域の解消を図るためには、津波避難施設を十分に確保することが重要であることから、津波避難ビルの指定を促進するために、津波避難施設の耐浪性を確認する簡易表を作成すること。

また、国が進めている太平洋の津波観測網の整備に併せて、広く沿岸自治体等へ津波予測情報を提供する広域的な津波予測システムの整備に取り組むこと。

令和4年1月には、トンガでの大規模噴火により、日本の広い範囲に津波警報や注意報が発表されたが、地震を伴わない津波の発生メカニズムの解明を行うこと。

(3) 火山防災対策

国、地方自治体、公共機関、民間事業者等が一体となって、総合的かつ計画的にソフト・ハード両面から火山防災対策を推進するため、火山対策に関する法制度の充実を図るとともに、緊急に整備すべき施設・設備等については、国による財政負担を法律に明記すること。

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、火山の観測・調査研究を一元的に行う政府機関を整備するなど、観測や情報連絡体制整備、火山研究人材の育成などの一層の充実・強化を図るとともに、地元に着した調査研究を行い、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

活動火山対策特別措置法（活火山法）の規定に基づく基本指針が示されたが、火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。特に、火山活動の切迫性や噴火した場合の社会的・経済的影響等を踏まえ、現行では活火山法の「避難施設緊急整備地域」に特に重点が置かれている避難施設等に対する財政的支援の適用範囲を拡大するとともに、噴火に伴う溶岩流や降灰等の影響が広範囲に及ぶ場合や、社会的影響が大きい場合等、避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定し、これらの地域において国が主導して行うべき火山防災対策に係る基本的な計画を作成すること。

退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、噴火による社会・経済活動への被害を最小化するため、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、事前防災対策等の計画的な実施等を推進すること。

火山周辺の観光地を訪れる外国人や高齢者等の災害情報の収集が困難な者や、通信不感地帯における登山者等への情報発信体制の整備、地域住民や登山者等の避難状況を把握できるシステムの整備・運用など、円滑な避難ができるよう、効果的な情報伝達について速やかに検討するとともに、最新の科学技術を積極的に活用した研究に取り組むこと。

(4) 雪害対策

豪雪による被害を防ぐため、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、平成30年や令和2年12月から令和3年1月にかけての豪雪では、各地の高速道路や国道で自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが多数発生しており、過去の教訓が活かされず、同様の事態が繰り返されていることを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。除雪体制の強化や迅速な情報伝達、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。「顕

著な大雪に関する気象情報」など大雪に関する気象情報について、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。大雪等の予防的な通行規制を実施する際に、関係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化すること。荷主などを含む道路利用者に対し、繰り返し、外出の自粛や広域的な迂回を呼びかけるなど情報発信の徹底を図ること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保するなど、一般道路の吹雪・雪崩危険箇所へのハード対策、高規格道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築すること。積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等に対する必要な予算を確保し、5か年加速化対策等により着実に推進すること。前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、労務単価の高騰等により増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

交通障害・渋滞が深刻化する原因として、運転者に現在の道路状況が十分に伝わらずに新たな流入を招き、さらに渋滞等を拡大させるという悪循環に陥っていることから、高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

さらに、過酷な労働条件により除雪オペレーターの担い手不足が深刻化していることや、除雪業者の安定経営などの観点から、除雪業務を魅力的なものとし都道府県及び市町村の除雪体制を安定的に確保できるよう労務費単価改善等を行うとともに、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

除雪オペレーターの担い手不足に対応するためにも、除雪作業の効率化・省人化に資するICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操作の自動化および吹雪時の車両運転支援技術などの研究開発をより一層推進するとともに、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(5) 大規模火災対策

強風や巨大地震等による木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため地形や街並み等の地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置の充実を図ること。

また、石油コンビナート災害に対する保安の確保のため備蓄しているPFOS含有の泡消火薬剤は、国際的な状況を踏まえ令和4年度中までに廃棄処分しなければならないことから、地方自治体等における泡消火薬剤の早期の備蓄更新及び処

分が円滑に行われるよう、長期的な財政支援の充実を図ること。

4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について

1 で述べた事前復興による取組のみならず、被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進し、加速化させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧・復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧・復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

（1）「第2期復興・創生期間」後も必要となる被災地の復興への支援

東日本大震災の「第2期復興・創生期間」の終了後も復旧・復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧・復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和、激甚災害の適用措置の拡充など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

（2）発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、かつ、円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

また、災害ボランティア車両に対する有料道路の無料通行措置が適用されるよう、被災自治体が各地方道路公社等に行う要請について、複数の地方道路公社等と連絡調整を行う時間的及び作業的な負担が大きいことから、大規模災害時の手続きの簡素化等の措置を図ること。

（3）被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度については、令和 2 年の法改正によって支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたところであるが、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化

など、更なる充実を検討すること。特に、平成 30 年 7 月豪雨の被災者が令和 2 年 7 月豪雨に、令和元年 8 月の大雨の被災者が令和 3 年 8 月に被災するなど、2 年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、地方自治体独自の支援制度への財政支援を検討するとともに、自助の観点から、国民に対して民間保険の活用を促す普及・啓発を図ること。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントの仕組の導入や、こうした取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一的かつ持続的な救済制度を検討すること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者や帰還した住民のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないように制度の充実を図ること。風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

さらに、中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した災害共済制度を創設すること。

(5) 災害救助法の見直し等

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等を想定し、被災地以外の地方自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

特に、住家被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費、孤立地域における仮設トイレの設置など、避難所以外における避難生活基盤に対する支援に係る経費、自宅や応急仮設住宅等の被災者への戸別訪問による健康管理・精神保健活動・福祉活動、災害ボランティアセンターに係る経費全般等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。被災の状況等により、やむを得ず避難所運営管理を外部委託する場合にも、災害救助費による措置を柔軟に行うこと。災害救助に係る事務費について、上限額の撤廃など充実を図ること。あわせて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、求償事務においては国が統一的な基準を示し、地方自治体により差が生じることがないようにすること。

また、災害救助法の適用に当たって、いわゆる4号基準による都道府県の判断以外にも、管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

避難生活を早期に解消し、居住の安定を図るため、既存公営住宅等を災害救助法に基づく「応急仮設住宅」に位置付けるとともに、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

制定から70年が経過する同法について、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。また、家賃上限を超える額を被災者が自己負担することを認めるなど契約条件の緩和について検討すること。

新型コロナウイルスへの感染が急速に拡大している状況下においては、体育館や公民館等への避難により、クラスターが発生する危険性があることから、市町村が避難所を設置した際は、災害が小規模であっても災害救助法を適用（同法施行令第1条第1項第4号）できるよう柔軟な運用基準を予め示すとともに、災害救助法の適用と同時に避難所の設置に係る特別基準（ホテルや旅館等の活用）も適用すること。

救助の実施は都道府県が行うとされているが、国が当該費用を国庫負担の対象外とした場合、都道府県（又は都道府県から事務委任を受けた市町村）による安定的な救助の実施の支障となることから、災害救助事務取扱要領の明文の記載等により対象外である事案を除き、国庫負担の対象外とすることがないように運用を見直すこと。

豪雪災害への災害救助法の適用では、屋根雪の処理等を「障害物の除去」として実施しているが、豪雪地帯の実情に鑑み、救助対象が限定されることのないよう、災害救助事務取扱要領（法による除雪が可能である住宅の状態）を見直すこと。

（6）災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、業務の「標準化」を検討すること。

また、更なる住家被害認定調査の簡素化を図るとともに、被害認定調査・罹災

証明書発行・被災者台帳管理のためのシステムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。

さらに、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の解釈の丁寧な説明や必要に応じた見直し等を図ること。

併せて、近年、工場・店舗等の非住家の罹災証明書についても、事業者向け補助金等各種支援制度の適用基準とされている状況等を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島県の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い地方自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということとを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後とも継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ 外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ 内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性について情報発信すること。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行

い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。このうち、原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害派遣医療チームと DMAT 等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及び DMAT 指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。

カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げ、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。また、広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

併せて、都道府県域を超えるような広域的な UPZ 内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、UPZ 外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

ケ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

コ 避難路の整備について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、新たに交付金で制度化された緊急時避難円滑化事業は

別枠で予算措置するなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

北朝鮮情勢は、これまで、米朝首脳会談が数度にわたって開催されるなど、外交的に解決することをめざした動きが継続されているものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。

(2) 国民保護対策の推進

ア 国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。

イ 事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

ウ 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

また、避難施設であることを示す表示の導入や、避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示し、避難施設の実効性の確保に努めること。

エ 武力攻撃災害発生時の、国民や地方自治体への情報伝達体制を検証し、対策強化を図ること。

オ 事態の類型に応じた訓練想定の実施も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

カ 訓練や資機材整備、避難体制整備等の地方自治体の取組について、財政支援の充実を図ること。

キ 国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

ク 我が国の原子力発電所等に対する武力攻撃に関して、国において、次の事項について責任を持って対応すること。

(ア) 他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識が国際社会において確立されることこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力である。国においては、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(イ) それでもなお、原子力発電所等への武力攻撃などが懸念されるような事

態となった場合には、国は、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ウ) 万が一、原子力発電所等に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

ケ 原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

コ ミサイル攻撃等により原子力発電所から放射性物質が放出された場合に、都道府県へ避難等の防護措置を指示する国の指示・伝達体制の実効性を検証し、最適化すること。また、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を国民に示すこと。

サ J アラート等を含め、生活関連等施設や大規模集客施設に対する迅速・適切な情報伝達体制の強化を図ること。

シ 近年、世界各国でテロ等が多発しており、国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、CBRNE 災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置を始め、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行される地方公務員の定年年齢の引上げに係る円滑な制度移行に向け、必要な情報を早期かつ十分に提供するとともに、以下の事項について対策をとること。

- ・職員の規模や年齢構成のほか、行政ニーズも地方公共団体によって異なることから、各地方公共団体の実情にあった柔軟な運用が可能となるよう制度に一定の柔軟性を持たせること。
- ・制度移行期も含め、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

4 地域国際化等の推進について

(1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

- ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。
- ・ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、交付対象とする事業の範囲を拡充すること。
また、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。
- ・ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の取得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。また、国による「日本語教育の参照枠」の普及が新たに進められるなか、都道府県における普及に対して地方財政措置を行うこと。
- ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。
- ・ 帰国・外国人児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。
- ・ 義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
- ・ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。
とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。
また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。
- ・ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実に努めること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

(2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方

警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- （４）令和４年６月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、令和４年度から開始される旅券の電子申請及び令和４年度以降順次可能となるクレジットカードによる手数料の納付については、旅券事務が本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、次のとおり対応すること。
- ・情報通信基盤や機器整備については、都道府県・市町村に財政負担を及ぼさないよう、国の負担により対応すること。
 - ・システム構築・運営については、住民サービスの低下を招かないよう、市町村窓口等での旅券申請・交付手続きが引き続き対応可能なものとする。
 - ・実施に当たっては、国におけるコールセンターの設置等により申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう対応すること。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計 6 回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成 30 年 7 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年 7 月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和 2 年 11 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年 12 月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年 7 月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

- ・飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。
- ・米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。
- ・米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。
- ・民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
- ・米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

- ・事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年 1 月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

- ・飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- ・米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。
- ・基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
- ・平成 27 年 9 月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。
- ・基地対策に関する経費が地元に移転されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

- ・施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。
- ・返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講ずること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

(7) 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策について

米軍関係者が我が国に入国する場合、出発地検査の厳守や移動制限期間中の制限強化など、水際対策の徹底について、日米間で緊密に連携し、対応すること。

基地内の医療体制の確保や検査体制の整備を含め、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策を日米両国の責任において構築すること。また、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供を行うこと。

さらに、駐留軍等労働者の感染防止対策に関しては、適宜感染防止に必要な検査を実施するなど、万全を期すこと。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

北方領土問題については、ロシアによるウクライナ侵略により、領土交渉等の展望が見通せない状況にあるが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続し、情勢が改善された際には、いち早く四島交流等事業を再開すること。

3 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びそのご家族は高齢となっており、令和3年12月には、拉致被害者家族の親世代は2人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

令和3年10月に就任した岸田総理大臣は、就任直後の記者会見において、拉致問題の解決に向けて、条件を付けずに金正恩委員長と向き合う決意を表明している。

また、これまでに米国のバイデン大統領や各国首脳と相次いで電話等で会談を行い、日本人拉致問題に対する協力、支援及び支持を要請するなど国際社会に向けて拉致問題解決への積極的な働きかけを行っており、令和4年5月には「国民大集会」で拉致問題解決に強い決意を述べている。しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国を始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

○北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に新型コロナウイルスや自然災害などによる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

○北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

○米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、

- 日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
- 行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。
 - 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

この制度確立までの間に、日本近海を航行する船舶について、地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、P I 保険会社等により補填されない部分について、国の費用負担による支援の充実を図ること。

5 漂着船等に対する万全な対策について

昨今、朝鮮半島からとみられる木造船等が我が国に漂流、漂着する事案が増加しており、乗組員による領土への上陸も確認されてきた。令和2年度以降、漂流、漂着する事案は大きく減少しているものの、未だ一定数の事案が確認されている。

地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

6 ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化が想定されることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

- (1) 基礎的な日本語、生活習慣、日本国内の地理等の研修など、全国で共通して必要となる基本的な知識習得を集中的・効果的に行うとともに、各地方自治体の円滑な受入につなげる体系的な仕組みを構築すること。
- (2) 生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行うこと。
- (3) 地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。
- (4) 1年とされている在留資格の取扱いについて、早急かつ明確に方針を示すこと。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ③ 道州制については、国民に十分理解されているとはいえないので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
 - ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあ

り方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ① 現在、国・地方の歳出約 199 兆円に対し、税収は約 106 兆円（国約 65 兆円、地方約 41 兆円）という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
 - ② 現在、国は約 1,055 兆円、地方は約 188 兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
見直しにあたっては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用を含め、

- 「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること
- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合等の取組について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること
- ③ 提案募集方式による地方からの提案について、積極的に検討を行い、できる限り実現を図るとともに、個々の支障事例に拘泥せず、また、提案団体に負担を強いることなく、地方分権改革有識者会議において見直しを行うなど、抜本的改革を図ること
- また、これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること
- さらに、全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」などについても制度的な課題として横断的な見直しを行うこと
- ④ 法令等に基づく計画策定事務については、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと
- さらに、計画策定等が地方の負担になっていることを踏まえ、新たに策定を求める計画等については真に必要なものに限ること
- また、新たに計画策定等を求める場合には、その策定、内容及び手続については可能な限り地方の自主性に委ねること
- その上で、国の地方公共団体に対する新たな計画策定等を可能な限り抑制していくために、立法過程でのチェック体制を構築すること
- ⑤ 憲法 92 条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- ⑥ 国と地方の役割分担については、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しの観点から見直しを行うこと
- 加えて、第 33 次地方制度調査会等を通じて、国と地方のあり方等を検討する際には、事前に地方と十分に協議を行うこと
- ⑦ 税源移譲を含め、国と地方の税源配分が地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること
- また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること
- ⑧ 「国と地方の協議の場」について、国と全国知事会が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること、また地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面のさらなる充実を図ること

《セッション アピール文》

1 地方自治・地方政治

- わが国の地方分権改革は、平成5年6月の地方分権の推進に関する衆参両院の決議を起点として推進され、平成11年の地方分権一括法の成立により、機関委任事務の廃止や国の関与のルール化が図られるなど、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変え、地方公共団体の自主・自立性を高める方向で進められてきた。
- 地方分権一括法の成立により、同法に精神に照らして、地方公共団体が自らの立ち位置を踏まえた自らにふさわしい行政のあり方を選択するよう奨励されるようになったことは、地方分権改革の大きな成果であるが、果たして地方公共団体の側は、従来の発想や行動様式から抜け出し、本来の目的であるはずの「地方自治」の営為そのものの向上、地方自治の現場における創意工夫に十分に取り組んできたのであろうか。
- また、地方分権改革により、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供が可能になり、住民が改革の成果を実感できるようになるためには、「地方政治」の場において、住民自治が実現されることが重要である。
- 本日のセッションを通じて、私たちは、わが国の地方自治の歴史を振り返り、現下のグローバル化時代におけるわが国の諸課題を解決していくためには、従来の中央集権国家とは異なる、自立と連携を基本とした新たな発展モデルが必要であることをあらためて認識した。また、住民の地方政治への関心を高め、真の住民参画と住民自治を目指すための、各都道府県におけるさまざまな知恵と工夫について共有することができた。
- 今後も地方分権の一層の推進は引き続き求めつつも、本日のセッションを踏まえ、自立と連携を基本とした発展モデルをわが国の確固たる軸として、いわば「ポスト地方分権改革」をも見据え、改革の成果を活かした地方自治の深化と地方政治の充実を目指していくという基本的な方向性を共通理解とする。そして、これらの実現に向け、それぞれの地方公共団体が現場での創意工夫に真摯に取り組み、不断の努力を続けていくことをここに確認し、宣言する。

2 脱炭素・地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて

～みんなで一緒に取り組みましょう～

気候変動問題は、私たち一人ひとり、そして、この星に生きる全ての生き物にとって、避けることができない、喫緊の課題です。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。また、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まると言われています。

このため、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」（2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること）を目指しており、各都道府県においても、脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

脱炭素社会の実現のためには、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを排出しない、又は排出量を抑えた行動や商品、サービスを選ぶなど、生活様式を見直すことが必要です。

私たちの行動によって、家庭や地域での温室効果ガスの排出を削減できるのはもちろんのこと、その行動が、企業における温室効果ガスの排出がより少ない商品やサービスの開発を促すことにもつながります。さらに、地域の脱炭素化により、新たな産業や雇用の創出など地域の活性化につながることを期待されます。

私たちが安心して暮らしていくことができる、また、将来世代の子どもたちへ、より良い環境を引き継いでいけるよう、脱炭素社会の実現に向けて、みんなで一緒に取り組みましょう。

（１）家庭でできる取組

家電や自家用車などの使い方や買換えの際の選び方、住まいのあり方を見直すことにより、温室効果ガスの排出削減を効果的に進められますので、省エネと再生可能エネルギー利用の両面から脱炭素化に取り組みましょう。

【取組例】

- ・電気は小まめに消す、エアコンを使う時にはカーテンを閉める。
- ・ガソリン車やディーゼル車は多くの温室効果ガスを排出するので、急発進や急加速をしないなどのエコドライブに努めるとともに、距離に応じて、歩いたり、自転車を使用したり、公共交通機関を利用する。
- ・家電や車の買換え時にはLED照明などの省エネ家電や電気自動車などの次世代自動車を選ぶ。
- ・住宅をリフォーム又は新築する際は、高断熱化するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する。 など

（２）商品やサービスなどの選択による企業への働きかけ

家庭で購入している商品は、製造・流通段階でも温室効果ガスを排出していますので、環境に配慮した製品やサービスを積極的に選択しましょう。

【取組例】

- ・環境配慮マークの付いた商品や、二酸化炭素排出量が見える化した商品、地産地消の飲食サービスを選択する。
- ・事業活動で消費する電力を再生可能エネルギーで調達している企業を商品購入等で応援する。 など

3 LX（ローカルトランスフォーメーション）と デジタル田園都市国家構想について

新型コロナ危機は日本の構造的な問題を改めて顕在化させたが、その解決に向けたデジタル化の推進や、都市部から地方への新たな人の動きなどは、地方において挑戦の機会が飛躍的に増えてきていることを示している。

例えば、デジタル化の進展等により、人や会社の物理的な移動がなくても、大企業で用いられている仕組や、都市部のプロ人材のノウハウが、地方の企業でも直接導入できるようになりつつあり、デジタルの力をうまく使うことで「都市と地方」「大企業と中小企業」の差は、全体として小さくなる可能性がある。

また、あらゆる分野で新たなビジネスの機会が生まれるとともに、農業、小売業、製造業など既存の産業でもビジネスモデルが変わり、新たな価値が生まれている。さらに、大学や高等専門学校でAIなどを活用したスタートアップが数多く生まれているのは、デジタルネイティブな若者優位の表れと捉えられる。

加えて、時間や場所に捉われない多様な働き方が広がりを見せるとともに、解決すべき地域課題の存在や、組織の縦割りが少ない分リーダーシップが発揮しやすいと考えられる中小企業が多いことなど、地方で働くことが今まで以上に評価されやすくなりつつある。

地方創生は、いわゆる増田レポートによる地方消滅の危機感とともにスタートしたが、現在起きつつあるこうした変化は、挑戦への新しい選択肢を示しており、地方にも、若者にもオポチュニティは拡大していると考えられる。

このため、我々は、次に掲げるとおり、デジタルの力をうまく活用しながら、高いQOLを含め地域が持つ様々な資源や特性を生かしたLXローカル・トランスフォーメーションを実践し、地方を挑戦の場に変革していく。

- 我々は、LXの実践者として、地方にこそ挑戦の場があることを指し示し、若者等の果敢な挑戦や、経営者等が取り組む変革への後押しを推し進める。
- 我々は、LXの実践者として、経済成長の原動力となる挑戦心（アニマル・スピリッツ）を育む教育や、地方におけるスタートアップエコシステムを形成する環境整備に取り組む。
- 我々は、LXの実践者として、失敗の許容や十分な投資の確保を通じて、小さくても変化が実感できるデジタル実装の成功事例を生み出し、それを積み重ね、横展開することで、地方におけるデジタル人材の育成に取り組む。
- 我々は、LXの実践者として、全国津々浦々における情報通信やデータ連携等のデジタル基盤の整備に取り組む。
- 我々は、LXの実践者として、デジタル時代に適応したスキルが身に付くリスキリングの実施や、成長分野への労働移動を促進するための雇用慣行の見直しなどに国や経済界と連携して取り組む。

こうした地方による主体的なLXの実践と、デジタル田園都市国家構想をはじめとする国の政策等をうまく組み合わせることで、次代の日本を創生する力強い成長につなげていく。

《参 考》

項目別担当部一覧

項 目	頁	担当部
全国知事会議 宣言		
令和４年７月全国知事会議 奈良宣言	1	総務部
政 策 提 案		
1 くらしの安心確立に向けて	2	調査第一部
2 新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議	3	調査第二部
3 新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言	4	
4 コロナ後に向けた地方創生・日本創造への提言	18	調査第一部
5 デジタル社会の実現に向けた提言 ～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために～	35	調査第一部・調査第三部
6 地方税財源の確保・充実等に関する提言	47	調査第一部
7 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	67	調査第三部
8 ポストコロナ時代の持続可能な医療提供体制構築と健康づくり推進に向けた提言	72	調査第二部
9 ジェンダー平等の実現に向けた提言 ～世界のフロンランナーとなるための４つ（教育・経済・政治・健康）の戦略～	76	
10 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 ～次世代育成支援の抜本強化に向けて～	82	
11 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 ～コロナ禍を乗り越え、子どもが健やかに育つために～	89	
12 「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の推進に向けて	94	調査第三部
13 コロナ禍を乗り越えＬＸローカル・トランスフォーメーションを実現するための提言	97	
14 国産木材の需要拡大に向けた提言	113	
15 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言	122	
16 花粉発生源対策の推進に向けた提案・要望	127	調査第二部
17 国土強靱化の加速と地方創生回廊による分散型国づくり及び地域経済を支える観光の本格的な復興 提言	132	
18 大阪・関西万博（２０２５年日本国際博覧会）の成功に向けた取組みの推進について	134	調査第三部

項 目	頁	担当部
19 大規模災害への対応力強化に向けた提言 ～令和３年に発生した災害の検証を踏まえ～	135	調査第二部
20 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	142	
21 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	160	
22 地方分権改革の推進について	174	調査第一部（地方分権改革推進本部）
23 参議院選挙における合区の解消に関する決議	181	調査第一部
政 策 要 望		
農林水産関係	182	調査第三部
商工労働関係	194	
消費生活関係	200	
国土交通・観光関係	201	調査第二部
社会保障関係	212	
文教関係	230	調査第三部
環境関係	239	
エネルギー関係	245	
災害対策・国民保護関係	250	調査第二部
地方行政関係	271	調査第一部・総務部
基地対策・領土問題・拉致問題等関係	274	総務部
道州制関係	279	調査第一部
セッション アピール文		
地方自治・地方政治	282	調査第一部
脱炭素・地球温暖化対策	283	調査第三部
LX（ローカルトランスフォーメーション）とデジタル 田園都市国家構想について	284	

全 国 知 事 会

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 6 階

総 務 部 電話 03-5212-9127

調 査 第 一 部 電話 03-5212-9130

調 査 第 二 部 電話 03-5212-9131

調 査 第 三 部 電話 03-5212-9134

地方分権改革推進本部 電話 03-5212-9206

◆本書に掲載している各提案・要望は、全国知事会のホームページからも
ご覧いただけます。

[https://www.nga.gr.jp/data/activity/request/kunihenoteianyoubou/
teianyoubousyo/20220728.html](https://www.nga.gr.jp/data/activity/request/kunihenoteianyoubou/teianyoubousyo/20220728.html)

